

わたし達のロータリー財団

[わかりやすい財団テキスト]

世界でよいことをしよう





目次

①ロータリー財団のあらまし

1-1	ロータリー財団の標語、使命、6つの重点分野	1
1-2	わかりやすいロータリー財団モデル	2
1-3	新しいロータリー財団	3

②ロータリー財団の寄付と認証

2-1	寄付の種類	4
2-1-1	年次基金寄付	4
2-1-2	恒久基金寄付	4
2-1-3	用途指定寄付	4
2-1-4	寄付の送金先	5
2-2	認証の種類	6
2-2-1	個人に対する認証	6
2-2-2	認証レベルと認証品	7
2-2-3	クラブに対する認証	8
2-2-4	地区に対する認証	9
2-2-5	認証ポイント	9
2-3	ロータリーカード	10
2-4	税制上の優遇措置	11

③シェアシステムによる財団資金の活用

④ロータリー財団のプログラム

4-1	地区補助金	14
4-1-1	地区補助金概要	14
4-1-2	地区補助金の全般的基準と条件	15
4-1-3	地区補助金で資金を調達できること	15
4-1-4	地区補助金を次のものに使うことはできません	16
4-1-5	補助金の使用計画	17
4-1-6	報告	17
4-1-7	地区補助金の申請から報告の流れ	18
4-1-8	2650地区の地区補助金要領	19
4-1-9	2650地区の地区補助金留意点	20

4-2	グローバル補助金	22
4-2-1	概要	22
4-2-2	グローバル補助金の条件	23
4-2-3	グローバル補助金を次のものに使うことはできません	23
4-2-4	人道的プロジェクト	24
4-2-5	奨学金	25
4-2-6	職業研修	26
4-2-7	6つの重点分野	27
4-2-8	測定可能性と評価	28
4-2-9	持続可能性	29
4-2-10	グローバル補助金の業務サイクル	30
4-2-11	2650地区の申請手順説明	31
4-2-12	グローバル補助金申請書の指針	32
4-2-13	財団補助金の種類を決める	34
4-2-14	補助金事業の報告調査と指導	35
4-3	パッケージグラント	36
4-4	ロータリー平和センター・プログラム	37
4-4-1	目的	37
4-4-2	内容	37
4-4-3	ロータリー平和センター	38
4-4-4	選考基準と申請資格	39
4-4-5	申請数と申請手続	40
4-4-6	資金源	40
4-4-7	申請スケジュール	41
4-4-8	ロータリー平和フェローの現況	42
4-5	ポリオ・プラス・プログラム	43
4-5-1	ポリオ・プラスの概歴	43
4-5-2	ポリオ・プラス・プログラムのこれまで	44
4-5-3	今後の主な課題	45
4-5-4	4つの主なアプローチ	45
4-5-5	ポリオの症例数	46
4-5-6	資金	47

⑤ 補助金プログラムへの参加資格	
5-1 地区の参加資格	48
5-1-1 地区の覚書（地区と財団の間の同意書）	49
5-2 クラブの参加資格	54
5-2-1 クラブの覚書（クラブと地区の間の同意書）	55
⑥ 地区ロータリー財団委員会の役割	59
6-1 地区ロータリー財団委員会の組織	59
6-2 ロータリー財団関連の地区委員会の役割と責務	60
⑦ クラブ・ロータリー財団委員会の役割	62
⑧ ロータリー財団の学友	63
⑨ 財団補助金の授与と受諾の条件	64
⑩ ロータリー財団用語の簡単説明	73

1 ローターリー財団のあらまし

1-1 ローターリー財団の標語、使命、6つの重点分野

ロータリー財団管理委員会は、財団の標語、使命、6つの重点分野（優先事項）を次のように定めています。

ロータリー財団の標語

世界でよいことをしよう

ロータリー財団の使命

ロータリアンが、人々の健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすること

6つの重点分野 (優先事項)

- ・ 平和と紛争予防／紛争解決
- ・ 疾病予防と治療
- ・ 水と衛生
- ・ 母子の健康
- ・ 基本的教育と識字率向上
- ・ 経済と地域社会の発展



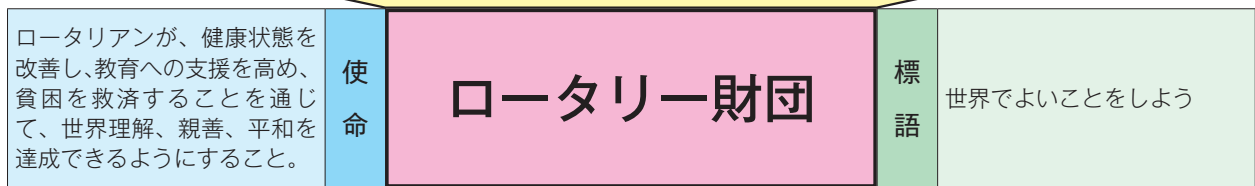
1-2 わかりやすいロータリー財団モデル

ロータリー財団モデル

ロータリー財団は、皆様の「寄付」を資金とし、皆様の「プログラム参加」によって地元及び国際社会に貢献しています。

その他	遺贈友の会（1万ドル以上の遺贈） 慈善年金（1万ドル以上） 冠名ロータリー平和フェロシップ基金（50万ドル以上） 冠名基金（25,000ドル以上）	重点分野を指定することも可 （ただし、その寄付はシェアの対象にはなりません）	冠名指定寄付（Term Gift） （15,000ドル以上、グローバル補助金のWF使用指定が出来る） （30,000ドル以上、重点分野と地区を指定出来る）
認証	アーチ・クランフ・ソサエティ【累計25万ドル以上・3つのレベル】		
	大口寄付者（メジャードナー）【累計10,000ドル以上・レベル1～7】		
	ポール・ハリス・ソサエティ【毎年1,000ドル】		
種類	ベネファクター【1,000ドル以上】	ポール・ハリス・フェロー【累計1,000ドル毎に・マルチプル8段階】	
	恒久基金	年次基金	使途指定寄付

寄付



プログラム

グローバル補助金	パッケージ・グラント	地区補助金	ロータリー平和センター	ポリオ・プラス
2カ国以上のクラブ・地区が6つの重点分野に関するプロジェクトを協同提唱し、立案実施する国際プロジェクトに授与される。	財団が立案し、戦略パートナーと合同で、長期的で大規模なプロジェクトを実施するもので、戦略パートナーとの協力の下、ロータリアンがプロジェクトの実施にあたる。	地区やクラブの裁量で、地元社会や海外で実施する人道的、教育的、社会的な多種多様な奉仕事業に使用することができる。	・紛争解決と平和に関する国際問題について研究するためのフェロシップです。 （奨学金） ・平和、親善、紛争の原因と世界理解の問題に関する研究、指導、出版および知識の増進を図る目的を持っています。 ・ロータリー平和フェローは、ロータリー平和センターで修士課程において学びます。 （期間は15ヶ月、16ヶ月、21ヶ月、22ヶ月、24ヶ月の各コースがあります。）	ポリオ・プラス ポリオと共にハシカ、ジフテリア、結核、百日咳、破傷風の5つをプラスして同時追放を目的とする ウイルスの伝播を阻止するためのワクチンを世界中の児童に予防接種しようというプログラムです ポリオの世界的撲滅の証明を国際ロータリーの最優先事項としています
ロータリーのある国でのみ事業実施可	補助金の下限は、50,000ドル、上限は相談次第。資金はWFと戦略パートナーから提供される。又、地区はDDFを使って、スポンサーとなることができる。	ロータリーのある国でもない国でも可	・ロータリー平和フェローシップには、専門能力開発の修了証を取得する3ヶ月コースもある。	ポリオ・プラス・パートナー ポリオ発生地域で活動するロータリアンを援助し、 ①全国予防接種日のための地域社会動員、 ②ポリオ・ウイルス免疫所への援助、 ③ポリオ担当役員・疫病専門医への援助活動 の三つのニーズに目標をおき、ポリオの撲滅に必要な用具や補給品の費用やその他活動費用等を支援することを目的としている。
補助金の下限15,000ドル～上限200,000ドル（10万ドル以上は管理委員会の承認が必要） DDFに対しては1：1、現金に対しては1/2の補助金（WF）が交付される。 事業規模30,000ドル以上が対象	DDFの50%以内で、地区が一括して財団に申請する。（申請時に、個別プロジェクトのスペンディングプランを提出すること）	一個別プロジェクト当りの補助額は地区の裁量	・ロータリー平和フェローは、将来、政府、民間企業、教育、報道機関、その他の職業分野において指導者となる可能性をもつ人々です。	
事業例	奨学金 職業研修チーム 人道的プロジェクト	事業例 奨学金（海外留学でも国内でも可） 職業研修チーム 人道的プロジェクト 海外での奉仕事業 災害復興支援 その他、社会的ニーズの強い奉仕事業		
重点分野	平和と紛争予防／紛争解決 疾病予防と治療 母子の健康 水と衛生 基本的教育と識字率向上 経済と地域社会の発展	財団は地区に対して監査を行う事が出来る 地区はクラブに対して監査を行う事が出来る 地区・クラブは補助金参加資格を要す		
地区・クラブは補助金参加資格を要す				

1-3 新しいロータリー財団

- ・ロータリー財団管理委員会は、財団プログラムを大幅に変更しました。
2013年7月より全地区で新しい財団プログラムが導入されます。
- ・新しい財団プログラムへの改革の目的は主として以下の通りです。
 - ①財団のプログラムと運営を**簡素化**すること。
 - ②ロータリアンが関心を寄せている**世界の優先的ニーズ**に取り組むことによって、**最大の成果が期待できる奉仕活動に焦点**を絞ること。
 - ③**世界的目標と地元の目標の両方を果たすための**プログラムを提供すること。
 - ④**意思決定権をさらに地区に移行**することによって、地区レベルで、ロータリー財団が自分達のものであるという自覚を高めること。
 - ⑤ロータリー財団の活動に対する理解を深め、**ロータリーの公共イメージを高める**こと。

旧プログラムと新プログラム

旧プログラム		新プログラム
地区補助金 DDFの20%以内、 人道的プロジェクトのみ	改革	●地区補助金 DDFの50%以内で、人道的、教育的、社会奉仕的な多様な分野のプロジェクト可
ボランティア奉仕活動補助金	廃止	
国際親善奨学金	廃止	
マッチング・グラント 1件当り、5,000ドル以上、 150,000ドル以内 人道的のみ	改革	●グローバル補助金 (補助金の下限 15,000ドル、 上限200,000ドル、 6つの重点分野に関するものであれば、人道的、 奨学金、職業研修チームに関するプロジェクトを 自由に立案出来る。)
G . S . E	廃止	
3 - H 補助金	廃止	●パッケージ・グラント (補助金の下限50,000ドル、 上限は相談次第 財団が立案し、戦略パートナーと合同で、長期的 で大規模なプロジェクトを実施するもので、戦略 パートナーとの協力の下、ロータリアンがプロジェ クトの実施にあたる。)
大学教員のための補助金	廃止	
世界平和フェロシップ	継続	●ロータリー平和センター
ポリオ・プラス (ポリオ・プラス・パートナー)	継続	●ポリオ・プラス (ポリオ・プラス・パートナー)

② ロータリー財団の寄付と認証

2-1 寄付の種類

寄付は大きく分けて次の3種類です。

年次基金寄付

恒久基金寄付

使途指定寄付

2-1-1 年次基金寄付

- 年次基金寄付は、寄付の基盤であり、ロータリー財団の補助金とプログラムの主な資金源です。
- 年次基金寄付は、50%が国際財団活動資金（WF）として財団の管理の下に、あと50%が地区財団活動資金（DDF）として地区の裁量の下に、3年後に全額使われていきます。

2-1-2 恒久基金寄付

- 恒久基金は、最低限度のプログラム活動を継続し、将来の新プログラムまたはプログラムの拡張を可能にするためのものです。
- 恒久基金への寄付金は使用せず基金として積み立てておきます。
- 恒久基金への寄付金は投資され、投資収益のうち一部が財団活動の支援に使用されます。
- 恒久基金の寄付方法には、現金、遺贈、慈善年金といったかたちがあります。

2-1-3 使途指定寄付

- あらかじめ使い道を決めて寄付するものです。
ポリオプラス、ポリオ・プラス・パートナー、ロータリー平和センター、グローバル補助金の提唱者側の寄付などです。



MEMO

年次基金寄付は例会毎に寄付を心がけるものです。恒久基金寄付は主にベネファクターがあります。使途指定寄付のポリオ関係も重要です。

2-1-4 寄付の送金先

●公益財団法人ロータリー日本財団の口座

(個人及び法人からの寄付は税制上の優遇措置対象)

三井住友銀行 (0009) 赤羽支店 (226)

普通預金 3978101

公益財団法人ロータリー日本財団

年次基金、恒久基金、ポリオプラス
グローバル補助金提唱者負担分寄付、その他の用途指定寄付

【寄付送金明細書は次の書式を参考にして下さい。】

[※記入方法参照](#)

A 公益財団法人 ロータリー日本財団 寄付送金明細書

振込先：三井住友銀行 赤羽支店 普通預金3978101 名義：公益財団法人ロータリー日本財団

送金明細書送付先：kifu@rotary.org FAX 03-3903-3781 問合せ先：03-3903-3192

通信欄

着金日のRIレートが適用されます

送金情報	送金(予定)日		振込元	金融機関	支店名	送金額合計¥	RIレート
	地区	クラブID#	クラブ名		担当者名	TEL	

	寄付者名 ・個人名 ・法人名 ・クラブ名 ・地区名	ローマ字名 (姓、名)	ID#	寄付分類 ・年次基金 (シェア) ・ポリオ・プラス ・恒久基金 (シェア) ・補助金 (補助金番号) ・その他 (詳細)	円金額	\$金額 ・RIレートと円金額 の入力で自動計算 ・手書の場合は小数 3位を四捨五入、 第2位まで記入
1						
2						
3						
4						

●米ドル建の専用口座の振込

(税制上の優遇措置対象外)

三井住友銀行 新宿通支店

普通預金 0100707

国際ロータリー日本事務局 事務局長 加倉井 隆男 (カクライ タカオ)

④ ドルでの寄付は税制上の優遇措置の対象にはなりません。

2-2 認証の種類

財団の使命とプログラムへの寄付に対して、寄付者にわかりやすい形で、その寄付に感謝をします。感謝のしるしが認証です。

2-2-1 個人に対する認証

個人に対する認証をまとめると次の表のようになります。

寄 付 認 証	年次基金寄付	使途指定寄付	恒久基金寄付	遺贈友の会
財団の友	(現金) 毎年100ドル以上			
ポール・ハリス ・ソサエティ	(現金) 毎年1,000ドル以上			
ポール・ハリス ・フェロー	(現金+認証ポイント) 累計1,000ドル以上			
マルチプル・ ポール・ハリス ・フェロー	(現金+認証ポイント) 累計2,000ドル以上から累計9,000ドル 以上まで1,000ドル毎に8段階			
ベネファクター			(現金) 1,000ドル以上	
大口寄付者 (メジャー ・ドナー)	(現金) 累計10,000ドル以上 (レベル1からレベル7まで)			
アーチ・クランフ ・ソサエティ	(現金) 累計250,000ドル以上 (管理委員会サークル・管理委員長サークル・財団サークル の3つのレベル)			
大口寄付者 (遺贈の寄付)				遺贈10,000ドル以上 (レベル1からレベ ル7まで)

2-2-2 認証レベルと認証品

〈認証レベルと認証品〉

ポール・ハリス・フェロー (PHF)・マルチプル・ポール・ハリス・フェロー (MPHF)

PHF	1,000~1,999.99ドル	ポール・ハリス・フェロー 襟ピンと認証状 (メダルは希望者のみ有料)
MPHF 1	2,000~2,999.99ドル	襟ピン サファイヤ 一粒
MPHF 2	3,000~3,999.99ドル	襟ピン サファイヤ 二粒
MPHF 3	4,000~4,999.99ドル	襟ピン サファイヤ 三粒
MPHF 4	5,000~5,999.99ドル	襟ピン サファイヤ 四粒
MPHF 5	6,000~6,999.99ドル	襟ピン サファイヤ 五粒
MPHF 6	7,000~7,999.99ドル	襟ピン ルビー 一粒
MPHF 7	8,000~8,999.99ドル	襟ピン ルビー 二粒
MPHF 8	9,000~9,999.99ドル	襟ピン ルビー 三粒

ベネファクター Benefactor (恒久基金への寄付または誓約) 認証品は初回のみ

ベネファクター	1,000ドル以上	ベネファクター認証ピンと 認証状
---------	-----------	---------------------

大口寄付者 (MD) アーチ・クランフ・ソサエティ (AKS)

MDレベル1	10,000~24,999.99ドル	クリスタルと襟ピン/ペンダント
MDレベル2	25,000~49,999.99ドル	クリスタルと襟ピン/ペンダント
MDレベル3	50,000~99,999.99ドル	クリスタルと襟ピン/ペンダント
MDレベル4	100,000~249,999.99ドル	クリスタルと襟ピン/ペンダント
AKS管理委員会サークル	250,000~499,999.99ドル	クリスタルと襟ピン/ペンダント
AKS管理委員長サークル	500,000~999,999.99ドル	クリスタルと襟ピン/ペンダント
AKS財団サークル	100万ドル以上	クリスタルと襟ピン/ペンダント

2-2-3 クラブに対する認証

クラブに対する認証は次の表のようなものがあります。

<p>100%財団の友クラブ</p>	<p>1年度中に、クラブ会員全員が年次基金寄付を現金で100ドル以上寄付したクラブの認証。 年度終了後(8月)にバナーが送られます。 (何回でも受賞できます) 集計は6月末に行われる。</p>
<p>100%ポール・ハリス・フェロー・クラブ</p>	<p>クラブ会員全員がポール・ハリス・フェローになっているクラブの認証。 年度途中でも100%に達すれば、いつでも日本事務局財団室に申請出来ます。</p>
<p>EREY (毎年あなたも100ドルを) クラブ</p>	<p>1年度中に、正会員全員がいくらかの年次基金寄付(金額を問わない)をしたクラブで、クラブ寄付が、1人当たり平均100ドル以上となった場合の認証。 EREYクラブとして、バナーが贈られる。 集計は6月30日現在で行われる。</p>
<p>年次基金の1人当たりの 寄付上位3クラブ</p>	<p>各地区内で、一人当たりの寄付額が上位3位に入ったクラブに贈られる。 クラブが認証資格を得るには、年次基金への1人当たりの平均寄付額が最低50ドルに達している必要があります。</p>

MEMO

年次基金寄付の無いクラブは、財団寄付0クラブとして発表されますので最低でも1人あたり100ドルを目指してください。2012-2013年度の2650地区の目標は1人あたり160ドル以上です。

寄付金はいろんな奉仕事業にいかされています

井戸の建設事業



水汲む子供と会員

教育支援事業



2-2-4 地区に対する認証

恒久基金への寄付に関する次のものが、地区の認証となります。

- ベネファクターの数を報告したり、地区の傑出した活動が認められた場合、財団管理委員長からガバナーに感謝状が贈られます。
- 25,000ドル未満の恒久基金寄付の収益は地区レベルでシェアシステムの対象になります。

2-2-5 認証ポイント

- 年次基金寄付または使途指定寄付をすると、その額がポイントとなります。
- ポイントは他の人に譲ることが出来ます。
- 認証ポイントの移譲のミニマムは1ドル(1ポイント)です。
- 現金寄付額と認証ポイントの合計が1,000ドルになるとポール・ハリス・フェローとなります。さらに、現金寄付額と認証ポイントの合計が2,000ドル以上になれば、マルチプル・ポールハリス・フェローとなります

寄付金は、地元のニーズ 世界のニーズに応えます



環境保全プロジェクト



用水パイプラインプロジェクト

2-3 ローターカード

- ・2000年9月に国際ロータリーは、クレジット・カード・プログラムを開始しました。
- ・日本では、2002-03年度より、ロータリー・カードが発行されました。
- ・ロータリー・カードは、「ロータリー・インターナショナル・ゴールド・マスターカード」と「ロータリー・インターナショナル・スタンダード・マスターカード」の2種類です。
- ・ゴールド・カードについては、年会費10,500円から1人3,000円が日本事務局へ寄付として振り込まれています。
- ・2007年10月からカード購入額の0.3%がロイヤリティーとして日本事務局に振り込まれています。
- ・カードで買物をしますと、ポイントがつきます。そのポイントを貯めて1,000ポイント(5,000円分)になりますと、そのポイントをロータリー財団に寄付することができます。現金ですので、買物をした個人の年次基金寄付として実績に加算されます。
- ・日本では、2010-11年度までのロイヤリティー累計は約2,750万円となっています。2010-11年度だけでも、ロイヤリティー、スマイルポイントの合計は約690万円程となっています。ちなみに、全世界でのロイヤリティーによる2010-11年度までの寄付累計額は、約700万ドル以上にのぼります。



ロータリーカードは財団活動を支援する唯一のオフィシャルクレジットカードです。

Rotary International Gold MasterCard

Rotary International Standard MasterCard

カードショッピングご利用金額の0.3%を財団に寄付

ロータリーゴールドカードの年会費10,500円のうち、3,000円が財団に寄付

貯まったポイントで財団への寄付が可能

貯まったポイントは

ロータリー財団への寄付としてご利用いただけます。1,000 smile = 5,000円分 No.9405

～個人の寄付実績としてカウントされません～



2-4 税制上の優遇措置

公益財団法人ロータリー日本財団

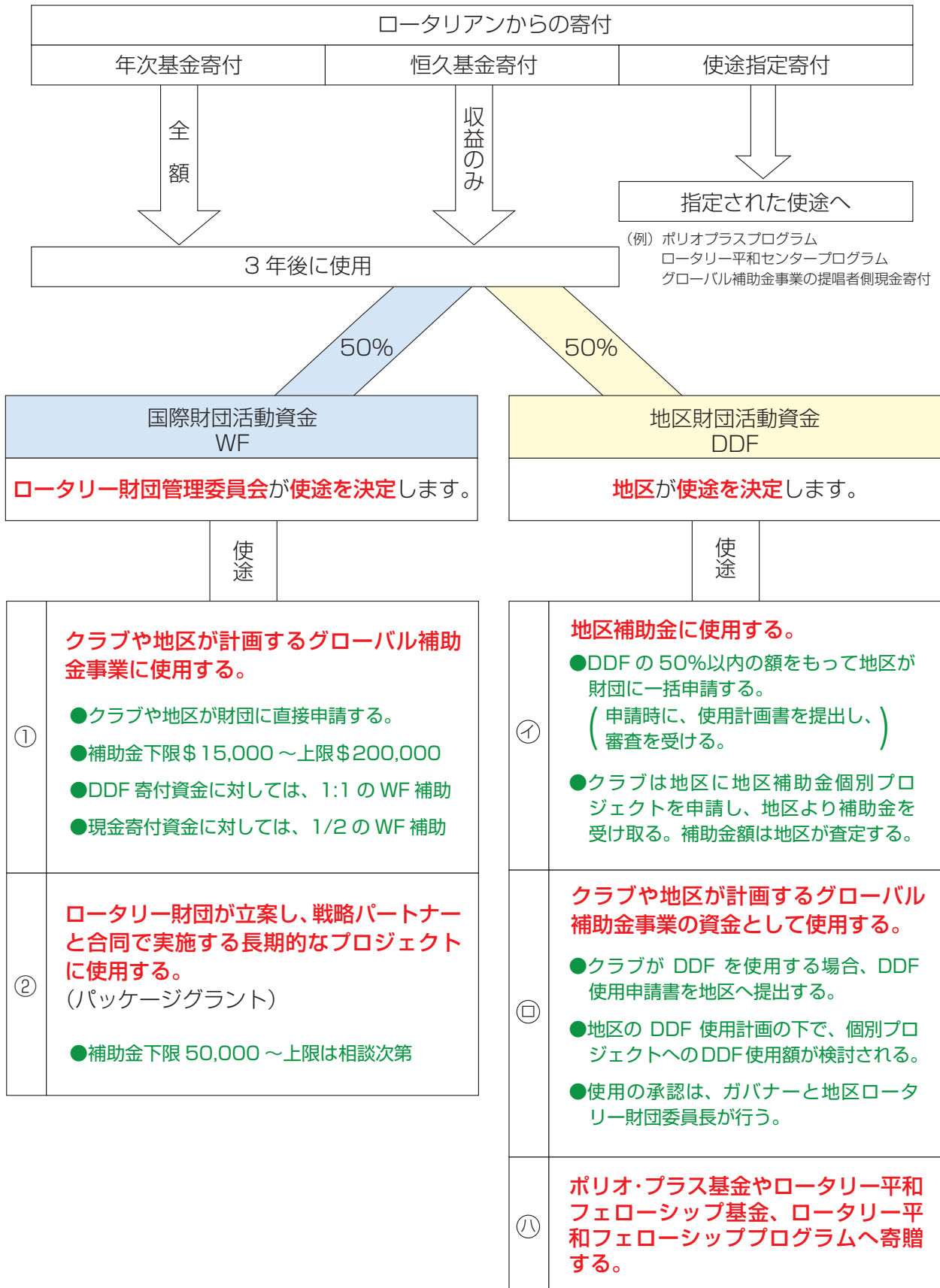
- ・ 2010年12月24日に公益財団法人ロータリー日本財団が登記されました。
- ・ 公益財団法人ロータリー日本財団の事業は**次の二つ**です。
 - ①個人が海外留学するため、もしくは海外から日本へ留学するための奨学金（グローバル補助金に於ける奨学金）およびロータリー平和フェローシップの付与。
 - ②非営利財団法人である国際ロータリーのロータリー財団の活動を支援するための寄付金の提供。
- ・ 公益財団法人ロータリー日本財団では、皆様の寄付金につきまして、奨学金に関するものは直接運用しますが、それ以外のものは、ロータリー財団にそっくりそのまま送金します。

税制上の優遇措置

- ・ **公益財団法人ロータリー日本財団への個人、法人からの寄付**は、公益目的事業を支援するために支出された「特定公益増進法人」への寄付金として取り扱われ、**税制上の優遇措置の対象**となります。
- ・ **個人の寄付金**に対する優遇措置は、「**所得控除**」、または「**税額控除**」のいずれかを選択することが出来ます。
- ・ 「**税額控除**」をお受けいただくためには、確定申告の際「**領収証**」のほかに、「**税額控除に係る証明書**」の提出が必要となります。証明書をお持ちでない方は日本事務局までご請求下さい。なお、特定公益増進法人であることの証明書は必要ありません。
- ・ 寄付金控除の制度、確定申告の手続等につきましては、**国税局のホームページ**、または**最寄りの税務署**にお問い合わせ下さい。
- ・ **確定申告用領収証**は、**個人による寄付**については、所属のクラブにまとめて送付されます。**7月から12月までの分は翌年1月末に、1月から6月までの分につきましては、同年7月末に送られて来ます。法人による寄付**については、**随時領収証を発行**します。送金明細書の通信欄に送付先を明記して下さい。
- ・ **オンライン（クレジットカード）によるロータリー財団への寄付**についても、**日本円での寄付**については、公益財団法人ロータリー日本財団を通じて**税制上の優遇措置を受けられます**。

③ シェアシステムによる財団資金の活用

年次基金寄付と恒久基金収益を、3年後に国際財団活動資金（WF）と地区財団活動資金（DDF）にそれぞれ50%ずつ配分することをシェアシステムと言います。



4 ロータリー財団のプログラム

ロータリー財団のプログラムは、「地区補助金」、「グローバル補助金」、「パッケージ・グラント」、「ロータリー平和センタープログラム」、「ポリオ・プラス・プログラム」の5つです。

財団プログラム概要

地区補助金	<ul style="list-style-type: none"> ●地区に一括して授与される補助金 DDFの50%以内 ・事業分野はクラブと地区の自由裁量 ・1プロジェクト当りの補助額に下限はない。 ・地元地域社会でも海外でも事業を実施できる。 ・使用管理表、収支管理表、会計明細書、領収書等を地区で保管しておく。 ・時々、無作為に地区に対して財団本部からの監査がある。 ・DDFのみでWFは使えない。 	<p>〈事業例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人道的奉仕事業 ・音楽や文学・歴史等に関する奨学金。(海外留学でも地元の大学に行く場合でも可) ・経済的に困っている学生への学費の支援 ・用途指定で現金贈与が出来る。 ・職業研修チーム派遣(期間、人数ともに自由) ・職業訓練の支援 ・災害救援 ・海外のクラブとの協力事業。 ・地元地域社会での奉仕事業。 ・海外での奉仕事業(ロータリーのある国でもない国でも可) ・海外や国内での建物、施設の増改築やインフラの建設も可。 ・その他、社会的ニーズの強い奉仕事業(人道的なもの)
グローバル補助金	<ul style="list-style-type: none"> ●2カ国以上のクラブ・地区が6つの重点分野に関するプロジェクトを協同提唱し、立案実施する国際プロジェクトに授与される。 補助金の下限\$15,000.~上限\$200,000. (\$10万以上は、管理委員会の承認が必要) 現金やDDFの提唱者寄付にWFがマッチングされプロジェクトが実施される。 DDFに対しては1:1、現金に対しては1/2のWFが交付される 	<p>グローバル補助金は、次の6種類の重点分野に活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平和と紛争予防/紛争解決 ・疾病予防と治療 ・母子の健康 ・水と衛生 ・基本的教育と識字率向上 ・経済と地域社会の発展 <p>〈事業例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6種類の重点分野を専攻する奨学金(1年から4年間)(WF50%、DDF50%) ・6種類の重点分野に関する職業研修チーム派遣 ・6種類の重点分野に関する多額の人道的事業 ・その他、6種類の重点分野に関する事業 ・改築・増築も可能 ・インフラ建設も可能 ・ロータリーのある国でのみ事業実施可
パッケージ・グラント	<p>補助金の下限\$50,000.~上限は相談次第</p> <ul style="list-style-type: none"> ●財団が立案し、戦略パートナーと合同で、長期的で大規模なプロジェクトを実施するもので、戦略パートナーとの協力の下、ロータリアンがプロジェクトの実施にあたる。 WFと戦略パートナーからの資金で実施 (地区は、DDFを使って、スポンサーとなることができる。) 	<p>〈事業例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6種類の重点分野に関する事業 (※)戦略パートナーとは… ・財団の管理委員会で選定します。 ・100万ドルレベル以上の資金を保持していること ・専門技術団体等も視野
ロータリー平和センタープログラム	<p>補助金の下限\$50,000.~上限\$120,000.</p> <p>財源は、DDFの寄贈、現金寄付、WF、基金寄付、期限限定寄付、遺贈等です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争解決と平和に関する国際問題について研究するためのフェローシップです。 ・ロータリー平和フェローシップは、2年間、ロータリー平和センター(世界6ヶ所、7大学にある)で修士課程において学びます。(15ヶ月、16ヶ月、21ヶ月、22ヶ月コースもある。) ・ロータリー平和フェローシップには、専門能力開発修了証を取得する3ヶ月コースもある。
ポリオ・プラスプログラム	<p>補助金の下限、上限ともなし</p> <p>ポリオ・プラス用途指定寄付金等 ポリオ・プラス基金100%で実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ポリオ・プラス (ポリオと共にハシカ、ジフテリア、結核、百日咳、破傷風の五つをプラスして同時追放を目的としている。) ・ポリオ・プラス・パートナー (ポリオ発生地域で活動するロータリアンを援助し、 ①全国予防接種日のための地域社会動員、 ②ポリオ・ウイルス免疫所への援助、 ③ポリオ担当役員・疫病専門医への援助活動 の三つのニーズに目標をおき、ポリオの撲滅に必要な用具や補給品の費用やその他活動費用等を支援することを目的としている。)

4-1 地区補助金

- ・「地区補助金」は、クラブと地区がロータリー財団の使命を支え、特定の関心に応じて地元や海外の緊要なニーズに取り組むための補助金です。
- ・DDFの50%以内を使って、地区の裁量で自由に、人道的、教育的、社会奉仕活動等のプロジェクトを実施出来るもので、地区が管理します。

4-1-1 地区補助金概要

地区補助金の概要は次の通りです。

- | |
|---|
| ●財源は、 DDF のみです。 |
| ●3年前の年次基金寄付と恒久基金利息による DDFの50%以下 を補助金として申請できる。 |
| ● 地区が一括して申請し、一括して補助金を受け取ります。
地区からクラブに補助金を授与します。 |
| ●一括して受け取った地区補助金は、 地区が管理する。 |
| ●比較的短期間のプロジェクト。
(プロジェクトと活動は、 18ヶ月以内に完了 することが望ましい。) |
| ● 1回限りの比較的小規模 のプロジェクト |
| ● 奨学金 の場合、 2年を超えてはなりません。 |
| ● 奨学金 の場合、 高校、大学、大学院いずれでも可。
学校は、 国内、海外を問わない。 |
| ●1件当たりのクラブ・プロジェクトまたは地区プロジェクトへの補助金額は比較的少額で、 ミニマムの規定はありません。 |
| ● 国内の事業にも、国際レベルの事業にも参加 できます。 |
| ●海外で事業を行う場合、実施地に ロータリー・クラブのあるなしを問いません。 |
| ●プロジェクトの分野は問いません。 地区の裁量で実行出来ます。 |
| ●たとえ 海外のクラブとの事業 であっても、 地区が主たるスポンサー （Primary Sponsor）で、申請書を提出し、実施と報告の 責務 を負います。 |
| ●次の地区補助金を支払われるためには、 現在の地区補助金をclosed にしなければなりません。 |
| ●一括して受け取った補助金を、受け取った後、 残金 があり、 ロータリー財団に返却 した場合、 DDFとして戻る。 |
| ●海外で 奉仕活動 をする、または プロジェクトの調査をするロータリアンの旅費 を支給できる。 |

4-1-2 地区補助金の全般的基準と条件

地区補助金の基準と条件の主たるものは次の通りです。

基準	<ul style="list-style-type: none">●すべての地区補助金は、ロータリー財団の使命を守ること。●ロータリアンの直接参加を含むこと。
条件	<ul style="list-style-type: none">●それぞれの補助金を律する条件を守ること。●ロータリー財団または国際ロータリーに補助金授与以外の責任を負わせないこと。●米国および実施国の法令を守り、個人または団体を傷つけないこと。●承認された活動だけに資金を使うこと。既に完了または開始したプロジェクトには補助金を授与しないこと。●補助金参加者について定められているConflict of Interest (利害の衝突)の方針に従うこと。●ロータリー・マークを適切に使用すること。

4-1-3 地区補助金で資金を調達できること

地区補助金を活用できるのは次のようなものです。

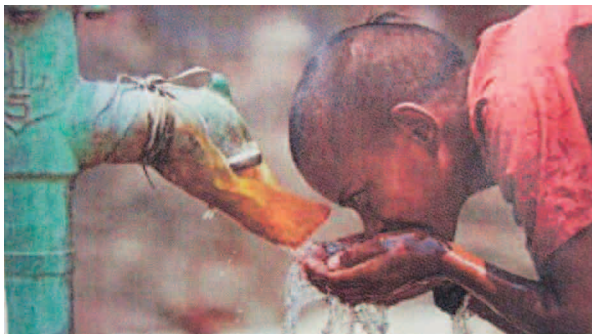
<ul style="list-style-type: none">●人道的プロジェクト
<ul style="list-style-type: none">●職業研修、チームの費用 (参加者の資格要件、チームの規模、期間、参加者の年齢の基準等は地区の裁量とする)
<ul style="list-style-type: none">●奨学金 (期間は2年以内、専攻分野自由、資格基準や授与額は地区設定、国内でも海外でも可)
<ul style="list-style-type: none">●災害救援
<ul style="list-style-type: none">●地元と海外でのプロジェクトと活動
<ul style="list-style-type: none">●ロータリー・クラブのある国およびない国のプロジェクトとその市民を支援する活動
<ul style="list-style-type: none">●インフラ (社会基盤) の建設は、次のものを主とします。 トイレ、上下水道、側溝、ダム、橋、貯蔵設備、フェンスやセキュリティシステム、水、灌漑システム、温室 (ただし、必ずしもこれらに限定されるというわけではありません。)
<ul style="list-style-type: none">●既存建物の増改築、修理。 電気、水道、暖房などを建物内に取り入れること。屋根の修理。 病院、学校などの既存建物の増改築。エレベーター、浴室の改装など。

4-1-4 地区補助金を次のものには使うことはできません

次のようなものには地区補助金を使用できませんので注意して下さい。

- 人種、性別、言語、宗教、年齢を理由とした**差別的なこと**。
- 政治、宗教**に関わること。
- 教会などの純粋に**宗教的な行事**の支援。
- 妊娠中絶、性別決定**などに関する活動の支援。
- インターアクト、ローターアクト、ロータリー友情交換、RYLA、青少年交換などの**国際ロータリー・プログラムの支援**。
- 武器**の購入。

世界でよいことをしよう



水プロジェクト



母子の健康プロジェクト



識字率向上プロジェクト



児童養護施設支援プロジェクト

4-1-5 補助金の使用計画

- ・地区ガバナー、地区ロータリー財団委員長、地区財団補助金委員長が、**クラブからの個別プロジェクト申請を基に、「使用計画」を作成**します。次に、この役員3名が**地区から財団へ**の地区補助金申請書を承認し、**オンラインで「使用計画」を提出**します。財団で申請書が審査され、承認された後で、補助金資金が支払われます。
- ・使用計画に、20%の臨時費を含めることができます。

4-1-6 報告

報告に関しては次の点に留意して下さい。

- 地区は、補助金を受領してから「12ヶ月以内」に、「最終報告書」をロータリー財団に提出しなければなりません。
- 最終報告書には、使用計画と同じ形式で、補助金資金の最終的な使途を記載します。
- 地区が当初に提出した使用計画と、実際の使途が異なる場合は、最終報告書に変更点を必ず明記して下さい。
- 地区は、個別プロジェクトの完了を待たずに、全補助金を各プロジェクトに支出した時点で最終報告書を提出できます。
- クラブは、補助金を使用した後に、地区に最終報告書類（領収書、記録写真を含む）を提出します。（プロジェクト完了から1ヶ月以内に提出すること。）
- クラブの報告書は、書類保管の要件に従って、地区が保管します。
- 地区は、地区補助金の使用について、毎年クラブに報告する責務があります。

地元社会奉仕事業

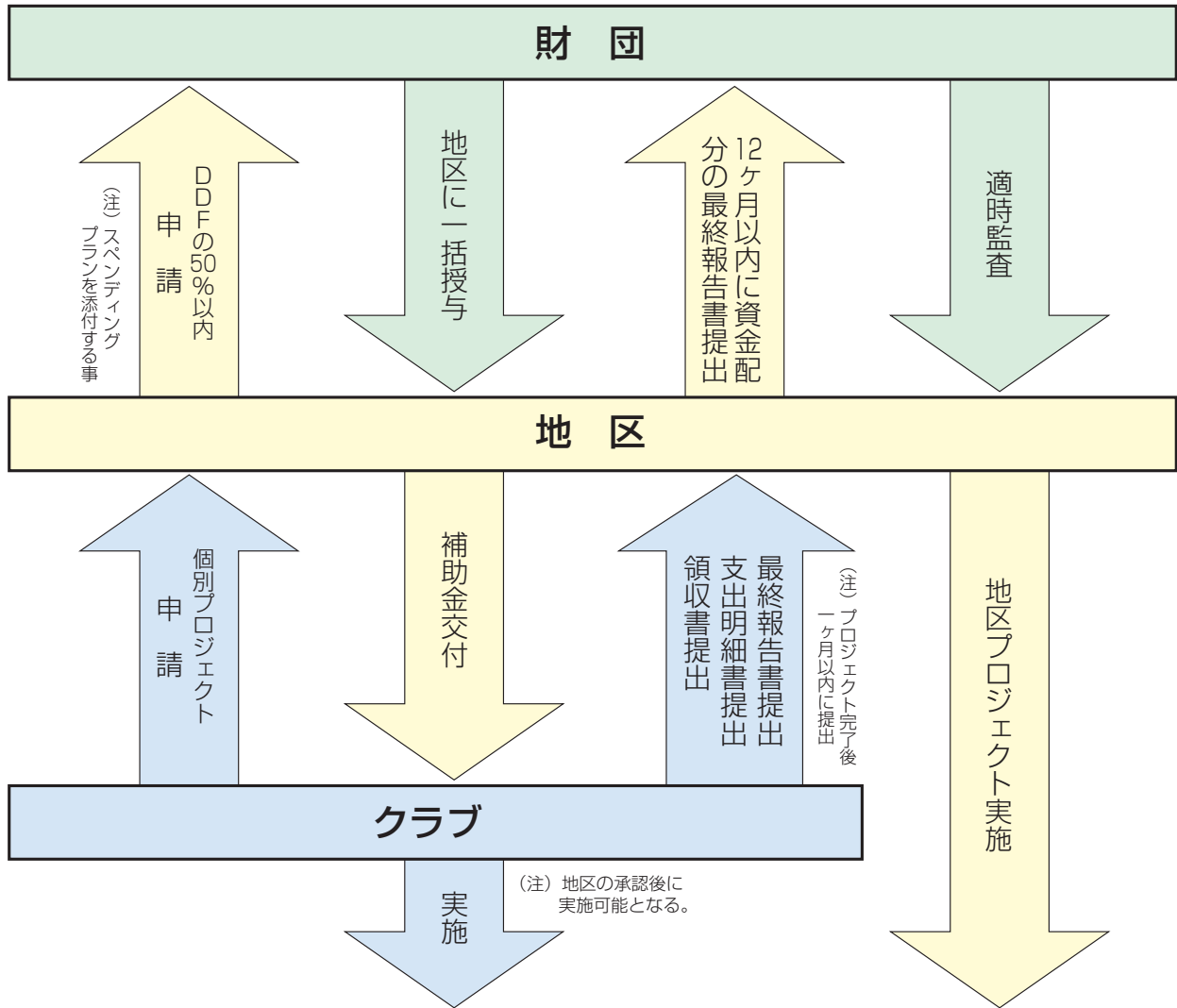
視覚障害者支援事業として障害のある皆様の音楽発表会を開催。

障害のある方々が楽器を演奏し、1,000人以上の市民を前に日頃の練習成果を発表した。



4-1-7 地区補助金の申請から報告の流れ

地区補助金の申請から報告の流れについて、財団、地区、クラブのそれぞれの立場で理解していただくために次の図式をご覧ください。



奉 仕 事 業	
MEMO	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業分野はクラブと地区の自由裁量 ・ 1プロジェクト当りの補助額に下限はない。 ・ 地元社会でも海外でも事業を実施できる。 ・ 海外や国内での建物、施設の改築事業も可。 ・ インフラ整備も可。
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化・芸術分野に関する奨学金 (海外留学でも地元の大学に行く場合でも可) ・ 経済的に困っている学生への学費の支援 ・ 使途指定で現金贈与が出来る。 ・ 職業研修チームの派遣 (期間・人数ともに自由) ・ 職業訓練の支援 ・ 災害救援 ・ 海外のクラブとの協力事業 ・ 地元地域社会での奉仕事業 ・ 海外での奉仕事業 (ロータリーのある国でもない国でも可)

4-1-8 2650地区の地区補助金要領

2650地区では、以下の様に地区補助金要領を定めています。

日 程	提案書提出期間	・ 随時（4月末日まで）
	申請書提出期間	・ 2月1日～5月15日
	審査期間	・ 5月16日～5月31日
	交付開始	・ ローターリー財団より地区に補助金が一括で振込まれ次第
補助金交付基準	人道的事業補助金の限度額と提唱クラブの自己資金拠出必要額	<ul style="list-style-type: none"> ● 次のいずれか大きい方の金額をもって補助金交付額の最高限度額とする。 <ol style="list-style-type: none"> ① クラブの申請時の直前年度の一人当り年次基金寄付実績の30倍の額 ② クラブの自己資金拠出額の2倍の額 ● 提唱クラブの自己資金拠出必要額は、事業1件当り15万円以上とする。 ● 地区事業の場合、全予算額を補助金対応とする。
	奨学金の補助額と提唱クラブの自己資金拠出必要額	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学生の奨学金補助額（1人当り年間） <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内は80万円以下 ・ 国外は120万円以下 ● 高校生の奨学金補助額（1人当り年間） <ul style="list-style-type: none"> ・ 65万円以下 ● 提唱クラブの自己資金拠出必要額は授与予定奨学金額の20%以上とする ● 地区事業の場合、授与予定奨学金全額を補助金対応とする。
	職業研修チームの補助額と提唱クラブの自己資金拠出必要額	<ul style="list-style-type: none"> ● 一チーム当りの補助額は、最大120万円を限度とする ● 提唱クラブの自己資金拠出必要額は、全予算額の20%以上とする。 ● 地区事業の場合、全予算額を補助金対応とする。
	特記	事情によって、財団補助金委員会の裁量による補助金額の追加調整もあります。
補助金の条件	支給方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 人道的なプロジェクトへの支給は、逼迫性、緊急性、受益者の数、人道的重要度、等を審査の主眼とします。 ● 奨学金の支給は、優秀な学生でかつ経済的に困難な状況にあるかどうかを十分に審査します。 ● 職業研修チームについては、目的が明確であるか、効果が十分に期待出来るか、チームメンバーは優秀か、予算は合理的なものであるか等を中心に検討致します。 ● 補助金の支給については、地区補助金の各分野への配分予算額を超える申請があった場合は、先着優位と人道的重要度優位の2点を審査の主眼とする競争性により決定します。
	遵守誓約	<ul style="list-style-type: none"> ● 補助金の主たる目的通りに適正に資金を活用すること。 ● 財団の定める授与と受諾の条件を遵守すること。 ● 地区との「報・連・相」を密接にすること。

4-1-9 2650地区の地区補助金留意点

2650地区では、地区補助金の留意点について、次の様な説明を加えています。

利用上の留意点

- プロジェクトは、人道的なもので、本当に困っている人々を支援するものであることが望ましい。
- 人道性があり、地域の緊急のニーズに応えるものであることが望ましい。
- 贈呈された物品は、不特定多数（受益者数、最少6名以上）の人々の為に利用されること。
（特定の人に贈る場合は不適格となります。）
- 建物の新築は不適格です。増改築は認められる場合があります。
- 貯水池、掘り込み式便所、トイレ式、給水設備、井戸の建設は認められる。
（それ以外も検討対象）
- 教育的分野では、国内や海外の大学で学ぶために、援助を必要とする（経済的に恵まれていない）学生で、かつ成績、資質の優秀な学生に奨学金を提供する事業を主としてお考えください。
（専攻分野は自由、高校・大学・大学院のいずれでも可、期間は2年以内です。）
- 職業的分野では、職業に関連する技術を学んだり、特定の分野において現地の人々を指導する目的をもった専門職に携わる人々から成る職業研修チーム事業を立案下さい。
- 経済的に困っている学童のための学用品の寄贈や教育費として絶対必要と認められる費用の使途指定現金贈与は認められる場合があります。
- 地域社会のニーズの高い子ども達の研究学習放課後プログラム支援事業も可能ですが、補助対象とならない場合もありますので、事前に補助金委員会に御相談下さい。
- 単なる文化的な体験学習やイベントは不適格です。
- 地域の障害者や高齢者の為の支援事業は適格です。（単なる娯楽的なものは不可です。）
- 国際間の青少年の異文化研究交流による相互理解促進的な事業で、国際間の平和構築に特に効果があると考えられる事業であれば可です。
（単にクラブ相互の友好交流的なものではだめです。）
- 学生の為の就職面接試験トレーニングの様な就職支援事業も、教材費や会場費は認められることもあります。
- 青少年健全育成のために重要と考えられるスポーツ大会も認められる場合があります。
（障害者や高齢者の健康増進や機能回復に寄与するような目的のものはなお良い。）
- コンサートや単なる文化講演会は不適格です。
- お祭りや行事への協賛は不適格です。
- 史跡の標識やモニュメントに類したものは不適格です。
- ホームページ作成の費用は不可です。
- 障害者をサポートして美術館へ招待する時は、障害者のチケット代は認められる。
- 植樹や環境保全、環境美化事業、公園の遊具、ベンチ、維持管理道具類の寄贈も地域社会全般に役立つものであれば認められる。

- プロジェクト実施の為の傷害保険料は可。
- プロジェクトの物品購入の消費税は可。
- ロータリアンの為の費用はすべて不適格。(ただし、ボランティア奉仕活動補助金は別。)
- プロジェクトの最終報告書は、プロジェクト終了後1ヶ月以内に、地区に提出する。補助金資金のすべての支出の領収書を最終報告書と同時に地区へ提出する。

申請書の留意点

- プロジェクト名は、プロジェクトの内容を短く端的に表現するものとして下さい。
- プロジェクトの説明に付いては、地域社会のニーズが大変強いこと、人道的にいかに必要なものであるか、本当に困っている人々の為のものであるかどうか十分に理解される様な記述として下さい。
- ロータリアンの参加に付いては、具体的な記述として下さい。
- 予算は、地区補助金の対象となるものに付いてのみ記載して下さい。(日本円で記載して下さい。)

最終報告書、支出明細書の留意点

- ワードの書式に打ち込んで下さい。
- クラブ名は、公式名簿記載通り(ハイフンなども正確に)のローマ字で書いて下さい。
- お金を出す以外のロータリアンの参加状況や活動内容を記述して下さい。
(プロジェクトに直接関係のある活動を書いて下さい。)
- 別紙参照と書かずに報告書に直接記入して下さい。
- 地区はクラブに日本円で補助金を振り込みますから、個々のクラブは、日本円で記入して下さい。
- プロジェクトで補助金に直接関係ある支出だけを記入して下さい。
(購入した品物名と数を記入して下さい。)
- 領収書と支出明細書を提出して下さい。
- 補助金の支出額は、必ず受領額以上でなければなりません。残金があれば、地区に返金して下さい。
- 報告書の証明の署名は、クラブ会長をお願いします。
- 個別プロジェクト報告書番号は、未記入で結構です。
- プロジェクト終了後1ヶ月以内に地区へ最終報告書、支出明細書、領収書を提出して下さい。

4-2 グローバル補助金

- ・グローバル補助金は、財団からの大きな支援の下、より長期的な視点から持続可能な活動に参加する機会を提供するものです。
- ・財団の使命に関連する以下の重点分野において、多大な影響をもたらす大規模なプロジェクトや活動に補助金を活用できます。

重点分野	平和と紛争予防／紛争解決	母子の健康
	疾病予防と治療	基本的教育と識字率向上
	水と衛生	経済と地域社会の発展

- ・クラブと地区は、重点分野の範囲内で、独自のグローバル補助金プロジェクトを立ち上げることができます。

クラブ・地区が立案するグローバル補助金

クラブ・地区が財団の重点とする6つの重点分野に関するプロジェクトを独自に立案し、申請するものです。

4-2-1 概要

- **重点分野**のいずれかに該当するプロジェクトでなければなりません。
平和と紛争予防／紛争解決、疾病予防と治療、母子の健康、水と衛生、基本的教育と識字率向上、経済と地域社会の発展。
- **1件当たりの補助金額**は、ミニмум15,000ドル。上限は20万ドル。
- **財源はDDFとWFと現金**の組み合わせ。
組み合わせ率 - **DDFなら1対1、現金なら1対0.5**でWFが組み合わせられます。
- 人道的プロジェクトの援助国側提唱者は、提唱者による拠出金総額のうち、30%以上を提供するよう義務づけられています。
- **長期**にわたるプロジェクト。(例外-職業研修チーム)
- **持続性のある成果**を上げ、かつ、**その成果を測る**ことができなければなりません。
比較的大規模のプロジェクト。(予算が少なくとも30,000ドル以上のプロジェクト)
- 奨学金の場合、**1年から4年まで**。
- 奨学金の場合、**重点分野で海外の大学院で学ぶ場合のみ**。
- **2カ国以上のクラブまたは地区**が参加します。**国際プロジェクトのみ**。
- **ロータリー・クラブが存在する国および地域**のプロジェクトのみを支援します。
- **Host Sponsor (プロジェクト実施地のクラブまたは地区)**と、**International Sponsor (海外の援助提供クラブまたは地区)**の両者が必要です。

- **同時に10件まで**申請できます。(地区の場合は、地区補助金を含めて10件です。)
- 個別のプロジェクトの補助金を受け取った後、プロジェクトに**残金**があり、**ロータリー財団に返却**した場合、**WFに組み入れられます**。
- **ロータリー財団**がプロジェクトを1件1件**審査**し、補助金を**授与**します。
- プロジェクトに参加する**ロータリアンの旅費は支給されない**。
(ただし、職業研修チームのチームリーダーを除く。)

4-2-2 グローバル補助金の条件

グローバル補助金の条件は以下の様なものです。

- それぞれの**補助金を律する条件を守る**こと。
- ロータリー財団または国際ロータリーに**補助金授与以外の責任**を負わせないこと。
- **米国および実施国の法令を守り**、個人または団体を傷つけないこと。
- **承認された活動だけに**資金を使うこと。既に完了または開始したプロジェクトには補助金は授与されません。
- 補助金参加者について定められているConflict of Interest (利害の衝突) の方針に従うこと。
Conflict of Interest - ロータリアンやロータリー従業員の親族が奨学生や職業研修チーム・メンバーになれないこと。またロータリアンが地区補助金やグローバル補助金の受益者になれないこと。
- **ロータリー・マーク**を適切に使用すること。

4-2-3 グローバル補助金を次のものに使うことはできません

グローバル補助金を利用する場合、次のものには使えませんので御注意下さい。

- 人種、性別、言語、宗教、年齢を理由とした**差別的なこと**。
- **政治、宗教**に関わること。
- 教会などの純粋に**宗教的な行事**の支援。
- **妊娠中絶、性別決定**などに関する活動の支援。
- インターアクト、ローターアクト、ロータリー友情交換、RYLA、青少年交換などの**国際ロータリー・プログラムの支援**。
- **武器**の購入。

4-2-4 人道的プロジェクト

グローバル補助金を利用して、持続可能で、成果を具体的に測定できる人道的プロジェクトを実施することができます。

以下に、人道的プロジェクトについての留意点をいくつか挙げます。

- **一つまたは二つ以上の重点分野**において、**恵まれない人々の最低限のニーズ**に応えると同時に、**全体の幸せを高める**ようなプロジェクトでなければなりません。
- **プロジェクトの実施地のロータリー・クラブまたは地区が手がけたプロジェクト**の資金を調達するものでなければなりません。
他団体が手がけた事業に協賛するようなプロジェクトは適格ではありません。
- **インフラ（社会基盤）の建設**は、次のものを主とします。
トイレ、上下水道、側道、ダム、橋、貯蔵設備、フェンスやセキュリティシステム、水、灌漑システム、温室。（ただし、必ずしもこれらに限定されるという訳ではありません。）
- **既存建物の増改築、修理。**電気、水道、暖房などを建物内に取り入れること。
屋根の修理。病院、学校などの既存建物の増改築。エレベーター、浴室の改装。など。㊦
- **受益者の旅費に限り、海外への渡航費用。**㊦
- **国内旅行**については、**プロジェクトの実施に携わるロータリアンとロータリアンでない人、受益者の旅費。**㊦
- プロジェクト実施にかかわる **プログラム費用、給与、給付金、謝礼。**㊦
- **人道的プロジェクトの場合、補助金の額によって次の三つに分けられます。**
レベル1：US\$ 15,000 ~ US\$ 50,000 現地訪問の定めは特にありません。
レベル2：US\$ 50,001 ~ US\$ 100,000 必要に応じて、**現地訪問が必要。**
レベル3：US\$ 100,001 ~ US\$ 200,000 **事前の現地訪問が必須。**



カンボジア教育支援事業



障害のある方々の運動機能向上事業

4-2-5 奨学金

6つの重点分野のいずれかに関連した専攻分野とキャリア目標を持ち、大学院レベルの奨学金を求めている奨学生を、グローバル補助金で援助できます。

以下に奨学金に関連する要点をいくつか挙げます。

- **専攻分野**は、ロータリー財団の**重点分野**でなければなりません。
- **奨学生**は、**教育レベル**の条件を満たしている限り、**年齢を問いません**。
- 奨学金の期間は、**大学院**またはそれに相当するレベルの**1年から4学年度**です。
- **教育機関と学業プログラム**は、**ロータリー財団の承認**を受けなければなりません。
- 奨学金には、**授業料、旅費、生活費、保険料**、その他ロータリー財団承認の**他の教育関連の費用**が含まれます。
- **教育機関の所在地となる地区がホスト**を務めます。隣接地区や他の地区はホストになれません。
- 奨学金の受領者は、受入地区内に居住しなければなりません。
- **ホスト・クラブ**または**地区がホスト・カウンセラー**を任命します。
- 奨学生がロータリー財団の書面による承認なしに補助金を打ち切った場合、**派遣側のクラブ**または**地区が奨学金返還に助力**するものと期待されています。
- **奨学生の条件**
 - ・ 実施国（受入国）の言語に堪能であること。
 - ・ **奨学金申請時**に、大学院レベルの無条件の**入学許可書**または、大学院レベルの**研究に関する招請状**を提出しなければなりません。
- 補助金を申請する時点で、受入地区と、提唱者を派遣する派遣地区の番号を入力する必要があります。申請は、奨学金期間の始まる90日前までに行ってください。
- 奨学生が、自分の専攻する重点分野で将来働くかどうかの判断が重要。



4-2-6 職業研修

- ・受益社会で人々のスキルを伸ばすために、職業研修を実施することができます。プロジェクトを持続可能なものとするため、人道的プロジェクトと併せて実施するケースもあります。
- ・技術を学んだり、現地の人々を指導したりするため、複数の専門職業人から成る職業研修チーム（VTT）を海外に派遣する目的でも、この補助金を使用できます。
- ・職業研修チームのメンバーはそれぞれ異なる職業であっても構いませんが、同じ重点分野を支援するという共通の目的を有していなければなりません。

以下に職業研修チーム（VTT）に関する説明をいくつか挙げます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">●職業研修チームは必ずしも交換である必要はありません。
GSEのようにホストが来訪GSEチームの受け入れ費用をもつとは限りません。
派遣側が申請時に予算を組んで申請書に明記すれば、ホスト地区での滞在中の費用（宿泊費や食費を含む）をグローバル補助金の中から支払うことも可能です。 |
| <ul style="list-style-type: none">●チームは、重点分野の範囲内で、自らの職業能力を高めるか、他の人に専門的研修を行うかのいずれかでなければなりません。 |
| <ul style="list-style-type: none">●重点分野に関することについて学ぶか教えるかによって能力を高めることを実証しなければなりません。 |
| <ul style="list-style-type: none">●職業研修チームは明確な目的を持ち、意図、持続性のある成果、準備計画を提案するものでなければなりません。 |
| <ul style="list-style-type: none">●一つの補助金で一つまたは二つ以上のチームを支援するために使うことができます。 |
| <ul style="list-style-type: none">●派遣側（International Sponsor）がチーム・メンバーを選ぶために委員会を設置します。
クラブ提唱の場合はクラブ会長が、地区提唱の場合は地区ガバナーが委員会を率いることになります。 |
| <ul style="list-style-type: none">●チームの構成と基準<ul style="list-style-type: none">・経験豊富なロータリアンのチーム・リーダー1名と、ロータリアン以外の2人以上のチーム・メンバー。総数についての上限はありません。
年齢制限はありません。・申請者は、重点分野において2年以上の職務経験や専門知識のあることを示し、できれば重点分野に関連する専門職務が事業に雇用されていることが望まれます。 |
| <ul style="list-style-type: none">●滞在期間に関する制約はありません。 |

4-2-7 6つの重点分野

ロータリー財団の重点分野



財団の使命	ロータリー財団の使命は、ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすることです。		
重点分野*	平和と紛争予防／紛争解決	疾病予防と治療	水と衛生
目的の説明	ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、平和と紛争予防／紛争解決を助長するのを支援します。	ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で疾病を予防し、健康を促進するのを支援します。	ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、人々が水と衛生設備を持続的に利用できるようにする活動を支援します。
目 標	<ul style="list-style-type: none"> (1)紛争予防と仲裁に関する、リーダー（リーダーとして囑望される若者を含む）の研修。 (2)紛争地域における平和構築の支援。 (3)平和と紛争予防／紛争解決に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。 	<ul style="list-style-type: none"> (1)地元の医療従事者の能力向上。 (2)伝染病の伝播を食い止め、非伝染病の発生とそれによる合併症を減らすための、疾病予防プログラムの推進。 (3)地域社会の医療インフラの改善。 (4)主な疾病の蔓延を防止するための、地域社会の人々の教育と動員。 (5)疾病またはけがによって引き起こされる身体障害の予防。 (6)疾病予防と治療に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。 	<ul style="list-style-type: none"> (1)地域社会における安全な水の公平な提供、衛生設備や衛生状況の改善。 (2)持続可能な水設備と衛生設備の設置、資金調達、維持管理を地域社会が自ら行っていくための能力向上。 (3)安全な水と衛生の重要性について、地域社会の人々の認識を高めるためのプログラム支援。 (4)水と衛生に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。
重点分野*	母子の健康	基本的教育と識字率向上	経済と地域社会の発展
目的の説明	ロータリー財団は、ロータリアンが以下の形で、母子の生活を改善するのを支援します。	ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、人々の基本的教育と識字能力習得を支援することを可能にします。	ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、持続可能で測定可能な長期的改善を地域社会と人々の暮らしにもたらすために、人々に投資することを可能にします。
目 標	<ul style="list-style-type: none"> (1)5歳未満の幼児の死亡率と罹患率の削減。 (2)妊婦の死亡率と罹患率の削減。 (3)より多くの母子に対する基本的な医療サービスの提供、地域社会の医療／保健関係のリーダーと医療提供者を対象とした母子の健康に関する研修 (4)母子の健康に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金の支援。 	<ul style="list-style-type: none"> (1)基本的教育と識字能力をすべての人々に与える地域社会の力を高めるプログラムを支援し、地域社会の参加を促進。 (2)地域社会における成人の識字率の向上。 (3)教育における男女格差を減らすための活動。 (4)基本的教育と識字率向上に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。 	<ul style="list-style-type: none"> (1)貧しい地域社会の経済発展を促すための、起業家、地域社会のリーダー、地元団体、地域社会ネットワークの能力の向上。 (2)生産性の高い仕事の機会の創出。 (3)支援が行き届いていない地域社会での貧困の削減。 (4)経済と地域社会の発展に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

4-2-8 測定可能性と評価

- ・グローバル補助金では、補助金の効果や成果が持続するかどうかことが重要視されます。
- ・**成果を測定**することで、プロジェクトがどの程度の影響をもたらしたかを把握し、将来のプロジェクト計画に役立てることが出来ます。
- ・計画の段階から成果の測定方法を決めておき、補助金の申請時にそれを詳しく説明します。
- ・目標は、量と質の両面で測定できる（数で表し、言葉で明確に説明できる）ものとしてください。

量的な目標	を定めるには、まず基準となるデータを特定します。 次に成果を測定する方法を決め、詳細な計画を立てます。
--------------	--

質的な成果	は、数や統計で測定しにくいものです。 感想や意見、体験談を通じて質的な成果を探ることが出来ます。量的なデータを集めた後で、受益者から話を聞く機会を設け、プロジェクトについて どのように感じているか、プロジェクトから恩恵を受けたと思うかどうかを尋ねます。
--------------	---

- ・**正確な評価**を行うために、以下を考慮に入れるとよいでしょう。

(1)**プロジェクトの対象者（誰が恩恵を受けるか）を明確にする。**

地域社会のニーズ調査を徹底して行い、活動案、場所、対象者を決めます。また、ニーズ調査でプロジェクト実施前のデータを集め、このデータを基準に具体的な目標を設定し、成果を測定します。

(2)**具体性を持たせる。**

誰が恩恵を受けるのか、プロジェクトがどのように展開するかを明確にイメージします。

(3)**指標を定める。**

期日を定め、それまでにどれだけ目標を達成できたか評価できるようにします。

(4)**測定方法を定める。**

どのように情報を集めて目標の達成状況を測るか決定します。



4-2-9 持続可能性

グローバル補助金では、持続可能な活動ということを重要視しています。持続可能性の8つの原則を説明します。

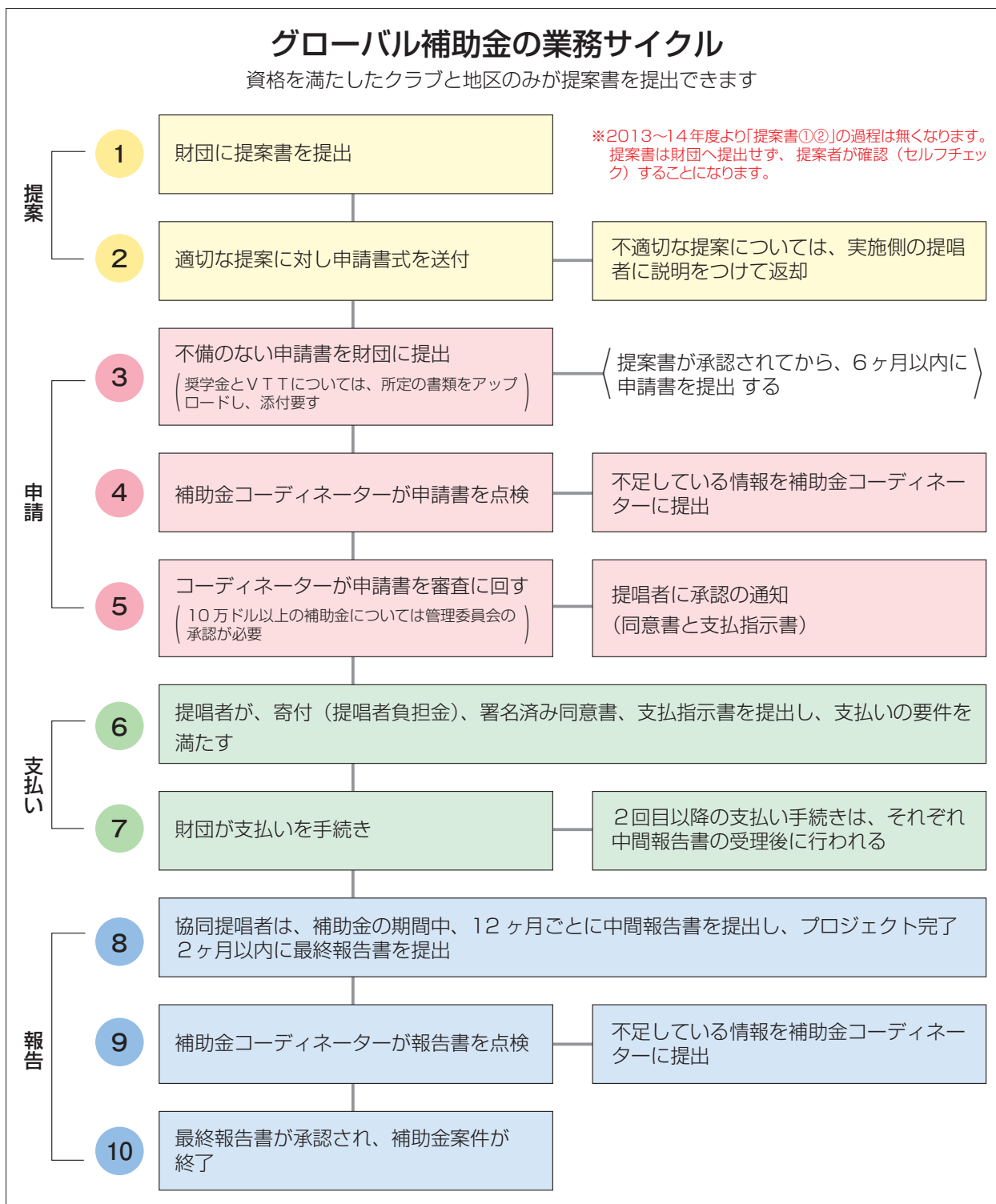
持続可能性の8つの原則	
①	グローバル補助金は、ロータリー財団の資金がすべて使用された後も、 プロジェクトがもたらした影響を持続していくための活動と対策を組み込んだもの とすること
②	グローバル補助金は、 多様なレベルでの持続可能性を目指して取り組むもの であること
③	グローバル補助金は、可能な限り、地元のリソース、地域内の考え方や意見、 現地の人々の知識を最大限に活用するもの であること
④	グローバル補助金は、 天然資源基盤を大切にし、現地の環境を悪化させたり、破壊したりしないもの であること
⑤	グローバル補助金は、 最大数の人々に恩恵を与えようと努めるもの であること
⑥	グローバル補助金は、財団の重点分野に関連する 職業分野における画期的な新手法に貢献できるよう、奨学生やその他の人々を養成するもの であること
⑦	グローバル補助金は、 自らが働く地域社会や職業に大きな影響を与え、効果を高められるよう、プロジェクトに参加する人々を養成するもの であること
⑧	グローバル補助金は、 ロータリー地域社会共同隊など、草の根の人々や団体の意見やスキルを生かし、プロジェクトと活動の継続性を図るもの であること



4-2-10 グローバル補助金の業務サイクル

- グローバル補助金の申請書は、**年度を通じて随時提出**することができます。
- 手続きは、**提案と申請の2つのステップ**があり、いずれも**オンラインの「会員アクセス」**を通じて行います。

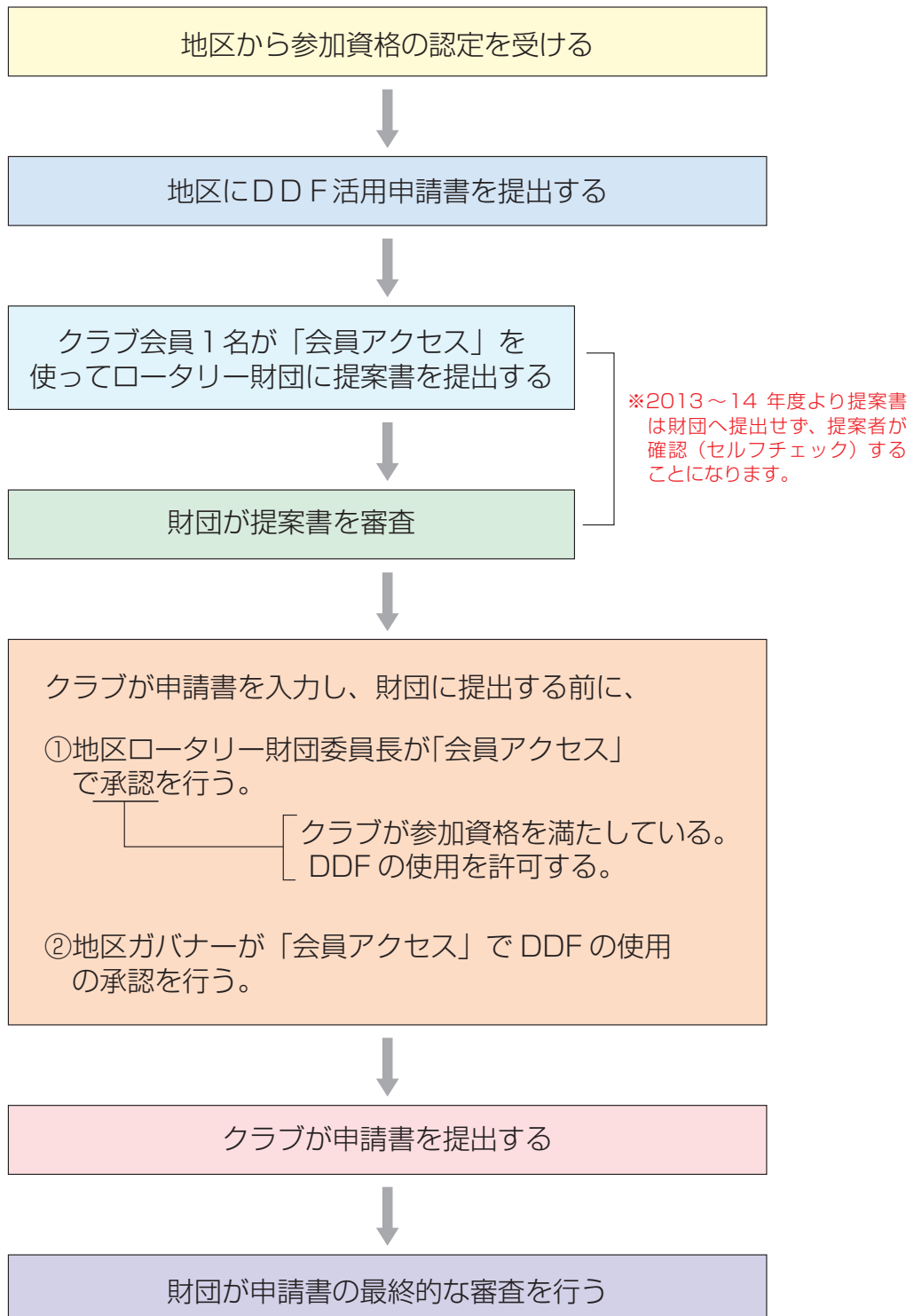
グローバル補助金の業務サイクルを簡単に示すと次のようになります。



4-2-11 2650地区の申請手順説明

2650地区では、グローバル補助金の申請にかかる手順を次のように説明しています。

グローバル補助金の申請手続き 簡単説明



4-2-12 グローバル補助金申請書の指針

- 申請書を作成する時、次の6つのポイントを指針として下さい。

—— 申請書を作成する上での重要ポイント ——

ポイント① 重点分野

- 重点分野とそれに準じた目標を中心としたプロジェクトのアイデアかどうかを判断する。

ポイント② 地域社会への影響力

- 審査では、この**補助金が受益者となる地域社会にどのような影響を与えるか**を見ます。
 - ・奨学生を選考する場合、奨学生の教育的、専門職務上の目標が**派遣地域社会と重点分野全般の役に立つか**。奨学生が、**自分の専攻する重点分野で将来働くかどうか**判断する。
 - ・職業研修チームを考えている場合、
 - チームが**研修を受けるのか**、
 - チームが**研修をするのか**を判断する。そして、チームの有する情報を分かち合うことが派遣、受け入れ双方の地域社会の役に立つかを判断する。
- ・人道的補助金を開発する場合、**地域社会調査書に漏れなく記入**すること。
(RI WEBにあるCommunity Needs Assessment Documentを利用する)
- ・受益者となる地域社会で**現在満たされていないような補助金活動を選ぶ**こと。

ポイント③ 持続性

- 補助金の**効果や成果が持続するかどうか**を考慮する。
 - ・奨学生を選考する場合、奨学生の勉学または研究が、**奨学生を選考する重点分野の発展に貢献するかどうか**考慮する。
 - 奨学生が重点分野に結びつくような教育的、専門職務上の**長期的目標を持っているかどうか**を判断する。
 - ・職業研修チームを考えている場合、この研修がチームそのものまたは**受益地域社会を高めることになるかどうか**判断する。
 - ・人道的活動を遂行する場合、補助金を使い切った後でも、**プロジェクトのプラス面が持続するかどうか**を判断する。
 - ・この補助金活動が、**二つのクラブまたは地区の今後の協力に結びつくかどうか**について討議する。

ポイント④ 成果を測ることができるかどうか

1. 活動の**発展と成功を明確に測ることができるかどうか**を決定する。
2. 補助金活動の**成果を測る基準をリストアップ**する。

ポイント⑤ プロジェクト実施地と海外の援助提供パートナーの汗を流す活動に注目

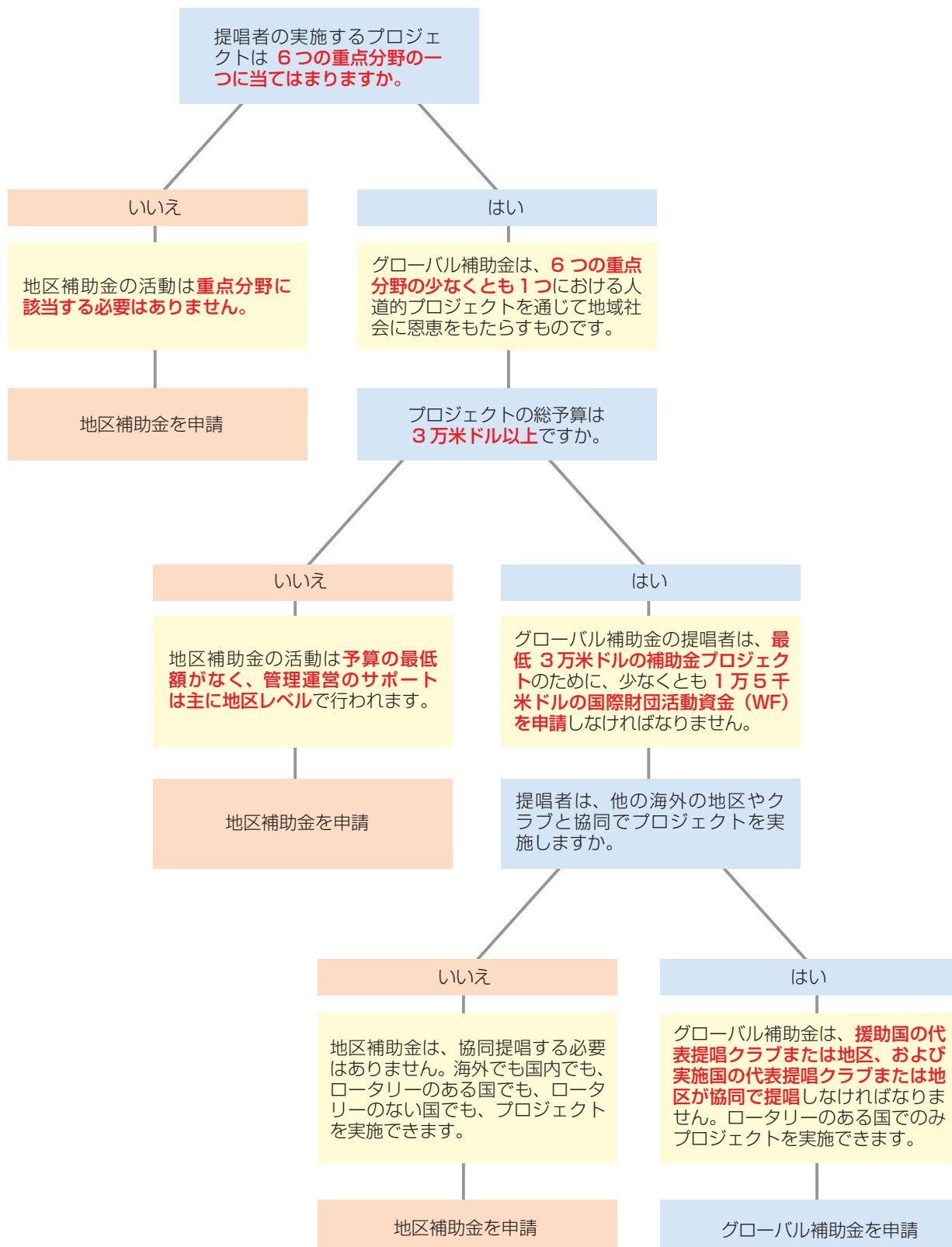
- **パートナー**となるクラブまたは地区との**補助金活動を計画**する。
 - ・パートナー・クラブは受益者となる地域社会の特定のプロジェクトの**ニーズを明確にしたかどうか**。
 - ・両者は、**受益地域社会ぐるみの活動**とする方法を考えたか。
 - ・プライマリーの**両スポンサーは絶えず連絡を取り合い、プロジェクトの詳細を決定する**のか。
 - ・補助金活動の間、**連絡を取り続けるための措置**を講じているか。
 - ・両スポンサーは、**補助金の主要な連絡先となる人を指名**したか。
 - ・両スポンサーは、**受け入れ側となるロータリアンが研究期間中、奨学生や職業研修チームと積極的に連絡を取り合う方法**について話し合ったか。

ポイント⑥ ロータリアン以外の人への参加

1. あなたのクラブまたは地区の奨学生または職業研修チームの機会から**恩典を得るような地元地域社会内の対象グループ**を見つけたか。
 - ・**地元の大学と企業と協力して、参加を募る**。
 - ・**プロジェクト広報**のため、Webから利用できる効果的な広報：ロータリー・クラブの指針(257)を利用する。
2. 派遣する奨学生と職業研修チームの**オリエンテーションを開始**しているか。
クラブと地区が**オリエンテーションに次のこと**を含める。
 - ・**ロータリーの歴史、ホスト国とスポンサー国の歴史、重点分野の情報、チームの目標、地元地域社会に届くような目標、学友の助言**。

4-2-13 財団補助金の種類を決める

地区やクラブが奉仕プロジェクトを実施したい場合、提唱者となるロータリアンは、以下の質問に答えることで、グローバル補助金を申請すべきか、地区補助金を申請すべきかを判断できます。



4-2-14 補助金事業の報告調査と指導

財団は、財団の補助事業の実施報告書がルール通りに財団へ適正に提出されているかを調査し、指導する為に、世界報告分析を行います。

ロータリー財団補助事業の世界報告分析と報告書提出の督促について

世界報告分析

- ・ 世界報告分析は、年4回行われる。
年に4回、報告提出率が計算され、地区指導者に通知される。
- ・ 一年度に4回の分析すべてで提出率が70%を下回った場合、さらに1回の分析において2件以上提出期限を過ぎて未提出の報告書がある場合には、地区はプログラムへの参加が一時停止となる。
この措置は、地区の補助金報告提出率が90%に達し、地区の提唱する全補助金の報告書が提出された場合に解除される。
- ・ 地区内クラブの報告提出に関しては、地区は連帯責任を負います。

報告書提出の督促通知

- ・ 報告書締切日の2ヶ月前までに、補助金提唱者に報告書提出要請の通知が送られる。
- ・ 18ヶ月後、24ヶ月後、30ヶ月後に督促通知が送られる。
- ・ 支払いまたは報告書提出の期日から18ヶ月を過ぎた補助金については、四半期ごとに地区指導者に世界報告分析通知が送られるのと同時に、提唱者に督促通知が送られる。
- ・ 報告書の提出が30ヶ月以上遅れているクラブは、国際ロータリーに対する財務的な不履行があるクラブとして国際ロータリーへの加盟を終結するよう、RI理事会に提案される。

4-3 パッケージ・グラント

- ・パッケージ・グラントは、**ロータリー財団と戦略パートナーが立案**した活動の枠組みの中でクラブや地区がプロジェクトを実施するもので、WFと戦略パートナーから資金が提供される補助金です。
- ・重点分野に取り組むものであれば、奨学金、人道的プログラム、職業研修のいずれも対象となります。（重点分野に関する非政府団体および専門家とともに計画に当たるか、その要請を受けて実施します。）
- ・この補助金では、戦略パートナーや活動全体の枠組みが既に決まっているため、**ロータリアンは活動の実施のみ**に能力やエネルギーを集中させることができます。
- ・さまざまな**参加方法**がありますが、以下はその一例です。
 - ・地域社会の調査とプロジェクト対象者の特定
 - ・専門知識の提供、直接的な奉仕活動、外部への働きかけ
 - ・プロジェクトの推進と広報
 - ・プロジェクトの監督と評価
- ・申請書は、「**会員アクセス**」から提出します。
- ・パッケージ・グラントの申請書を財団に提出する前に、**地区ロータリー財団委員長の承認**が必要です。
- ・地区は、DDFを使って、スポンサーとなることができます。

【戦略パートナー】

パッケージ・グラントには戦略パートナーが大きな役割を果たします。

2011年～2012年度現在では次の四つの団体が戦略パートナーとなっています。

① アガ・カーン大学

- ・保健科学の分野においてパキスタンナンバーワンの大学と評価されている。
- ・基金は10億ドルです。
- ・パッケージ・グラントの実施国はアフリカです。
- ・現在、VTTと奨学金のパッケージ・グラントを申請できます。

② オイコクレジット

- ・オイコクレジットは、オランダに本部を置くマイクロクレジット金融機関で、1975年に創立された。投資家からの資金を小企業の事業資金として貸し出し、その返済金で投資家に配当を出すという金融機関です。
- ・クラブや地区は、オイコクレジットのネットワーク内にある小口金融機関と協力することができます。

③ マーシーシップス

- ・ドン・アンド・ディオン・スチーブンス夫妻が1978年に創立した国際的慈善団体で、世界最大の非政府病院船です。
- ・VTTは、手術などの治療活動だけでなく、現地の保健従事者のスキル向上の支援も行います。

④ UNESCO-IHE（ユネスコ水教育研究所）

- ・水力および環境工学国際研究所から2003年に作られたもので、ユネスコとオランダ政府が共同で設立しました。
- ・2012年7月1日よりユネスコ水教育研究所とのパッケージ・グラントが利用できます。

4-4 ロータリー平和センター・プログラム

ロータリー平和センター・プログラムは、**国際関係、平和研究、紛争解決などの関連分野の修士号**、あるいは**平和と紛争解決の分野の専門能力開発修了証の取得を目指す人**に、ロータリー平和フェローシップ（奨学金）を提供するものです。

4-4-1 目的

このプログラムの目的は次の様なものです。

- ・ 平和、親善、紛争の原因と世界理解の問題に関する**研究、指導、出版、および知識の増進**を図る。
- ・ **現場で活動する人々と研究者との交流**を通じて、能力、知識、技能を向上させながら、寛容と平和の文化を目指して努力するよう人々を鼓舞する。
- ・ 平和と紛争解決の分野において、**国際的で高度な教育の機会**を提供する。
- ・ 世界理解と平和を達成するために、ロータリー財団およびロータリアンが、**人々の間により効果的に寛容と協力の精神を促進する手段を提供**する。

ロータリー平和センター・プログラムは、国際関係、平和、および紛争解決の分野でのキャリアを選択し、すでに**これらの分野で経験を積み、世界を真の意味で良い方向に変えてゆくことのできる人を対象**としています。候補者は、申請する前に上記の目的を深く考慮した上で、自分がどのようにプログラムの目的を支えることができるかどうかを説明する小論文を用意し、面接に備えてください。候補者は、特に社会奉仕や人道的国際奉仕への熱意を示すとともに、平和のために尽している人物が求められています。

〔このプログラムの目的は、ロータリー平和フェローに、平和と紛争解決に関連する国際問題研究のさまざまな側面に焦点を当てた広範な学問的経験を提供することです。〕

4-4-2 内容

ロータリー平和センター・プログラムは、さまざまな留学期間が選べる修士号取得コースと専門能力開発修了証コースの2種類があります。（将来は博士課程まで広げる予定）

- ・ 修士号取得コースの場合、おおむね5万ドル程以上（上限12万ドル）の奨学金が支給される。

修士号取得コース	専門能力開発修了証コース
6大学内に5つのセンター	1大学内に1つのセンター
15～24ヶ月コース	3ヶ月コース
各大学によって期間が異なる	毎年、1月～4月と6月～8月の2コースが提供される。
年間1センターにつき10名までの新フェロー、合計50名まで	年間、各コースにつき25名までの新フェロー、合計50名まで
夏季休暇中、2～3ヶ月間の実地体験	カリキュラムの一環として、2～3週間の実習
将来のリーダーを育成	今日のリーダーを強化

4-4-3 ロータリー平和センター

7校の大学と連携して**6つのロータリー平和センター**があります。

● チュラロンコーン大学（タイ、バンコク）

- ・ 平和と紛争研究の分野において**専門能力開発の修了証を取得**する。
- ・ 最高25名までの中堅クラスの専門職社会人が1月～4月と6月～8月に実施される年2回の**3ヶ月集中コース**のいずれかに参加する。
(定員はそれぞれ1回で25名、2回合計で50名)
- ・ ロータリー平和フェローが連携大学から直接**入学許可を取得する必要のない唯一のロータリー平和センター**です。

● デューク大学およびノースカロライナ大学チャペルヒル校 (米国、ノースカロライナ州)

- ・ デューク大学・ノースカロライナ大学が**合同**でロータリー平和センターを設置しています。
- ・ デューク大学のフェローは、**国際開発政策プログラムへの入学を申請**します。
- ・ ノースカロライナ大学チャペルヒル校のフェローは、**2年間の幅広い修士課程プログラムに入学を申請**することができます。
- ・ ロータリー平和センター・プログラムは、**8月に始まり、期間は21ヶ月間**です。

● 国際基督教大学（日本・東京）

- ・ **アーツ・サイエンス研究科**に入学し、**平和研究の修士号**を取得し、**行政学、国際関係の修士号**を取得します。
- ・ プログラムは、**9月に始まり、22ヶ月間**です。

● ブラッドフォード大学（英国、ウェストヨークシャー州）

- ・ **平和研究学部の文学修士課程**に入学します。
- ・ プログラムは、**10月に始まり、期間は15ヶ月**です。

● キーンズランド大学（オーストラリア、キーンズランド州ブリスベーン）

- ・ **政治学および国際問題研究科の国際関係学の修士課程**に入学します。
- ・ プログラムは、**2月に始まり、期間は16ヶ月間**です。

● ウプサラ大学（スウェーデン、ウプサラ）

- ・ プログラムは、**9月に始まり、期間は24ヶ月間**です。
- ・ 2012年より新たに設立されます。

4-4-4 選考基準と申請資格

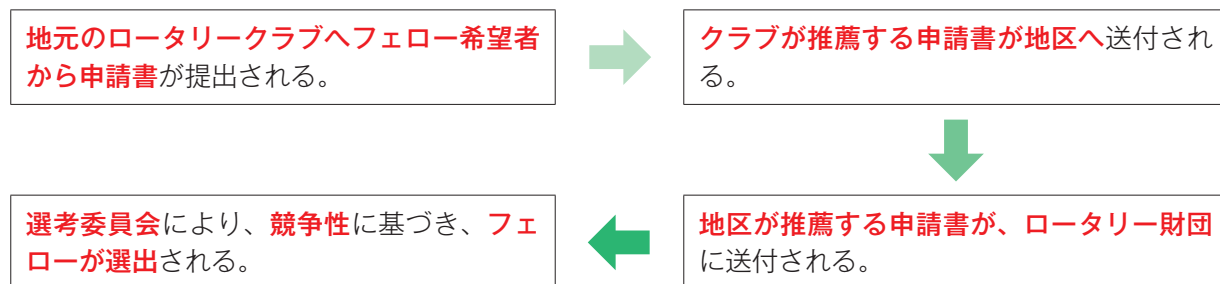
ロータリー平和フェローの選考基準と申請資格は次の通りです。

- ・ **学士号またはそれに相当する学位**、あるいは**職務経験**（専門能力開発修了証コースのみ）を有していなければなりません。
- ・ **現在、フルタイム**で中級職や上級職に就いており、関連分野において**少なくとも5年の職歴**がある（専門能力開発修了証コース）、あるいは有給・無給を問わず、関連分野において**少なくとも合計3年間のフルタイム職歴**がある（修士号取得コース）必要があります。
- ・ **第二外国語に堪能**であること（修士号取得コース）、または**英語に堪能**であること（専門能力開発修了証コース）を実証できなければなりません。また、留学を希望するロータリー平和センター提携大学の言語に堪能でなければなりません。
- ・ **優れた指導力**を備えていなければなりません。
- ・ 個人的活動や社会奉仕活動を通して、または学問上、職務上の実績を通して、**国際理解と平和への専心を実証**していなければなりません。
- ・ 大学卒業後直ちにロータリー平和フェローシップ・プログラムに申請することを**奨励していません**。少なくとも合計3年間のフルタイム職歴を有していることが必要です。
- ・ フェローとして選出された申請者は、**国籍または永住権を保持する国以外の国にあるロータリー平和センターへ留学**します。ただし、①日本国籍の人（または日本に在住しているが、日本以外の国で学業を終えた人）が国際基督教大学のロータリー平和センターを志望する場合、②タイ人（またはタイ在住の人）が、チュラロンコーン大学のロータリー平和センターを志望する場合は**例外**となります。
- ・ 申請者が自国以外の国の永住権を取得している場合は、**そのどちらの国のロータリー平和センターにも申請することはできません**。
- ・ 選出されたロータリー平和フェローは、指定されたロータリー平和センターへの**入学許可を得なければなりません**。入学許可が得られなかった場合、**フェローシップは無効**となります。
- ・ 申請者は、ロータリー平和センター・プログラムを修了し、フェローシップ**支給期間の終了時に修士号あるいは修了証が取得できるよう**、学業に励まなければなりません。

4-4-5 申請数と申請手続

地区が**申請出来る数**と**申請手続**は次の様になっています。

- ・ロータリー平和フェローシップは、**世界競争制に基づき授与**されます。
- ・**1年に1度行われる世界選考審査**に向けて、各ロータリー地区は、**申請書を何通でも提出**できる。
- ・地区のロータリー財団への**寄付とは関係なく、地区は毎年候補者を推薦する資格**があります。**フェローの選考は、地区による資金提供とは関係なく行われます**。
- ・申請手続



4-4-6 資金源

この平和フェローシップの資金源については、主として次の様です。

- ・このフェローシップはDDFの寄贈、現金寄付、WF、基金寄付、期限限定寄付、遺贈等を資金源としています。
- ・地区は、**DDFの一部を平和フェローシップの支援に向けて配分するよう奨励**されている。
- ・DDFからの寄贈には、**最低限も最高額も定められていない**。
- ・**毎年25,000ドル**、あるいは**隔年に50,000ドルの寄付を約束した地区は、ロータリー平和センター平和推進地区として認証**を受けます。
- ・ロータリー平和センター・プログラムのための**大口寄付は大変重要な資金源**です。
- ・ロータリー財団管理委員会が拠出を決定した資金がロータリー平和センターの運営を援助し、**DDFからの寄付が平和フェローシップを支援**します。

4-4-7 申請スケジュール

申請スケジュールは次の通りです。

- ・ 地区は申請用書類を各クラブに配布する責任があります。
- ・ 各地区は、**クラブ**が地区選考に向けてロータリー平和フェローシップ申請書を**地区に提出する締切日**を設けなければならない。

プログラム開始前年	
12月～1月	ロータリー財団から申請書類が地区に送られてきたら、地区は、これをクラブに配布し、 地区への提出締切日を通知 する。 地区とクラブは、 有資格の候補者を募集 するため、フェローシップの機会について 広報 する。
3月～5月	クラブが候補者の面接と選考 を行い、 クラブが推薦する申請書を地区の締切日までに地区へ提出 する。
5月～6月	地区がロータリー平和フェロー候補者の面接と選考 を行う。 地区は候補者の申請書を7月1日までにRI世界本部に届くよう提出 する。
7月～10月	ロータリー財団とロータリー平和センター提携大学が申請書を審査し、 最終候補者を選考 する。
11月	世界競争制による選考結果が地区と候補者に通知 される。



4-4-8 ローターリー平和フェローの現況

ロータリー平和フェローの現況は以下の様になっています。

修了したフェローの数…392名（2010年末で）〈2011年で就学中を含め442名〉

日本からの推薦によるフェローの数…20名（1期生～8期生）

各ロータリー・センターの フェロー数は次の通りです ：ロータリー・センター	2002 2004	2003 2005	2004 2006	2005 2007	2006 2008	2007 2009	2008 2010	2009 2011	期 間
国際基督教大学 （日本、東京）	7	9	7	6	9	8	8	8	24ヶ月（3ヶ月のapplied field experience 【専攻分野の実地体験】を含む）
パリ政治学院 （フランス、パリ）	8	8	6	4	終 結				
ブラッドフォード大学 （英国、ウェストヨークシャー州）	11	12	10	12	10	11	11	10	15ヶ月（3ヶ月の専攻分野の 実地体験を含む）
デューク大学/ ノースカロライナ大学チャペルヒル校 （米国ノースカロライナ州）	9	7	6	8	7	9	10	9	上限21ヶ月（3ヶ月の専攻分 野の実地体験を含む）
カリフォルニア大学バークレー校 （米国カリフォルニア州）	10	8	7	8	8	10	5	7	21ヶ月（3ヶ月の専攻分野の 実地体験を含む）
サルバドル大学 （アルゼンチン、ブエノスアイレス）	12	9	3	1	6	10	8	8	16ヶ月（3ヶ月の専攻分野の 実地体験を含む）
クイーンズランド大学 （オーストラリア、クイーンズランド州ブリスベン）	9	7	13	14	10	11	10	8	上限16ヶ月（3ヶ月の専攻分 野の実地体験を含む）
計	66	60	52	53	50	59	52	50	

	日本の世界平和フェロー	推薦地区	留学校	備 考
1期生	杉 山 恵 奈	2630地区	ノースカロライナ大学	
	小松崎 利 明	2750地区	ブラッドフォード大学	
2期生	野 上 由美子	2710地区	ブラッドフォード大学	
	細 井 麻 衣	2680地区	デューク大学	
	近 松 佳 朗	2580地区	クイーンズランド大学	
3期生	岸 谷 美 穂	2770地区	ブラッドフォード大学	
	清 水 麻衣子	2590地区	クイーンズランド大学	
4期生	恩 田 牧	2650地区	ブラッドフォード大学	
	寺 西 悦 子	2660地区	クイーンズランド大学	
	奥 平 章 子	2750地区	クイーンズランド大学	
5期生	二 村 真由美	5360地区	クイーンズランド大学	
	大豆本 由 紀	2750地区	ブラッドフォード大学	
6期生	Johanna stratton	2590地区	ICU	
	渡 部 はなこ	2780地区	ブラッドフォード大学	2006-08からの延期
7期生	Jason Hutson	2770地区	ICU	
	平 塚 広 義	7770地区	ICU	
	原 哲 子	2590地区	ブラッドフォード大学	
8期生	永 谷 裕 香	2750地区	ブラッドフォード大学	
	三 浦 曜 子	2770地区	ブラッドフォード大学	
	金 子 由 香	2570地区	クイーンズランド大学	

4-5 ポリオ・プラス・プログラム

ポリオ・プラス・プログラムの目標は、ポリオの撲滅を世界的に証明することです。
野生ポリオ・ウイルスの世界的撲滅の証明を国際ロータリーの最優先事項としています。

ロータリーの歴史上、最も大掛かりなプログラムであるポリオ・プラスは、ポリオ撲滅に向けた世界的な協同運動において、ボランティアの最大の担い手として貢献しています。20年以上にわたり、身体障害の原因となるこの病を世界から撲滅するこの活動において、ロータリーは民間部門のリーダー的役割を果たしてきました。現在、ポリオ・プラスおよび撲滅推進活動におけるその役割は、人道的目標の実現に向けて公共と民間の両部門が協力するモデルとして、世界中で認められています。

4-5-1 ポリオ・プラスの概歴

ポリオ・プラスが1985年に開始されて以来、120万の会員から成るロータリーの広大なネットワークが資金、ボランティア、人脈をポリオ撲滅活動に捧げてきました。

- 世界ポリオ撲滅活動へのロータリーの財政的支援は、世界でポリオ撲滅が証明されるまでに、12億米ドル近くに達すると予想されています。
- 1985年にロータリーが率先して始めたポリオの大規模な予防接種活動がきっかけとなり、世界保健総会がポリオ撲滅の決議を採択しました。この決議が、1988年の世界ポリオ撲滅推進計画発足への道を開きました。
- 全国一斉予防接種日（NID）に子供たちにワクチンを投与するため、世界中で何千人ものロータリアンがボランティアとして活動してきました。
- これまでに世界で**20億人以上**の子ども達に、経口ポリオ・ワクチンを投与しました。
- ポリオ・プラス・プログラムは、交通費やワクチンの輸送費をはじめ、社会動員、保険要員の研修、監視活動の支援といった撲滅活動の運営資金の調達を助けています。
- ロータリアンは、ポリオ撲滅に必要な行政面と財政面の援助を、ドナー政府やポリオ発生国の政府に働きかけています。
- ロータリーがポリオ・プラス・プログラムを開始して以来、ポリオの発生国の数は、**1985年の125カ国以上から2010年の4カ国へと減少**しました。**1985年以来99%以上減少**しています。
- 2012年初めには、**3カ国（ナイジェリア、パキスタン、アフガニスタン）を除くすべての国で野生株のポリオ・ウイルスの感染が絶たれました**。
- 1998年以来、**NIDにビタミンAの補給を加えることで、推定150万人の子供の命が救われました**。

4-5-2 ポリオ・プラス・プログラムのこれまで

1979年	<ul style="list-style-type: none">・ 3・Hプログラムとして、フィリピンの600万人の児童にポリオの予防接種をするという5ヶ年間プロジェクトを実施。 国際ロータリーの75周年基金から補助金が授与された。
1985年	<ul style="list-style-type: none">・ ポリオ・プラス・プログラムが出来た。・ 1億2,000万ドルをポリオ・プラスの為に募金する声明を発表。
1986年7月	<ul style="list-style-type: none">・ 1億2,000万ドルの募金をスタート。 (5年間毎年1億人の新生児に6ドースの経口ポリオ・ワクチンを授与する費用(当時1ドースは4セント)を計算したもの。)
1988年6月末	<ul style="list-style-type: none">・ 2億4,700万ドルの募金額を達成し、募金を終了。・ 日本は、募金目標が40億円と巨額であったので、RIの承認を得て、募金キャンペーン期間を5年間と定めていた。1991年6月で、約49億円(約4,000万ドル…世界全体の約16%)の募金額を達成し、募金を終了しました。
1990年	<ul style="list-style-type: none">・ 米州地域で、ポリオ根絶宣言。
1995年	<ul style="list-style-type: none">・ 規定審議会でポリオ・プラス・プログラムの目標は2000年までにポリオを一掃し、2005年までに、ポリオの撲滅を証明することであるとの採択がなされた。
2000年	<ul style="list-style-type: none">・ 西太平洋地域で、ポリオ根絶宣言。
2002年	<ul style="list-style-type: none">・ ヨーロッパ地域で、ポリオ根絶宣言。
2002年4月	<ul style="list-style-type: none">・ 8,000万ドル目標の募金キャンペーンがスタートした。 この募金キャンペーンで、1億3,500万ドルの募金額を達成しました。・ 日本は、2002年7月から2005年6月の3年間で、約1,517万ドル(約17億円)…世界全体の約19%)の募金額を達成し、募金を終了しました。
2007年	<ul style="list-style-type: none">・ 規定審議会で、ポリオの撲滅を国際ロータリーの最優先の目標とすることを承認、確認した。
2009年	<ul style="list-style-type: none">・ 1985年以来、ポリオの撲滅をロータリーの最優先項目として、ロータリーはこの撲滅活動に8億ドルを寄付してきました。その結果、ポリオの症例数は99パーセント以上減りました。
2008年～2012年	<ul style="list-style-type: none">・ ゲイツ財団が3億5,500万ドルの寄付、ロータリーが2億ドルのチャレンジ寄付、合計5億5,500万ドルをポリオ撲滅活動に提供していくことになった。・ 2012年3月20日現在、2億ドルのチャレンジ寄付額は、約2億700万ドル程となり、2億ドルの目標は達成された。

4-5-3 今後の主な課題

保健分野の専門家たちは、ポリオ感染の広がりを抑止するという課題を果たせるという見解に同意しています。今後の主な課題は次の通りです。

- ポリオ無発生地域へのウイルスの飛び火をもたらす恐れのある残る3カ国の常在国（ナイジェリア、パキスタン、アフガニスタン）において、ポリオウイルスの感染を食い止めること。
- ナイジェリア北部の州とインドのウッタルプラデシ州西部におけるポリオウイルスの大規模感染を抑える。
- 以前ポリオ無発生だった数カ国に発生したポリオの感染をすばやく止めること。
- 定期的な予防接種実施の頻度の低迷と、ポリオ無発生地域での監視状況の格差に取り組むこと。
- 撲滅対策を実行に移すための財政的、行政的支援を維持すること。



4-5-4 4つの主なアプローチ

ポリオウイルスの伝播を止める4つの主なアプローチ

1. 定期的な予防接種

幼児の予防接種率を高め、生後1歳までに経口ポリオワクチン（OPV）の接種を4回受けるようにします。定期的な予防接種は、輸入ポリオウイルスの脅威からポリオ無発生国の子供たちを守る主な手段として不可欠です。

2. 全国予防接種日（NID）

数十年にわたり、ロータリーのポリオ・プラス・プログラムは全国予防接種日の推進力となってきました。全国予防接種日の前後やその期間中に、ロータリアンはさまざまな形で貢献しています。具体的には、大量のワクチンを購入する資金の提供、地域社会での集団予防接種の宣伝、地元保健センターへのワクチンの配布、監視員としての協力、地元当局者との協力の下ですべての子供に一人残らず予防接種を行なうための取り組み、監視（サーベイランス）活動への参加などが挙げられます。

3. 監視（サーベイランス）活動

ロータリアンは、保健要員、小児科医などと協力して、急性弛緩性麻痺の症例を早期（理想的には発病から48時間以内）に発見し、届け出、調査する上で大切な役割を果たしています。ポリオ・プラス・プログラムは、便検体を正しい輸送条件で検査施設に送るための容器の購入に資金を提供することもあります。ポリオ・プラス・プログラムは、世界中のポリオウイルス検査施設の完備に主導的役割を果たしてきました。

4. 対象を絞った掃討活動

全国予防接種日と同じようなボランティア活動が、主に「戸別訪問」といった小規模な形で行なわれています。ロータリーは、ウィルス一掃のためにこうした掃討活動も支援しています。

4-5-5 ポリオの症例数

症例総数	2011年10月5日現在	2010年同時期との比較	2010年総数
世界	429	706	1349
野生株	170	134	232
外来株	259	572	1117

2011年10月5日現在の国別内訳

国	症例数			2009年同時期との比較			2010年総数	一番最近の症例の発症日
	第1型	第3型	合計	第1型	第3型	合計		
パキスタン	99	1	100	50	19	69	144	2011年9月20日
アフガニスタン	36		36	10	8	18	25	2011年9月11日
ナイジェリア	25	8	33	4	4	8	21	2011年8月26日
インド	1		1	16	23	39	42	2011年1月11日
コンゴ民主共和国	80		80	23	1	24	100	2011年8月16日
チャド	111	3	114		14	14	26	2011年8月10日
アンゴラ	4		4	25		25	33	2011年3月27日
中国	10		10					2011年9月5日
マリ		9	9	3		3	4	2011年8月3日
ケニア	1		1					2011年7月30日
ギニア		2	2					2011年7月27日
コートジボアール		35	35					2011年7月24日
ニジェール	1	1	2		2	2	2	2011年7月9日
コンゴ共和国	1		1				441	2011年1月22日
ガボン	1		1				0	2011年1月15日
ウガンダ							4	2010年11月10日
ロシア				12		12	14	2010年9月10日
リベリア				1		1	2	2010年9月8日
ネパール				6		6	6	2010年8月10日
カザフスタン							1	2010年8月12日
タジキスタン				458		458	457	2010年7月4日
トルコメニスタン				3		3	3	2010年6月28日
セネガル				18		18	18	2010年4月30日
モーリタニア				5		5	5	2010年4月28日
シエラレオネ				1		1	1	2010年2月28日
合計	370	59	429	635	71	706	1349	
発生4カ国合計	161	9	170	80	54	134	232	
流入等による発生	209	50	259	555	17	572	1117	



- ポリオ・プラスへの使途指定寄付金
- 地区は、DDFの一部をポリオ・プラスに寄付することが出来る。
- ポリオ・プラスへの寄付は、ポール・ハリス・フェローの認証の対象になる。
- これまでの寄付は、20億人以上の子供の予防接種に役立ち、またポリオの発生を察知するシステムを強化するために使われました。
- ポリオの撲滅が世界的に証明される頃には、ロータリーの世界ポリオ撲滅活動への寄付額は米貨12億ドルを上回る見込みです。

ポリオ・プラス・パートナー

このプログラムは、1995年10月に発足しました。

ポリオ・プラス・パートナーの目的、主旨、ニーズ、資金については次の通りです。

目的	<p>ポリオ発生地域のロータリアンを援助し、以下の三つの極めて重要なニーズに目標を置き、ポリオの撲滅に必要な用具や補給品を提供する。</p> <p>①全国予防接種日のための地域社会動員 ②ポリオ・ウイルス免疫所への援助 ③ポリオ担当役員・疾病専門医への援助活動</p>
主旨	<p>世界はポリオ撲滅に近づいておりますが、アフリカとアジアには、なおポリオの野生株が残っています。ですから、一戸一戸の家を訪問し、両親に予防接種の必要性和予防接種の方法を説明し、ワクチンを接種するボランティアを組織しなければなりません。このための手段がポリオ・プラス・パートナー・プログラムです。</p>
ニーズ	<p>ロータリアンは、ポリオ・プラス・パートナーの資金で以下を購入することで、こうした活動における重要な役割を担っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種活動がいつ、どこで行われるかを伝えるための放送やポスター ・ 保健員やボランティアを見分けるための帽子、エプロン、バッジ、メガホン ・ 子供や親に将来の参加を促し、報奨を与えるためのステッカーや風船 ・ ワクチンを配布するための自転車、四輪駆動車、オートバイ ・ ワクチンの品質を維持するためのワクチン輸送車、冷蔵車、冷却剤
資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポリオ・プラス基金からの支出 ・ すべての地区に対し、利用可能なDDFをポリオ・プラスに寄付するよう協力を呼びかけている。

⑤ 補助金プログラムへの参加資格

5-1 地区の参加資格

- 補助金プログラムに参加するためには、地区はロータリー財団の覚書（MOU）とロータリー財団の関連指針を承認し従い、専用の振込口座を設け、会計制度を決めて、参加資格の認定を受ける必要があります。
- 参加資格については毎年、再認定の手続きを行う必要があります。次期地区役員も、次年度のために地区の資格認定手続きをオンラインで完了しておく必要があります。次期役員は、新ロータリー年度開始の2ヶ月前から、手続きを行うことが可能です。資格認定を受けている地区は次期役員が7月1日までにオンラインの手続きを完了させている限り、次年度もその資格を維持できます。
- 地区の参加資格について、簡単にまとめると次のようになります。

地区の参加資格	
目的	参加資格は、財団の補助金を管理するにあたり、地区に適切な 財務、法律、資金管理の制度が整っている ことを確認するために定められています。
内容	<ul style="list-style-type: none">● 地区が補助金を受け取るための銀行口座の受取人の情報を財団に提供する。● 財団の補助金管理に関して毎年行う財務評価の方法に付いての情報を財団に提供する。● 覚書を読み、十分に理解し、記載されている内容についての承諾書を財団に提供する。<ul style="list-style-type: none">・ 覚書セクション1. 地区の参加資格認定・ 覚書セクション2. 地区役員の責務・ 覚書セクション3. クラブの参加資格認定・ 覚書セクション4. 財務管理計画・ 覚書セクション5. 年次財務評価・ 覚書セクション6. 銀行口座に関する要件・ 覚書セクション7. 補助金の使用に関する報告・ 覚書セクション8. 書類の保管・ 覚書セクション9. 補助金の不正使用に関する報告と解決の方法● 地区の参加資格条件の情報が正しいことを証し、記載条件のすべてを順守することに同意する。

覚書

1. 地区の参加資格認定
2. 地区役員の責務
3. クラブの参加資格認定
4. 財務管理計画
5. 年次財務評価
6. 銀行口座に関する要件
7. 補助金の使用に関する報告
8. 書類の保管
9. 補助金の不正使用に関する報告と解決の方法

1. 地区の参加資格認定

地区は、地区補助金、グローバル補助金、パッケージ・グラントを利用する条件として、オンラインの資格認定手続を完了し、本覚書（MOU）に記載されている財務および資金管理の要件を満たすことに同意するものとする。地区は、これらの要件を適切に満たすことにより、ロータリー財団補助金を利用する資格が認められる。

- A. 誰が資金を管理するかにかかわらず、地区が提唱した補助金の使用については、地区がその責任を負う。
- B. クラブが提唱した補助金については、そのクラブが加盟終結となった場合、もしくはその他の理由で補助金の責任を負えなくなった場合に、地区がその責任を負う。
- C. 地区が参加資格の認定を維持するには、本覚書（MOU）および適用されるロータリー財団の方針すべてを順守しなければならない。
- D. 以下の行為が確認された場合、参加資格が保留、あるいは取り消しとなる場合がある。
 1. 補助金資金の不正使用ならびに不適切な管理。不正、偽造、会員情報の改ざん、重大な過失、また受益者の健康、福利、安全を脅かす行為、不適切な寄付、私利のための資金使用、利害の対立の未開示、個人による補助金資金の独占、報告書の偽造、水増し行為、受益者からの金銭の受領、不法行為、認められていない目的での補助金資金使用、以上を含む（ただしこれらに限らない）申し立てに対し、適切な処置をとらなかった場合。
 2. 十分な理由なくして、地区内クラブに参加資格を与えることを拒否した場合。
- E. 地区は、いかなる財務監査、補助金監査、業務監査にも協力しなければならない。

2. 地区役員の責務

地区ガバナー、地区ガバナー・エレクト、地区ロータリー財団委員長は、ロータリー財団補助金の適切な使用の監督に加え、クラブと地区の参加資格認定について主要な責任を有する。

地区役員の責務には、以下が含まれる。

1. 地区とクラブの参加資格認定を実施、管理、維持する。
2. すべてのロータリー財団補助金が、資金管理の対策と適切な補助金管理の慣行に沿って扱われるようにする。
3. 地区補助金、グローバル補助金、パッケージ・グラントの授与と受諾の条件を順守し、施行し、伝え、また、これに関してロータリアンを指導する。
4. 補助金に関与するすべての人が、実際の利害の対立や、利害の対立であると認識される事態を避けるように活動するよう確認する。

3. クラブの参加資格認定

地区は、地区内クラブの参加資格認定を行う責任を有する。参加資格の条件として、クラブは「クラブの覚書（MOU）」に同意し、クラブから少なくとも会員1人を地区ロータリー財団補助金管理セミナーに出席させなければならない。

- A. クラブがグローバル補助金やパッケージ・グラントを受領するには、参加資格を認められなければならない。ただし、地区補助金の資金を受領するにあたっては、クラブが資格認定を受けることは義務づけられていない。
- B. 地区は、関係する地元の法律や地区特有の事情を考慮し、クラブの資格認定に追加要件を設けることができる。追加要件は、地区内すべてのクラブが満たすことのできるものでなければならない。
- C. 地区は、地区補助金の資金を、地区内外の参加資格を得ていないクラブに配分してもよい。ただし、これらの補助金資金の使用については、地区がその責任を有する。参加資格を得ていないクラブが、適用されるすべてのロータリー財団の方針（ロータリー財団地区補助金の授与と受諾の条件を含む）に従わなかった場合、地区の参加資格が失われる恐れがある。

4. 財務管理計画

地区は、補助金の一貫した管理を行うために、書面で財務管理計画を作成しなければならない。財務管理計画には、以下の手続きが含まれていなければならない。

1. すべての領収書と補助金資金の支払いの記録を含め、標準的な会計基準に則って会計を維持する。
2. 必要に応じて、補助金の資金を支払う。
3. 資金の取り扱いは、複数の人で分担する。
4. 補助金で購入した備品・設備やその他の財産の目録システムを確立し、補助金関連活動のた

めに購入したもの、作られたもの、配布されたものの記録を付ける。

5. 資金の換金等を含む全補助金活動が、**現地の法律や規制を順守したものであることを確認**する。

5. 年次財務評価

財務管理計画とその実施に関する評価を、毎年必ず行うものとする。**財務評価とは、財務管理と要件の順守状況を評価するものである。**独立した監査法人か**地区監査委員会のいずれかが年次財務評価を行うものとし、そのどちらが行うかは地区が決めるものとする。**

- A. 財務評価は、監査や会計検査よりもかなり範囲が狭いものであり、以下を含む。
 1. 地区が作成した財務管理計画を順守していることの確認。
 2. 地区補助金、地区が提唱したグローバル補助金、および地区が提唱したパッケージ・グラントの支出の検査。これには以下が含まれる。
 - a. 支出項目をいくつか選び、それらを裏付ける書類と照合する。
 - b. 補助金の「授与と受諾の条件」に則って資金が使用されたことを確認するため、支出の全項目を見直す。
 - c. 高額な支出項目すべてについて、競争入札が行われたことを確認する。
 - d. 適切な管理が維持されるよう、資金支出のプロセスを見直す。
 3. 補助金に関連するすべての金銭的取引とプロジェクト活動が、少なくとも標準的な事業慣行のレベルで行われたかどうかの判断：
 - a. ロータリー財団の書類保管に関する要件を順守していることを確認
 - b. 地区監査委員会または独立した監査法人が必要とみなすその他の手続き
 4. 年次財務評価の結果報告。**各ロータリー年度終了後3カ月以内に、地区内のクラブに結果を報告**しなければならない。
- B. 地区監査委員会が財務評価を行う場合、この委員会には、ロータリー財団補助金に直接かわる人物を含めてはならず、また、以下をはじめ、R I 細則の要件を満たしていなければならない。
 - a. **少なくとも3名の委員から構成**されること
 - b. **少なくとも1名は、元ガバナーもしくは監査の経験を有する人物であること**

6. 銀行口座に関する要件

補助金資金を受け取るには、**ロータリー財団の補助金資金の受領と支払いのみを目的とする、地区が管理する口座**を設けなければならない。

- A. 地区の銀行口座は以下を満たしていなければならない。
 1. **資金の支払い**には、地区の**少なくとも2名のロータリアンが署名人**となること。
 2. **低金利、または無金利の口座**であること
- B. **利子が生じた場合**には、すべて**書類に記録し、承認された補助金活動に使用するか、ロータ**

- リー財団に返還しなければならない。
- C. 地区が提唱する各補助金につき、別個の口座を開設し、口座名は、補助金用であることが明らかに分かるものとすべきである。
- D. 補助金は、投資用口座に預金してはならない。これには、投資信託、譲渡性預金、債権、株の口座が含まれる（ただし、これらに限られるものではない）。
- E. 領収書およびロータリー財団資金の使用を裏付ける銀行明細書をいつでも提示できるようにしておかなければならない。
- F. 地区は、責任者の交代に備えて、銀行口座の管理責任の引継ぎ計画書を作成し、保管しなければならない。

7. 補助金の使用に関する報告

補助金に関する報告は、補助金の適切な資金管理の重要な部分である。

地区は、補助金報告の手続きを設けるものとする。

- A. 地区は、すべての地区財団活動資金（DDF）の使用に関して、以下の方法によりクラブに報告しなければならない。
 1. 地区の会合（全クラブが招かれる会合、または全クラブが出席できる会合）で年次報告を行う。この報告には、補助金を受領した全プロジェクトの支出の内訳、ならびに補助金資金を受領した地区の番号、クラブ名、個人名が含まれていなければならない。
 2. ガバナーの毎月の通信物の最終号に、このような補助金の財務に関する情報を掲載する。
- B. 地区は、ロータリー財団補助金のすべての報告要件に従わなければならない。

8. 書類の保管

地区は、参加資格認定とロータリー財団補助金に関連する重要書類を保存するための、適切な記録管理システムをつくり、保管するものとする。これらの書類を保管することにより、補助金管理の透明性が保たれるとともに、監査や財務評価の準備に役立つ。

- A. 保管する必要のある書類には、以下が含まれる（ただし、以下に限られない）。
 1. 銀行口座に関する情報（過去の銀行明細書を含む）
 2. クラブの参加資格認定に関する書類。これには以下が含まれる。
 - a. 署名入りの「クラブの覚書（MOU）」
 - b. 補助金管理セミナーへのクラブの出欠記録
 3. 地区補助金、地区が提唱するグローバル補助金、および地区が提唱するパッケージ・グラントに関する情報。これには以下が含まれる。
 - a. 地区補助金の資金を受領したクラブおよびその他の団体から集めた情報
 - b. 補助金の資金で購入したすべての品の領収書と請求書
 4. 計画や手続きを記載した書類
 - a. 財務管理計画書

- b. 書類の保存と保管の手続き
 - c. 銀行口座署名人の引継ぎ計画書、および銀行口座の情報と書類の保管
 - d. 補助金資金の不正使用および（または）不適切な管理の報告を記録するシステム
5. 財務評価と補助金資金の使用に関する年次報告書
- B. 地区の記録は、地区内ロータリアンが閲覧、入手できるようにしなければならない。
 - C. 書類は、少なくとも5年間、もしくは国や地域の法律によってはそれ以上の期間、保管しなければならない（日本の場合、グローバル補助金奨学金に関する書類は10年間保管しなければならない）。

9. 補助金の不正使用に関する報告と解決の方法

補助金資金の不正使用や不適切な管理があった場合に地区が記録と追跡調査を行い、解決することは、参加資格認定の要件の一つである。

不正使用の申し立てが生じる前に計画を立てておくことで、地区は、一貫した手続きを踏むことができるとともに、資金の不正使用は許されないという姿勢を助長することができる。

- A. 地区は、補助金資金の不正使用や不適切な管理の報告を円滑に行い、記録するための体制を整えておかなければならない。
- B. 補助金資金の不正使用や不適切な管理の報告があった場合、地区は、直ちに調査しなければならない。
- C. 地区は、補助金資金の不正使用や不適切な管理の疑いがある場合、またはそれらが確認された場合には、これをロータリー財団に報告しなければならない。

5-2 クラブの参加資格

クラブは補助金プログラムに参加するために、財団の定めるクラブ覚書を読み、これに同意し、署名をして地区へ提出しなければなりません。

地区は毎年、クラブの参加資格認定を行います。

クラブの参加資格に関する要点を次にまとめました。

クラブの参加資格	
目的	参加資格は、財団の補助金を管理するにあたり、 クラブに適切な財務、法律、資金管理の制度が整っている ことを確認するために定められています。
要件内容	<ul style="list-style-type: none">●地区が参加資格を満たしていること。●クラブが補助金を受け取るための専用銀行口座を設け、その銀行口座の受取人情報を地区に提供する。●入出金を説明し、項目別に記録した総勘定元帳の整備と保存を確実にする。●収入と支出の明細書を別々に維持する。●補助金に関連する銀行明細書を保管する。●補助金の支出に関連する帳票と全領収書を法律に従い必要期間保管する。●財団の定める授与と受諾の条件を順守し、適正に補助金資金を使用し、中間報告書、最終報告書ならびに提出必要書類（領収書や銀行明細書等）を遅滞なく地区へ提出する。●クラブは、地区の行う補助金の適正使用調査、補助金会計調査に全面的に協力する。●地区ロータリー財団補助金管理セミナーに出席し、覚書を読み、これに同意する。●クラブ会長とクラブ会長エレクトは、クラブの参加資格要件を満たし、これを順守し、確実に維持することを書面にて誓約し、署名して地区へ提出する。
備考	<ul style="list-style-type: none">●クラブに参加資格を与えるのは、地区の責務です。（毎年、更新する必要がある）

クラブの参加資格認定：覚書(MOU)

ロータリー財団

1. クラブの参加資格
2. クラブ役員の責務
3. 財務管理計画
4. 銀行口座に関する要件
5. 補助金資金の使用に関する報告
6. 書類の保管
7. 補助金資金の不正使用に関する報告

1. クラブの参加資格

クラブは、ロータリー財団のグローバル補助金とパッケージ・グラントの活用にあたって、ロータリー財団（以下「財団」）から提供されるこの覚書（MOU）に記載された財務と資金管理の要件を遂行すること、および、毎年最低1名のクラブ会員を地区主催の補助金管理セミナーに出席させることに同意しなければならない。地区は、クラブの参加資格として追加の要件を定めたり、地区補助金の活用についてもクラブの参加資格認定を義務づけることができる。これらの条件をすべて満たすことにより、クラブの参加資格が認定され、ロータリー財団補助金プログラムにクラブが参加することが認められる。

- A. 参加資格条件がすべて満たされた場合には、1ロータリー年度にわたり、クラブの補助金への参加資格が認められる。
- B. クラブが認定状況を維持するには、この覚書（MOU）、地区が定めた追加要件、その他該当するすべてのロータリー財団方針を順守しなければならない。
- C. 資金の管理を誰が行ったとしても、クラブが提唱した補助金資金の使用に対しては、クラブが責任を負う。
- D. 以下のような補助金資金の不正使用ならびに不適切な管理（ただしこれらに限られない）が確認された場合、クラブの参加資格が保留、あるいは取り消しとなる場合がある：
不正、偽造、会員情報の改ざん、重大な過失、また受益者の健康、福利、安全を脅かす行為、不適切な寄付、私益のための資金使用、利害対立の未開示、個人による補助金資金の独占、報告書の偽造、水増し行為、受益者からの金銭の受領、不法行為、認められていない目的での補助金資金使用。
- E. クラブは、いかなる財務監査、補助金監査、業務監査にも協力しなければならない。

2. クラブ役員の責務

クラブ役員は、クラブの参加資格認定およびロータリー財団補助金の適切な使用について主要

な責任を有する。

クラブ役員の責務には以下が含まれる。

- A. クラブの資格認定手続きの遂行と管理、認定状況の維持を担当するクラブ会員を最低1名任命する。
- B. すべてのロータリー財団補助金が、資金管理の方策と適切な補助金管理の慣行に従って管理されるよう確認する。
- C. 補助金に関与するすべての人が、実際の利害の対立や、利害の対立であると認識される事態を避けるように活動するよう確認する。

3. 財務管理計画

クラブは、補助金の一貫した管理を行うために、書面で財務管理計画を作成しなければならない。

財務管理計画には、以下の手続きが含まれていなければならない。

- A. すべての領収書と補助金資金の支払いの記録を含め、標準的な会計基準に則って会計を維持する。
- B. 必要に応じて、補助金の資金を支払う。
- C. 資金の取り扱いは、複数の人で分担する。
- D. 補助金で購入した備品・設備やその他の財産の目録システムを確立し、補助金関連活動のために購入したもの、作られたもの、配布されたものの記録を付ける。
- E. 資金の換金等を含む全補助金活動が、現地の法律や規制を順守したものであることを確認する。

4. 銀行口座に関する要件

補助金資金を受け取るには、ロータリー財団の補助金資金の受領と支払いのみを目的とする口座をクラブが設けなければならない。

- A. クラブの銀行口座は以下を満たしていなければならない。
 - 1. 資金の支払いには、クラブの少なくとも2名のロータリアンが署名人となること。
 - 2. 低金利、または無金利の口座であること
- B. 利子が生じた場合には、すべて書類に記録し、承認された補助金活動に使用するか、ロータリー財団に返還しなければならない。
- C. クラブが提唱する各補助金につき、別個の口座を開設し、口座名は、補助金用であることが明らかに分かるものとすべきである。
- D. 補助金は、投資用口座に預金してはならない。これには、投資信託、譲渡性預金、債権、株の口座が含まれる（ただし、これらに限られるものではない）。
- E. ロータリー財団補助金資金の受領および使用を裏付ける銀行明細書をいつでも提示できるようにしておかなければならない。

F. クラブは、署名人の交代に備えて、銀行口座の管理責任の引継ぎ計画書を作成し、保管しなければならない。

5. 補助金資金の使用に関する報告

クラブは、ロータリー財団のすべての報告要件に従わなければならない。補助金に関する報告を通じて、ロータリー財団は補助金の使用状況を知ることができる。このため、この報告は補助金の適切な資金管理の重要な部分である。

6. 書類の保管

クラブは、参加資格認定とロータリー財団補助金に関連する重要書類を保存するための、適切な記録管理システムをつくり、これを維持するものとする。これらの書類を保管することにより、補助金管理の透明性が保たれるとともに、監査や財務評価の準備に役立つ。

A. 保管する必要のある書類には、以下が含まれる（ただし、以下に限られない）。

1. 銀行口座に関する情報（過去の銀行明細書を含む）。
2. 署名入りのクラブの覚書（MOU）を含む、クラブの参加資格認定に関する書類。
3. 計画や手続きを記載した書類。これには以下が含まれる。
 - a. 財務管理計画書
 - b. 書類の保存と管理の手続き
 - c. 銀行口座署名人の引継ぎ計画書、および銀行口座の情報と書類の保管

B. クラブの記録は、クラブのロータリアンが、または地区が要請した場合は地区が、閲覧、入手できるようにしなければならない。

C. 書類は、少なくとも5年間、もしくは国や地域の法律によってはそれ以上の期間、保管しなければならない（日本の場合、グローバル補助金奨学金に関する書類は10年間保管しなければならない）。

7. 補助金資金の不正使用に関する報告

補助金資金の不正使用や不適切な管理があった場合、またはそう疑われる場合には、クラブはこれを地区に報告しなければならない。このような報告により、補助金資金の不正使用が絶対に許されないという環境をクラブ内に作り出すことができる。

承認と同意

この覚書（MOU）は、クラブと地区の間に交わされる同意書であり、補助金活動の適切な管理と財団補助金資金の適切な管理を行うための措置をクラブが取ることを認めるものである。この文書を承認することにより、クラブは、この覚書（MOU）に記載されたすべての条件と要件に従うことに同意する。

_____ロータリー・クラブを代表し、下記署名人は、_____ロータリー年度、この覚書（MOU）に記載されたすべての条件と要件に従い、これらの要件に関してクラブの方針や手続に変更や修正があった場合には、国際ロータリー第_____地区に通知することに同意する。

クラブ会長	
会長就任年度	
氏 名	
署 名	
日 付	

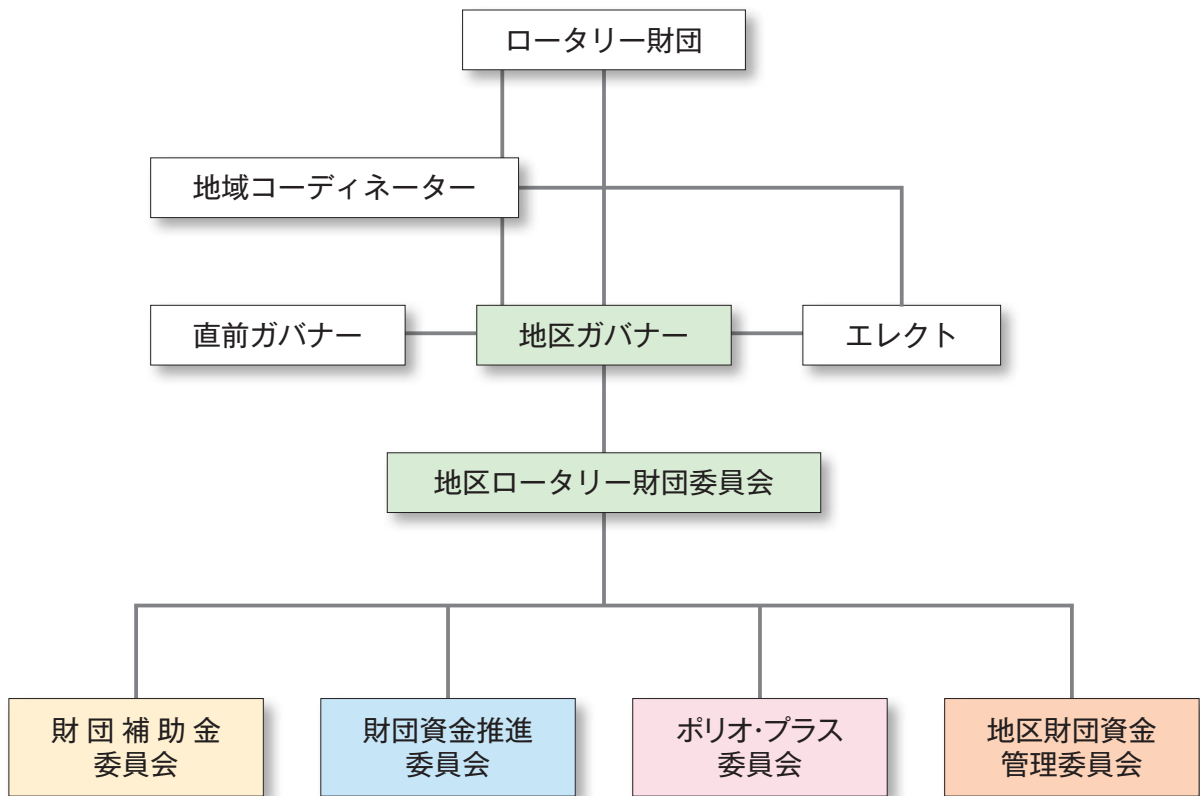
クラブ会長エレクト	
会長就任年度	
氏 名	
署 名	
日 付	

⑥ 地区ロータリー財団委員会の役割

- 地区ロータリー財団委員会は、財団に関する教育や、地区内ロータリアンの財団への寄付、財団プログラムへの参加を奨励する役割を担っています。
- ロータリー財団とクラブのロータリアンとの連絡係を務めます。
- 地区財団活動資金（DDF）の配分と配付の責務を負っています。

6-1 地区ロータリー財団委員会の組織

地区ロータリー財団委員会は次のような組織となっています。



6-2 ロータリー財団関連の地区委員会の役割と責務

地区ロータリー財団委員長、財団資金推進委員会、財団補助金委員会、ポリオ・プラス委員会、財団資金管理委員会のそれぞれの役割と責務の主なものは、次の通りです。

役割と責務	地区ロータリー財団委員長	●委員長は3年任期で任命されます。
		●地区ガバナーの指導の下、委員会とともに地区の財団活動の計画、調整、評価を行います。
		●クラブと地区の参加資格状況をはじめ、地区の財団活動について毎月、地区ガバナーに報告する。
		●職権上の委員として、全小委員会を監督する。
		●次年度の地区財団目標を設定する前にクラブの会員から意見を集めるため、ガバナー・エレクトに協力する。
		●委員会の決定に沿って、地区財団活動資金（DDF）を配分し、承認の署名を行う。（もう一名は、地区ガバナーで、署名者は計2名）
		●地区ガバナー、地区研修リーダー、地区研修委員会と協力し、各種セミナー（補助金管理セミナー、地区ロータリー財団セミナー、地区協議会、会長エレクト研修セミナー）の計画、準備、推進を行う。
		●地区の参加資格認定手続を監督し、「地区の覚書（MOU）」の要件が順守されるよう確認する。
		●地区補助金の代表連絡担当者となる。
		●全クラブの代表者が出席できる会合において、財団補助金活動に関する報告が行われるよう手配する。
	●クラブのロータリー財団委員会を支援する。	
	●地区が設けているロータリー財団各賞の受賞候補者を選出する際に、ガバナーに協力する。	
	財団資金推進委員会	●地区における財団への募金活動と、寄付者の表彰や認証を管理・監督します。
		●募金目標の設定と、目標の達成方法のためにクラブを援助し、アドバイスをする。
●クラブと地区の募金活動を計画する。		
●財団の募金の取り組みについてクラブに伝え、モチベーションを高め、アドバイスをする。		
●地区で寄付者への感謝行事を企画する。		
●地区財団活動資金（DDF）の配分について助言する。		

役割と責務	財団補助金委員会	●ロータリー財団の補助金を管理し、補助金活動の実施やロータリー平和センター・プログラムへの参加を奨励します。
		●教育的、職業的、人道的な活動に参加するクラブを支援します。
		●補助金に詳しい地区の専門家として、ロータリー財団の全補助金に関する情報源となる。
		●「地区補助金とグローバル補助金の授与と受諾の条件」が順守されるよう確認する。授与と受諾の条件についてクラブに伝え、指導する。
		●クラブと地区への補助金の配分に関して地区の方針を定め、その方針を実行する。
		●地区ロータリー財団委員長と協力して、補助金の資金を支払い、補助金活動の報告書のために適切な記録維持が行われるようにする。
		●全補助金に関する財団への報告を含め、クラブと地区が提唱する全補助金において、適切な補助金管理を徹底させる。
		●適切な補助金管理記録システムを作り、維持する。
		●ロータリー平和フェロー候補者に申請書式を配布し、申請者の選考を行う。
		●ロータリー平和フェローシップと奨学金の受領者ならびに職業研修チーム参加者全員に、オリエンテーション（可能な場合は多地区合同で）を実施する（出発前あるいは到着後）。
	●地区内での財団学友活動を調整する。	
	●地区財団活動資金（DDF）の配分について助言する。	
	ポリオ・プラス委員会	●財団のポリオ撲滅活動について、ロータリアンや地域社会の啓蒙活動を行い、募金活動を企画します。
		●ポリオ・プラスに対するロータリアン、クラブ、地区からの寄付や地区財団活動資金（DDF）の寄贈を奨励する。
		●年度中に、地区のポリオ・プラス募金活動を少なくとも1回企画する。
●財団委員長、地区広報委員会ならびにガバナーと協力し、クラブや地区の模範的なポリオ撲滅活動が表彰されるようにする。		
●地区会合でのロータリー財団に関する研修中、ポリオ・プラスについてのプレゼンテーションを行うなどして、ガバナーや地区研修リーダーを援助する。		
●ポリオ撲滅活動において、ポリオ・プラス委員会（国別ならびに地区別）と政府機関などの間の調整を行う。		
財団資金管理委員会	●地区財団活動資金（DDF）の配分について、意見を提供する。	
	●財団補助金の慎重な管理を徹底させ、適切な補助金管理についてロータリアンに指導します。	
	●財務管理計画の作成をはじめ、「地区の覚書（MOU）」の実施を援助する。	
	●補助金管理セミナーの実施を支援するなど、クラブの参加資格認定を援助する。	
	●補助金に関する財団への報告をはじめ、クラブと地区が提唱するすべての補助金において、適切な補助金管理を徹底させる。	
	●補助金に関する財団への報告をはじめ、クラブと地区が提唱するすべての補助金に対し、資金管理のモニタリングと評価を行う。	
	●補助金に関与するすべての人が、利害の対立を避けるよう（利害の対立の疑いすら生じないよう）徹底させる。	
●補助金関連活動での資金の悪用や不正を解決する手順を定め、資金の悪用や不正があればロータリー財団に報告し、地元で初期調査を実施する。		
●財務管理計画の年次財務評価を承認し、この結果が地区内のクラブに通知されるよう確認する。		

7 クラブ・ロータリー財団委員会の役割

- クラブのロータリー財団委員会には**以下の責務**があります。
 - ・クラブ財団**目標を達成**する。
 - ・財団に関して**会員に理解**してもらう。
 - ・財団の**補助金とプログラムに参加**すると同時に、財団を**財政的にも支援**するよう**クラブ会員に奨励**する。
 - ・地区およびロータリー財団管理委員会の**財団目標をクラブ会員に伝える**。
 - ・財団**補助金資金の適切な管理**を徹底させる。
 - ロータリー財団委員会は、**財政支援**とクラブならびに財団の**補助金とプログラムへの参加の両面**から財団を支援するための計画を立案、実施すべきです。

クラブの5つの**常任委員会の1つとして、クラブのロータリー財団委員会を設置**してください。クラブは必要に応じて小委員会を追加し、この委員会の具体的な責務を反映させるために細則を改正することができます。
 - クラブにおける**ロータリー財団の委員会の構成**は、クラブが定めた財団目標に沿って決めるべきです。

例えば、クラブがグローバル補助金の申請を予定している場合は、補助金小委員会を設けるとよいでしょう。
 - クラブの規模や目標に応じて、クラブは**ロータリー財団委員会の小委員会**として、以下のような小委員会を設置することができます。
 - ・年次基金委員会
 - ・恒久基金委員会
 - ・地区補助金委員会
 - ・グローバル補助金委員会 } 募金委員会
 - ・ポリオ・プラス委員会
 - ・ロータリー平和フェロー委員会
 - ・学友委員会
 - ・学友委員会
- クラブ・ロータリー財団委員会は、クラブの財団目標を達成するために、次の**クラブ委員会と協力**する必要があります。
 - ・奉仕プロジェクト委員会
〔**奉仕プロジェクトの資金として、ロータリー財団の補助金**を利用できるかを検討する。〕
 - ・広報委員会
〔**財団のプロジェクトや会員の参加について**広報する。〕
 - ・クラブ管理運営委員会
〔**四半期ごとにロータリー財団プログラムを計画し、奉仕に関する発表と寄付に対する認証**を行う。〕
 - ・会員増強委員会
〔**国際ロータリーとロータリー財団の学友との連絡を保ち、これらの学友をクラブの活動に参加させ、会員候補者として考慮**する。〕

⑧ ロータリー財団の学友

- 1947年以来、世界で**110,000人以上**がロータリー財団の奨学金や補助金を受領しています。これらの元プログラム参加者はロータリー財団の力強い賛同者であり、ロータリークラブに入会したり、財団への寄付者となる可能性もあるため、未永く関係を維持することが大切です。
- 学友には次の事が期待されています。
 - ・ 奉仕活動や親睦を目的に、海外の地区を紹介する。
 - ・ ロータリー財団のおかげで自分の人生がいかに変わったかをクラブ会員やメディアに話す。
 - ・ 知人にプログラムへの参加を勧める。
 - ・ 選考、オリエンテーション、受け入れについて、アドバイスする。
 - ・ 地区でロータリーの活動を支援するため、学友会に参加する（または学友会を結成する）。
 - ・ クラブ入会候補者または寄付見込者となる。
- グローバル補助金で支援された元奨学生、職業研修チーム（V T T）元参加者は、ロータリー財団の学友とみなされます。
- 地区補助金で支援された元奨学生・元参加者も、財団に連絡先を報告すれば、財団の学友のリストに含まれます。
- 補助金委員会は、最近の学友に関する情報を提供するなどして、地区会員増強委員会に協力します。
- 地元の学友の連絡先に変更があった場合は、財団の学友担当職員へEメール(alumni@rotary.org)でお知らせください。
- 学友会の成果を上げるため最高100までの学友会に助成金（予算総額10万ドル）を授与します。
- 優れた**学友**には、「学友人道奉仕世界賞」が、国際大会で贈られます。
- 優れた活動をしている**学友会**に、「ロータリー財団最優秀学友会賞」が贈られます。

⑨ 財団補助金の授与と受諾の条件

財団補助金を使用するにあたっては、財団の定める授与と受諾の条件を遵守して下さい。

授与と受諾の条件

地区補助金およびグローバル補助金

I. 補助金の種類

ロータリー財団は、**地区補助金**と**グローバル補助金**を授与する。地区補助金は、財団の使命と一致する奨学金、プロジェクト、旅行に充てるために地区に一括で支給される。グローバル補助金は、重点分野の範囲内にある奨学金、プロジェクト、職業研修チーム（VTT）、また場合によっては旅行のために授与されるものであり、これらは実施地の地域社会が主導し、その成果が持続可能、測定可能なものでなければならない。

II. 受領資格の指針

財団の補助金を活用するすべての活動は、以下に該当しなければならない。

1. ロータリー財団の使命に関連していること。
2. ロータリアンが積極的に参加すること。
3. ロータリー財団、または国際ロータリーに対し、補助金の支給金額を支払うこと以外に何の責任も負わせないこと。
4. 米国および補助金の実施地の法律を順守すること、また個人あるいは団体に害を与えないこと。
5. 実施に先立って審査され、承認された活動のみに使用すること。既に完了済みあるいは進行中のクラブや地区の活動や経費を支払う目的で補助金を使用しないこと。承認に先立って補助金活動の計画を立てることが奨励されているが、承認前に経費が発生してはならない。
6. 実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
7. ロータリー財団章典の第7.030節に基づき、「補助金参加者の利害の対立に関する方針（the Conflict of Interest Policy for Grant Participants）」を順守すること。
8. ロータリー財団章典の第1.050.2項に基づき、ロータリーの標章の使用に関する方針を順守すること。

地区補助金

1. 地元と海外において、プロジェクト、奨学金、職業研修チーム、およびそれらに関連した旅行を支援するものである。
2. 補助金の3%までを、補助金に関連した管理運営費（銀行手数料、郵送料、ソフトウェア、独立財務評価など）に充てることができる。

グローバル補助金

1. ロータリーの重点分野の一つ以上に関連している。
2. 持続可能である。ロータリー・クラブや地区が活動を完了した後も、実施地の地域社会が自力でニーズに取り組んでいなければならない。
3. 測定可能である。提唱者は、「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について」から評価基準を選ぶ。また、財団に提出する報告書の中に独自の評価基準を追加することもできる。プロジェクトの成果の測定にかかる費用の上限は10%とする。
4. 実施地側の地域社会が主導する。実施地側が自ら特定した地元のニーズに基づいて、補助金を立案する。
5. プロジェクト予算の10%までを、プロジェクト・マネージャー費に充てることができる。
6. 人道的、教育的プロジェクトを支援する。
7. 1～4学年間の大学院レベルまたはこれに相当するレベルの教科履修や研究のための奨学金を提供する。
8. 職業研修を提供したり、受けたりすることによって人道的ニーズに取り組む職業研修チームを支援する。
9. 人道的プロジェクトの一環として、最高2名までの旅費を賄う。これらの人は、現地で研修を提供したり、プロジェクトを実施したりする。ただし、これらの人が持つスキルが現地で得られないことを実施国側のクラブが確認した場合に限る。
10. ロータリーが存在する国や地域にある地域社会を支援する。
11. 補助金プロジェクトが実施される国や地域の少なくとも1つのロータリー・クラブまたは地区（実施国側代表提唱者）と、実施国や実施地域以外のロータリー・クラブまたは地区（援助国側代表提唱者）により提唱される。

Ⅲ. 制約事項

補助金は、いかなるグループも不当に差別したり、特定の政治的・宗教的見解を推進したり、完全に宗教を目的とした催し物を支援したり、妊娠中絶に関連する活動や性決定のみを目的とする活動を支援したり、武器や弾薬の購入資金に充てたり、ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換、ローターアクト、インターアクトを支援したり、ロータリー財団への新たな寄付またはロータリー財団の他の補助金への新たな寄付とすることはできない。

これに加え、補助金を以下の目的に使用することはできない。

1. 特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援。
2. 財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座の開設。ただし、第Xセクションに記載された要件に提唱者が従うならば、補助金資金を小口融資ファンドの設立のために使用できる。
3. 土地や建物の購入。
4. 人が居住、仕事、営利目的の活動に従事するための建造物、すなわち建物（学校、住宅・低

廉仮設宿泊所、病院)、コンテナ、移動住宅などの新たな建設。もしくは製造や加工の活動を営むための建造物の新たな建設。既存の建造物の増築は認められる。

5. 募金活動。
6. 地区大会、年次国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽活動などのロータリー行事に関連する経費。
7. 人道的活動または教育的活動に直接関連していない広報。
8. 500ドルを超える、プロジェクトの標識。
9. 他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費。
10. 受益者や協力団体への使途無指定の現金寄付。
11. 人道的プロジェクトに関与する協力団体の職員の旅費。
12. 個人の旅行経費のみを含むグローバル補助金の人道的プロジェクト。
13. 既に進行中または完了した活動と経費。
14. ロータリー以外の団体が主体となって実施する活動。
15. 国境を越えて手ずから行うワクチンの輸送。
16. 全国予防接種日 (NID) に出向くための旅費。
17. ポリオワクチンのみを含む予防接種。
18. 18歳未満の青少年の海外渡航費 (親または保護者同伴の場合を除く)。
19. ロータリー平和センター提携大学において、ロータリー平和フェローが専攻するのと同じ、または類似した専修プログラムで学ぶための留学

IV. 申請方法

補助金は会員アクセスからオンラインでご申請ください。

ロータリー財団の補助金を受領するには、関係する全地区はロータリー財団によって資格が認められなければならない。グローバル補助金の場合には、関係する全クラブは地区によって資格が認められなければならない。これに加え、地区、クラブ、補助金委員会の全委員は、国際ロータリーとロータリー財団に対して財務的な健全性を保っていなければならない。RI 財務代行者、国の会計担当者、補助金と関連のある協力団体や受益団体の役員と有給職員は、補助金委員会の委員を務めることが禁じられている。いかなる地区とクラブも、代表提唱者として一度に有することのできる未終了の補助金は、10口までに限られる。

地区補助金の場合、地区は、**ロータリー年度につき1回申請を提出**することができ、申請には使用計画を含めなければならない。**補助金増額の要請は、ロータリー財団が補助金の支給を開始する前**に行わなければならない。地区は、年度中に発生し得る臨時費のために、**地区補助金の20%まで**を取っておくことができる。その場合、使用計画にこの臨時費を盛り込み、最終報告書を提出する際に臨時費の内訳を記載するものとする。地区補助金の申請はすべて、補助金実施年度の5月15日より前に受理されなければならない (例えば、2013-14年度地区補助金の申請書は、2014年5

月15日までに受理されなければならない)。

グローバル補助金の場合、**奨学生**と**職業研修チームメンバー**は、補助金全体の申請の補足資料として**個人の参加申請書**を提出しなければならない。申請書は、ロータリー年度を通じて**随時受理**されるが、旅行経費が含まれる申請の場合は、旅行日の90日前までに提出すべきである。

留意点：

1. **申請書の提出から6カ月以内**に、申請に必要な情報がすべて提出されず、承認されなかった場合、申請書は撤回される。
2. **申請書の承認後6カ月以内**に支払い要件が満たされなかった場合、補助金は取り消しとなる。
3. **支払い後12カ月以内**に補助金プロジェクトが実施されなかった場合、補助金は取り消しとなり、提唱者は資金を返還するよう義務づけられる。

地区補助金

地区は、3名のロータリアンから成る補助金委員会を設置しなければならない。この3名には、実施年度の地区ガバナー、地区ロータリー財団委員長、地区補助金小委員長が含まれる。

グローバル補助金

実施国と援助国の代表提唱者は、それぞれ、グローバル補助金を担当する3名のロータリアンから成る補助金委員会を設置しなければならない。この補助金委員会の委員は、代表提唱クラブの会員（クラブ提唱の場合）または代表提唱地区の会員（地区提唱の場合）とする。クラブが提唱する補助金の申請の場合、クラブが資格要件を満たしていることを地区ロータリー財団委員長が確認しなければならない。

奨学金の申請は、以下を満たしていなければならない。

1. 補助金の申請時に、**大学院課程への大学からの入学許可状**、または**大学院レベルの研究を行うための招請状**を提出すること。学費支援の保証を必要とする条件付きの入学許可状も認められる。

職業研修チームの申請は、以下を満たしていなければならない。

1. 重点分野において少なくとも2年の職務経験を有する、ロータリアンではない最低2名のメンバー、およびロータリーの知識と国際経験、指導力、重点分野におけるいくらかの専門知識を備えたロータリアンのチームリーダー1名から成るチームを申請するものであること。ロータリアンではない人がチームリーダーを務めることもできるが、その場合、提唱者が補助金申請書にその必要性を十分に説明しなければならない。
2. 1口の補助金で複数のチームが旅行をする場合、これらのチームは、代表提唱者2者が同じであり、互いの旅行開始が1年以内に収まっていなければならない。

3. すべてのチームメンバーは、旅行の前にロータリー財団から承認を得ていなければならない。
チーム構成の変更はすべて、ロータリー財団に報告し、その承認を得なければならない。

V. 旅行方針

ロータリー財団補助金を利用する旅行の航空券はすべて、既存の旅行方針に従い、国際ロータリー・トラベル・サービス（RITS）を通じて予約しなければならない。

ロータリー財団の補助金は、予算に含まれている以下の旅行関連費用を賄う。

1. エコノミークラスの航空券
2. 空港までの往復交通費および補助金実施に関連する現地での交通費
3. 予防接種とビザの費用、入国税・出国税
4. 保険料
5. 通常の妥当な荷物預け料金

ロータリー財団の補助金は、旅行に関連する以下の経費を賄わない。

1. 事前に承認された旅行の前後に、任意で途中降機した場合の関連費用
2. 任意の途中降機を含め、個人的な旅行の手配から生じた変更による違約金や手数料
3. 荷物の超過料金、運送料、航空便のキャンセルのための保険料

補助金の提唱クラブまたは提唱地区は、補助金の資金を使って旅行する全受領者の緊急連絡先と旅程表を保管する責任がある。また、要請に応じて、財団にこの情報を提供しなければならない。

補助金の受領者は、以下の責任を有する。

1. RITSを通じて旅行の手配をする。迅速に旅行の手配をしない場合、旅費の増額や、補助金の中止という結果をもたらす可能性がある。
2. 承認された旅費を超える費用を自己負担する（ただし、超過分について財団から承認を得た場合を除く）
3. 海外旅行のためのすべての健康条件を満たす。
4. 個人的な旅行をする場合は、その手配をし、旅費を自己負担する。個人的な旅行は、補助金活動の終わりに最高4週間まで行うことができる。補助金受領者は、このような旅行の後、自国に帰るものと期待されている。
5. RIによる国別の旅行制限を順守する。
6. 旅行前に、以下の最低条件を満たす保険に加入する。
 - a. 治療および入院にかかる基本的な主要医療費（疾病またはけがにかかる費用、入院費、関連費用を含む）に250,000米ドルまたはその相当額
 - b. 医療緊急避難に50,000米ドルまたはその相当額
 - c. 遺体の本国送還に50,000米ドルまたはその相当額

- d. 専門医療サービスの供与に適切な職業賠償責任保険（過失脱漏保険＝E&O保険としても知られる）として500,000米ドル（これは、補助金活動の一環として医療サービスを行う医療従事者のみに適用され、他人に害を与えるような職業上の行為または過失に対する、活動参加者の法的責任のための補償保険である）。

保険は、活動実施国に限らず、世界中で適用できるものとすべきであるが、（参加者の）母国に適用されないものであってもよい。保険は、出発日から帰国日まで有効でなければならず、要請に応じて、財団に保険契約証書のコピーを提供しなければならない。財団は、補助金受領者に対して、いかなる種類の保険も提供する責任はない。

ロータリアン以外で、奨学金、職業研修チームへの参加、人道的プロジェクトの実施のための旅行を目的として補助金を受領する人には、以下が期待されている。

1. ロータリーに関する知識を有することを実証する。
2. 出発前にオリエンテーションに参加する。
3. 提唱者に要請された場合には、クラブや地区の活動に参加する。
4. 活動実施国（または留学国）の言語に堪能である。

さらに、

1. 職業研修チームメンバーの親戚は、資格要件を満たしていれば、同じチームに参加することができる。
2. 奨学金の受領者は、受入地区内に居住しなければならない。

VI. 補助金の資金源

地区補助金

地区補助金は、地区財団活動資金(DDF)からの配分のみによってロータリー財団から支給されるものである。地区は、一つまたは複数のプロジェクトを支援するために、**地区のシェア配分（地区の3年前の年次寄付および恒久基金〔シェア〕収益を合わせた額の50%）の50%までを使って、年に1口の補助金を申請できる。**

グローバル補助金

グローバル補助金は、**国際財団活動資金(WF)によって財団から支給されるもので、支給幅は15,000～200,000米ドル**である。財団は、クラブと地区からの**現金拠出に対しては50パーセント（半額）、DDFの寄贈に対しては100パーセント（同額）**を上乗せして支給する。

財団は、補助金に対するロータリアン以外からの寄付にも同様に上乗せする。ただし、この寄付

がプロジェクトの協力団体もしくは受益者から寄せられたものである場合を除く。

人道的プロジェクトの援助国側提唱者は、提唱者による拠出金総額のうち少なくとも**30パーセントを提供**するよう義務づけられている。人道的プロジェクトの実施国側提唱者も、補助金のために資金を拠出するよう奨励されている。

補助金のための拠出金は、承認された後で変更することはできない。ポール・ハリス・フェロー認証のクレジットは、ロータリー財団に送られた提唱者拠出金のみを与えられるものであり、プロジェクトに直接送られた寄付には与えられない。補助金の承認に先立ってロータリー財団へ送られた提唱者拠出金は、当該補助金に使用できない場合がある。補助金申請書に記入された金額を上回る提唱者拠出金がロータリー財団に送られた場合、その超過分は年次基金に加算され、プロジェクトには送金されない。

Ⅶ. 協力団体

協力団体とは、専門知識、インフラストラクチャー、アドボカシー活動、研修、教育、その他の補助金プロジェクトへの支援を提供する、ロータリー以外の定評ある組織または教育機関である。協力団体は、ロータリー財団により義務づけられたすべての報告と監査要件を順守することに同意し、義務づけられた領収書または購入の証明書類を提出しなければならない。同じ協力団体が関与するプロジェクトのためのグローバル補助金は、1ロータリー年度につき最高5口までしか承認されない。奨学生が留学する大学は、協力団体とはみなされない。

地区補助金

協力団体に提供されるすべての資金は、特定のプロジェクト費用のみに使用されなければならない。提唱地区はこれらの費用の詳細な内訳を記載した報告書を作成し、維持しなければならない。

グローバル補助金

補助金提唱者は、申請時に、援助国・実施国双方の代表提唱者と協力団体の署名の入った「覚書(MOU)」を提出する必要がある。「覚書」には、以下の項目を含めるべきである。

1. ロータリー・クラブまたは地区が補助金プロジェクトを開始し、指揮し、管理することの、援助国・実施国双方の代表提唱者による確認。
2. 協力団体が信頼と定評のある団体であり、適用される全法律の範囲内で活動することを確認する、代表提唱者からの推薦。
3. 各関係者の活動を明確かつ詳細に記述した補助金の実施計画。
4. 補助金に関連する活動についてロータリー財団による財務調査に協力することへの、協力団体からの同意。

Ⅷ. 支払い

地区補助金

補助金資金は、申請時に地区が指定した地区の銀行口座のみに支払われる。地区補助金の資金は、前ロータリー一年度の地区補助金が終了するまでは支払われない。資金は、実施年度末を過ぎた後は支給されない。実施年度の5月15日までに提唱者が支払いの全要件を満たさなかった場合、補助金は取り消しとなる。

グローバル補助金

提唱者拠出金の全額がロータリー財団に送られ、支払いの全条件が満たされるまでは、補助金資金は支給されない。補助金資金は、申請書に記入された口座に支払われる。この口座の署名人は、提唱クラブまたは提唱地区の会員でなければならない。提唱者が補助金の支払いを受けてからプロジェクトが取り消しとなった場合、補助金の残金すべてをロータリー財団に返還しなければならない。返還された資金はWFに加算される。

Ⅸ. 報告要件と書類の保管

補助金の受領者は、補助金の用途について財団に報告する責任がある。中間報告書と最終報告書は、www.rotary.orgの「会員アクセス」から提出しなければならない。報告書が受理されるには、所要事項を不備なく記入しなければならない。期日を過ぎた未提出の財団補助金報告書がある提唱者からの新規の補助金申請書は、財団によって受理されない。財団は、いつでも補助金を審査し、監査を実施し、監視要員を派遣し、追加書類の提出を要求し、支払いを（一部または全額）保留する権利を有する。

補助金の受領者には、以下の報告基準も適用される。

1. 未使用の資金は、速やかにロータリー財団に返還しなければならない。
2. 地区は、資格条件に従い、補助金資金の用途について地区内クラブに報告しなければならない。
3. 補助金の提唱者は、資格条件および適用される自国の法または国際法に従い、補助金の支出に関連する全領収書のコピーと銀行明細書を保管しなければならない。
4. プロジェクトの実施と資金使用に関する財団の方針と指針を順守しなかった補助金提唱者は、補助金の全額を返還しなければならず、最高5年間、将来の補助金の受領を禁じられる可能性がある。

地区補助金

以下の追加基準が、地区補助金に適用される。

1. 資金の支出について記載した最終報告書を、補助金受領後12カ月以内、または補助金を全額支出してから2カ月以内に、財団に提出しなければならない。
2. 地区補助金からの資金を利用したプロジェクトと活動はすべて、財団が支給してから24カ月以内、または地区がクラブあるいはプロジェクト実施地に支給してから24カ月以内に、完了しなければならない。
3. 200米ドルを超える未使用の補助金資金は、速やかにロータリー財団に返還しなければならない。これは地区のDDFに加算される。

グローバル補助金

以下の追加基準が、グローバル補助金に適用される。

1. 中間報告書は、補助金の最初の支給を受けてから12カ月以内に提出し、その後も12カ月ごとに提出しなければならない。
2. 最終報告書は、プロジェクトの完了後2カ月以内に提出しなければならない。
3. 200米ドルを超える未使用の補助金資金は、ロータリー財団に返還しなければならない。これは国際財団活動資金（WF）に加算される。プロジェクト完了後に補助金の資金が残っている場合、財団は、これをプロジェクト関連費（プロジェクトのための追加の補給品など）に使用することを承認できる。

以下を含め、実施したプロジェクトの詳細な説明を含んだものが、不備のない報告書として受理される。

1. プロジェクトが重点分野の目標をいかに助長したか。
2. プロジェクトが、申請書に記載された個々の目標をいかに達成したか（達成を測るために使用した基準や収集したデータを含む）。
3. プロジェクトの成果が、長期にわたっていかに持続されるか。
4. 実施国、援助国双方の提唱者、および補助金に関与した協力団体がどのように参加したか。
5. 報告書には、プロジェクトにかかった費用の詳細な内訳とプロジェクト専用銀行口座の明細書を含めるべきである。提唱者は、予算との差異について最終報告書で説明しなければならない。さらに、財団は、報告書の補足書類として領収書を提出するよう提唱者に要請する場合がある。

プロジェクトが完了し、現地の地域社会がプロジェクトを継続していくため（持続可能性）の手段を備えたことが確認され次第、財団は、補助金を終了とする。

X. 小口融資（マイクロクレジット）

XI. インドのロータリー財団に関する特記事項

10 ロータリー財団用語の簡単説明

ロータリー財団用語集

1	アーチ・クラフ賞	21	協力組織（戦略パートナー） Strategic Partner
2	アーチC. クラフ・ソサエティ	22	協力団体 Cooperating Organization
3	遺贈	23	クラブ&地区計画補助金 Club&District Developed Grants
4	遺贈友の会	24	クラブの覚書 MOU Memorandum of Understanding
5	一括補助金 Block Grant	25	計画年度 A Planning Year
6	インターナショナル・パートナー INTERNATIONAL PARTNER	26	警告書 Warning Letter
7	大口寄付アドバイザー	27	月次寄付報告
8	大口寄付者	28	公益財団法人ロータリー日本財団
9	大口寄付の表彰	29	恒久基金
10	覚書 MOU Memorandum of Understanding	30	コーポレート・プロジェクト Corporate Project
11	会員資格とロータリー財団寄付	31	国際財団活動資金
12	学友	32	国際問題研究のためのロータリー平和センター
13	学友人道奉仕世界賞 Global Alumni Service to Humanity Award	33	コントリビューティング・クラブ／地区 Contributing Club/District
14	冠名基金	34	災害救援
15	冠名奨学金	35	財団学友
16	冠名奨学金基金	36	財団学友諮問グループ
17	冠名ロータリー平和フェロシップ基金	37	財団功労表彰状
18	寄付表彰方針	38	財団の使命
19	協同プロジェクト最高賞	39	財団の諸活動の名称
20	協同奉仕委員会	40	「財団の友」会員

ロータリー財団用語集

41	財団のプログラム	61	地区ロータリー財団委員会
42	財団への寄付	62	地区ロータリー財団セミナー
43	財団補助金受領無資格者	63	提携クレジット・カード
44	参加資格条件 Qualification	64	特定非営利活動法人 ロータリー日本財団
45	シェア・システム	65	認証
46	識字率向上月間	66	認証ポイント Recognition Point
47	識字率の向上	67	年金
48	試験的プロジェクト参加クラブ	68	年次基金
49	慈善年金	69	年次基金寄付アドバイザー
50	使途指定寄付	70	年次報告 Annual Report
51	使途推奨冠名基金	71	パイロット地区 Pilot district
52	実施年度 Implementation Year	72	パッケージ・グラント Packaged Grants
53	職業研修チーム Vocational Training Team	73	一人当たりの寄付
54	重点分野 areas of focus	74	100パーセント財団の友クラブ
55	人道的援助と設備に対する要請	75	100パーセント・ ポール・ハリス・フェロー・クラブ
56	人道的補助金専門家	76	プライマリー・クラブ／地区 Primary Club/District
57	人道的補助金プログラム	77	ベネファクター
58	税制上の優遇措置と寄付金	78	法人のマッチング・ギフト
59	地区財団活動資金	79	補助金授与計画 Spending Plan
60	地区補助金委員会	80	ホスト・パートナー HOST PARTNER

ロータリー財団用語集

81	ポリオ・プラス	101	ロータリー財団地域コーディネーター補佐 Assistant RRFC
82	ポリオ・プラス基金	102	ロータリー財団地区奉仕賞
83	ポリオ・プラス・パートナー	103	ロータリー財団特別功労賞
84	ポリオ・プラス・プログラム	104	ロータリー・センター・ホスト・エリア・コーディネーター Rotary・Center・Host・Area・Coordinator
85	ポリオ撲滅	105	ロータリー財団の使命
86	ポール・ハリス・ソサエティ	106	ロータリー財団への寄付
87	ポール・ハリス・フェロー	107	ロータリー財団への義務的寄付の禁止
88	毎年あなたも100ドルを	108	ロータリー平和センター
89	マルチプル・ポール・ハリス・フェロー	109	ロータリー平和フェローシップ
90	メモリアル・コントリビューター		
91	利害の対立、衝突 Conflict of Interest		
92	ロータリー・カード		
93	ロータリー財団		
94	ロータリー財団管理委員会		
95	ロータリー財団グローバル補助金 Rotary Foundation Global Grants		
96	ロータリー財団月間		
97	ロータリー財団事務総長		
98	ロータリー財団地区補助金 DG Rotary Foundation District Grant		
99	ロータリー財団章典		
100	ロータリー財団地域コーディネーター		

1 アーチ・クランフ賞 Arch Klumph Award

1917年、アトランタ大会で初めてロータリー財団の構想を発表したアーチ・クランフRI会長の名によって1969年設定された賞で、ロータリー財団に特にすぐれた貢献をなした者に与える賞。記念楯または感謝状が贈られる。

2 アーチC.クランフ・ソサエティ Arch C.Klumph Society

ロータリー財団に対し累計25万米ドル以上の寄付者が、ソサエティのメンバーとなる。これはロータリー財団管理委員会が2004年10月、寄付者に感謝の意を示し、ロータリー財団の創始者の名前にちなみ、創設した。メンバーには感謝状が贈られ、その写真がRI世界本部内のアーチ・クランフ・ギャラリーに飾られる。

3 遺贈 Bequest

遺言または他の資産計画の中にロータリー財団恒久基金に寄付する旨記したことをロータリー財団に文書で通知すると、ベネファクターとして認証されます。

4 遺贈友の会 Bequest Society

10,000ドル以上の遺贈を約束すると遺贈友の会のメンバーとなる。

5 一括補助金 Block Grant

地区補助金は、地区がクラブに授与する補助金を含めて、一括した額で申請し、その額をまとめて受け取ります。

このような補助金を一括補助金と言います。

6 インターナショナル・パートナー INTERNATIONAL PARTNER

グローバル補助金においては、2カ国以上の地区またはクラブが参加し、奉仕プロジェクトを実施します。

そのプロジェクトを海外から援助する地区またはクラブをインターナショナル・パートナーと言います。

7 大口寄付アドバイザー Major Gift Advisor

2009年7月1日より、RRFC補佐と役職名が変更になりました。

8 大口寄付者 Major Donor

年次基金寄付、恒久基金寄付、使途指定寄付などのすべての現金寄付額の総計が10,000ドルに達すると大口寄付者と呼びます。

9 大口寄付の表彰 Recognition for Major Gift

年次基金寄付、恒久基金寄付、使途指定寄付などのすべての現金寄付の総計が10,000ドルを超えると大口寄付者として表彰されます。

10 覚書(MOU) Memorandum of Understanding

地区が補助金制度に参加するために守らなければならない条件。
銀行口座、書類の保管、財務管理などが詳細にわたって説明されている文書です。
覚書に記載されている条件を承諾し同意することにより地区は参加資格を得て、補助金を申請できるようになります。

11 会員資格とロータリー財団寄付 Membership and Rotary Foundation Contributions

RCは、ロータリー財団への寄付を入会条件としてはならない。
[107. ロータリー財団への義務的寄付の禁止を参照]

12 学友 Alumni

元奨学生、元研究グループ交換チーム・リーダーとチーム・メンバー、元大学教員補助金受領者、元ロータリー・ボランティア（世界社会奉仕助成金受領者）などがロータリー財団学友。

13 学友人道奉仕世界賞 Global Alumni Service to Humanity Award

10年以上前の学友からゾーンで1名選び、エバンストンのロータリー財団に12月29日必着で報告します。
1月に世界レベルで1名選びます。国際大会で、同賞を贈られます。

14 冠名基金 Named Fund

25,000ドル以上を恒久基金に寄付をすると、寄付者の名前をつけて、別個のユニットで運用する。収益をシェアと選択すれば、冠名基金の収益の50%がDDFとなる。管理委員会の裁量と選択すれば、収益は全額、国際財団活動資金として使われる。

15 冠名奨学金 Named Scholarship

個人または団体は、1学年度間の留学費用全額を寄付することによって、自己の氏名を冠した奨学金を寄付することができます。

寄付金額はシェア・システムの奨学金所要額と連動します。

冠名奨学金は使途指定寄付です。

16 冠名奨学金基金 Endowed Scholarship

米貨15万ドル以上の寄付によって冠名奨学金基金の設立ができ、その元金の収益金が1学年度間の留学費用に達したとき、1件の冠名奨学金が授与されます。

1回限りの冠名奨学金と異なる点は、寄付の元金に手をつけないことです。

冠名奨学金は使途指定寄付で、奨学金基金は恒久基金寄付のため、両方の寄付額とも地区のシェア・システムの対象になりません。

17 冠名ロータリー平和フェロースHIP基金 Endowed Rotary Peace Fellowship Fund

500,000ドル以上寄付しますと修士課程を学ぶロータリー平和フェローのためのフェロースHIP基金を設立することができます。

18 寄付表彰方針 Contribution Recognition Policies

寄付者は、ロータリー財団のプログラムを支援するためにロータリー財団に寄付するのである。財団寄付者として認定するために、管理委員会はさまざまな表彰方式を用意している。すべての寄付は、寄付者の指定したRCの寄付に加えられて、そのクラブがより高い1人当りの寄付と寄付累計に進むのに貢献することになる。

19 協同プロジェクト最高賞 Best Cooperative Projects Award

協同プロジェクト最高賞は、地元、全国あるいは国際レベルにおいて他の団体と協同で遂行された卓越したクラブや地区の奉仕プロジェクトを表彰し、国際社会におけるロータリーへの理解と認識を深めるものである。

20 協同奉仕委員会 Partners in Service Committee

地域内のロータリー提唱の団体との関係を強化し、その奉仕活動に協力することに心を配るものとする。

21 協力組織 Strategic Partner (戦略パートナー)

補助金制度の下では、グローバル補助金の中にパッケージ・グラントがありますが、このパッケージ・グラントにおいてロータリー・クラブや地区と合同で大規模なプロジェクトを実施する団体を協力組織と言います。
現在は、戦略パートナーと表現しています。

22 協力団体 Cooperating Organization

地区補助金やグローバル補助金の申請に出てくる言葉で、専門知識や人材などの面でロータリアンのプロジェクト実施を援助する団体のことです。
例えば、ユニセフ、赤十字などです。協力団体は受益者 (Beneficiary) になれません。補助金制度の下のグローバル補助金では、奨学金を除き、一つの団体が協力団体になれるのは年5件に限られます。

23 クラブ&地区計画補助金 Club&District Developed Grants

グローバル補助金のことです。クラブ、地区が財団の重点とする六つの分野に関するプロジェクトを立案し、財団へ申請するものです。
2カ国以上のクラブまたは地区が参加する国際プロジェクトを支援します。
資金はDDFとWFと現金の組み合わせにより調達されます。
組み合わせ率は、DDFなら1対1、現金なら1対0.5でWFが組み合わせられます。
申請手続きは、オンラインで行います。

24 クラブの覚書(MOU) Memorandum of Understanding

この文書は、補助金制度に参加するクラブのために、ロータリー財団が作成した正式な覚書 (MOU) です。
クラブと地区の間の同意書であるこの文書には、ロータリー財団補助金の活動および資金の管理を適切に行うためにクラブが取る対策が説明されています。
この文書を承認することにより、クラブはすべての財団の要件を遵守することに同意することになります。

25 計画年度 A Planning Year

地区補助金の下でのビジネス・サイクルは2年で、計画年度と実施年度があります。
地区補助金を申請する年度が計画年度で、補助金を受け取り、プロジェクトに使っていくのが実施年度です。

26 警告書 Warning Letter

補助金プログラムを申請し、補助金を受け取って1年経過しても、中間報告も最終報告も提出していない場合、Warning Letterが送付されます。

申請書を提出し、不備が指摘されたにもかかわらず何の対応もしない場合もWarning Letterが送付されます。

前者の場合、最悪の事態ですと、クラブ名の公表、クラブの除名に至ります。

後者の場合、その申請書がキャンセルされます。

27 月次寄付報告 (MCR) Monthly Contribution Report

地区内各クラブの寄付一覧表。Member Access Portalで見ることができます。

28 公益財団法人ロータリー日本財団

新公益法人関連3法（法人法、認定法、整備法）が、2008年12月1日に施行されるのを受け、これまでの特定非営利活動法人ロータリー日本財団を2008年9月10日をもって解散し、2009年6月に一般財団法人ロータリー日本財団を登記しました。

更に、一般財団法人ロータリー日本財団は、2010年12月24日に公益認定を受け、「公益財団法人ロータリー日本財団」となりました。

29 恒久基金 Permanent Fund

収益だけを財団プログラムの支援に使う基金である。その目標は、財団への毎年の支援を補い、それによって少なくともある程度のプログラム活動を行い、また、将来における人類の緊急のニーズに応える新プログラムまたはプログラムの拡張を容易にしようとするものである。ベネファクターになることは、恒久基金支援の第1歩と言える。

30 コーポレート・プロジェクト Corporate Project

ロータリーが組織を挙げて実施するようなプロジェクト。
代表的な例がポリオ・プラスです。

31 国際財団活動資金 (WF) World Fund

年次基金寄付と恒久基金利息の50%が、シェア・システムの下で、国際財団活動資金 (WF) に充てられます。

ロータリー財団管理委員会がその用途を決定します。

32 国際問題研究のためのロータリー平和センター Rotary Peace Centers for International Studies

正式名称は、「紛争の解決と平和における国際問題研究のためのロータリー平和センター」です。

ロータリー財団の主要な教育並びに平和の優先事項です。財団は、世界の名門6大学と提携し、5つのロータリー・センターにおいて、2年間の修士課程で国際問題、平和、紛争解決を研究するロータリー平和フェローを後援します。

(期間は、15、16、21、22ヶ月の各コースがある。)

又、タイのチュラロンコーン大学のロータリー平和センターでは、専門能力開発の修了証を取得する為の3ヶ月集中コースがあります。

33 コントリビューティング・クラブ／地区 Contributing Club/District

グローバル補助金においては、2カ国以上の地区またはクラブが参加し、奉仕プロジェクトを実施します。

プロジェクトを実施する国側の代表でもなく、プロジェクトを海外から援助する側の代表でもなく、ただ単にプロジェクトを支援するために資金援助をするクラブや地区のことを言います。

このクラブや地区は、補助金プロジェクトにおいて何か不正があっても責任は問われません。

34 災害救援 Disaster Relief

被災地のRCが、被災地のさし迫ったニーズをかなえるプロジェクトを組織し、救援のための寄付を他の人々から進んで受け、これを管理することもまれではない。クラブの関心も高いし、RCやロータリアンの災害救援活動の価値は明らかではあるが、RI理事会に申請し、承認を得て初めて、クラブまたはクラブ・グループは、他のRCまたはロータリアンに文書を配布し、災害救援に関し財政援助ほかの支援を求めることができるのである。

35 財団学友 Alumni of The Rotary Foundation

元奨学生、元研究グループ交換参加者、元大学教員補助金受領者、ロータリー・ボランティアはすべてロータリー財団学友である。RC会員候補者として、地区やRC会合のプログラムや講演の支援者として、また国際親善や、財団の広報支援者としても大いに期待されている。

36 財団学友諮問グループ Foundation Alumni Resources Group (FARG)

FARGのメンバーの目標は、財団学友をロータリー活動に参加させるようクラブや地区に奨励すること、財団学友をRC会員候補者として考慮するようクラブに要請すること、ロータリー財団プログラムの効果的推進者として学友を活用すること。学友の名簿の整備に力を貸したり、国際親善奨学生や研究グループ交換チーム・メンバーのオリエンテーションを組織したり、地区学友会の設置に協力する。

37 財団功勞表彰状 The Rotary Foundation Citation for Meritorious Service (CMS)

ロータリー財団に対して多大の功勞のあったロータリアンに、管理委員会が贈るもの。1地区1人を限度とする。

38 財団の使命 The Mission of the Foundation

2007年規定審議会で、ロータリー財団の使命に関する決議が提出され、採択されました。財団の使命は「ロータリアンが、人々の健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすること」です。

39 財団の諸活動の名称 Naming Foundation Activities

クラブまたは地区の財団活動とともに「ロータリー」という名称を地区が使うことに反対するものではない。但し、

- 1) このような使い方は、活動を、RIでなく関係クラブまたは地区に関連させるものでなければならない。
- 2) 「国際」という語は、クラブまたは地区の財団活動の名称の一部として、または、その名称とともに、使ってはならない。
- 3) クラブまたは地区の財団活動の名称は、地区番号から始まらなければならない。
- 4) クラブまたは地区の財団活動とともに、「ロータリー」および「財団」という語を使うとき、活動の名称としては、「ロータリー」と「財団」という語を離して使わなければならない。

40 「財団の友」会員 Rotary Foundation Sustaining Member

「財団の友」会員は、年次基金へ毎年100ドル以上寄付する人のことです。

41 財団のプログラム Programs of The Rotary Foundation

ロータリー財団の補助金プログラムは大きく分けて3種類です。

1. ロータリー財団地区補助金 (Rotary Foundation District Grant)
2. ロータリー財団グローバル補助金 (Rotary Foundation Global Grants)
3. パッケージ・グラント (Packaged Grants)

その他に、主要なプログラムとして、ロータリー平和フェロシップとポリオ・プラス、ポリオ・プラス・パートナーがあります。

42 財団への寄付 Contributions to the Foundation

財団への寄付は、大きく分けて次の三種類になります。

1. 年次基金寄付

年次基金への寄付です。用途を決めずに寄付して、3年後にその寄付金をプログラムに使います。全額が奉仕プロジェクトに活用されます。

年次基金寄付の3年間の投資収益は、プログラムの運営、寄付増進、一般運営費に充てられます。

2. 恒久基金寄付

元金は使わず基金として積立てられます。投資収益のみを財団プログラムに使います。

その目標は、最低限度のプログラム活動を継続し、将来の新プログラムまたはプログラムの拡張を容易にしようとするものであります。

3. 用途指定寄付

使い道を決めて寄付するもの。

ポリオ・プラスやポリオ・プラス・パートナー、ロータリー平和フェローシップ等への寄付。

43 財団補助金受領無資格者 Ineligibility for Foundation Awards

無資格者とはロータリー関係で働いている人、ロータリアン、その配偶者、血縁による子または孫、入籍している養子、その配偶者、尊属である。

しかし上記の人でもクラブを退会してから3年経てば補助金の受領資格ができる。

44 参加資格条件 Qualification

補助金プログラムに参加するためには、地区はロータリー財団の覚書(MOU)とロータリー財団の関連指針を承認し従い、専用の振込口座を設け、会計制度を決めて、参加資格を得なければなりません。

クラブの参加資格条件は、同じく覚書を承認し、地区の開催する補助金の研修を受けることによって得られます。

45 シェア・システム Share System

年次基金寄付と恒久基金収益の50%が地区財団活動資金(DDF)となり、50%が国際財団活動資金(WF)となります。

地区財団活動資金(DDF)は地区が用途決定に発言権を持っています。

国際財団活動資金(WF)は、ロータリー財団管理委員会がその用途を決定します。

46 識字率向上月間 Literacy Month

識字能力の向上を図る目的で、1997-'98年度RIの強調事項に指定された。さらに1997年7月の会合で理事会は、毎年、7月を識字率向上月間と定めた。地域の識字水準が、その地域の生活水準に直結する、という観点から、この月間中に読み書き、計算の出来ない人々を援助するために、ロータリー地域社会共同体、ローターアクト・クラブ、インターアクト・クラブ、世界社会奉仕、ロータリー・ボランティア、その他の既存のプログラムを通して、識字率向上に取り組んでいく。2006-'07年度より3月に変更された。

47 識字率の向上 Literacy Promotion

RCは、地域及び世界の識字率を高めるよう奨励されている。地域内のあらゆる人が、一般的に言って幸福に暮らすために読み書きの能力が重要であること、また、地域の識字水準が生活水準に直結することについて、すべてのロータリアンの理解を深めること；地域社会で、または他国の地域社会で識字率向上の必要性に取り組むプロジェクトに着手するよう全クラブに奨励されている。

48 試験的プロジェクト参加クラブ Pilot Project Clubs

RI理事会は、RCの現在の会員加盟資格、および組織運営手続の効果を測るために2種類の試験的プロジェクトを実施している。新モデル試験的プロジェクト参加クラブは、事業および専門職務に携わる若い人々を惹きつけ、またRCが地域社会にとり有意義で適切な存在であり続けるべく多様な手法を実験することを意図している。サイバー・クラブ（eクラブ）試験的プロジェクトもまた、業務多忙と出張、健康問題、及び既存クラブから距離的に隔たったクラブ例会への出席を維持できない、特別なニーズを持つロータリアンのために実施されている。

49 慈善年金 Charitable Gift Annuity

この年金は、国際ロータリーのロータリー財団と寄付者の契約です。

ロータリー財団は寄付を受け、年金受給者に、生涯、一定利率の年金を支払うと約束します。年金は投資とみなすべきものでなく、人道的目的の寄付をする一方で年金を受け取るというものです。

年齢50歳以上の人（ロータリアンとは限りません）が1万ドル以上を寄付し、一定額の年金を受け取ります。利率は年齢によって異なります。

寄付の意思を表明した場合、契約書を交わし、その年度から年金を受け取ることができます。

50 用途指定寄付 Restricted Giving

財団への寄付は、金額を問わず、財団プログラムを指定して寄付することができる。

51 使途推奨冠名基金 Donor Advised Fund (DAF)

個人またはクラブが10,000ドル以上の現金または資産を寄付し、その収益で米国国内歳入局承認の人道的団体に補助金(250ドル以上)を授与するもの。寄付金の運用(株式の比率等)まで寄付者が決めることができる。

52 実施年度 Implementation Year

地区補助金の下でのビジネス・サイクルは2年で、計画年度と実施年度があります。地区補助金を申請する年度が計画年度で、補助金を受け取り、プロジェクトに使っていくのが実施年度です。

53 職業研修チーム Vocational Training Team

グローバル補助金においては、チームは重点分野の範囲内で、自らの職業能力を高めるか、他の人に専門的研修を行うかのいずれかでなければなりません。

職業研修チームは明確な目的を持ち、意図、持続性のある成果、準備計画を提案するものでなければなりません。

経験豊富なロータリアンのチーム・リーダーとロータリアン以外の3人以上のチーム・メンバーで構成します。総数についての上限はありません。年齢制限もありません。

メンバーは、重点分野の一つに経験や専門知識があり、できれば重点分野に関連する専門職務が事業に雇用されていることが望まれます。

54 重点分野 areas of focus

補助金制度の下でのグローバル補助金の実施分野は次の六つの重点分野に限られています。

- 平和と紛争予防／紛争解決
- 水と衛生
- 疾病予防と治療
- 基本的教育と識字率向上
- 母子の健康
- 経済と地域社会の発展

ロータリー財団は優先事項として、この分野に専念していきます。

55 人道的援助と設備に対する要請 Request for Humanitarian Aid and Equipment

RIHはただ単に人道的援助と設備を提供している各種運動とは提携しない。これらの各種運動を手がけている機関は他に多くあるからである。各クラブは、この種の問題については、クラブの自主性で措置を講じて差し支えない。

56 人道的補助金専門家 Humanitarian Grants Cadre of Technical Advisors

通常、単にカードルと呼ぶ。3-H補助金や競争制のマッチング・グラント・プロジェクトを実施するロータリアン、また、ロータリー財団に専門知識や技術を提供するロータリアンがカードルとして登録する。次の分野がある。

- 保健
- 教育・識字
- 農業・食糧生産
- 水・衛生・環境保全
- 低価格のシェルター
- 小企業・回転ローン資金（マイクロ・クレジット）
- 監査（公認会計士）

57 人道的補助金プログラム Humanitarian Grants Program

人道的補助金プログラムは、RCと地区が、世界中の人々の生活を向上する地域社会プロジェクトの開発に利用できる資源を提供する。人道的補助金プログラムは、次の4つの共通の特徴をもつ選択肢を提供する。人道的補助金を通じて資金が支給されるプロジェクトは、次の事項を満たさなければならない。

- ロータリアンの積極的且つ直接的な参加
- ロータリーのネットワークのさらなる充実の支援
- 健全な資金管理の実証
- 人道的ニーズの提起

58 税制上の優遇措置と寄付金 Tax Advantages and Contributions

2011年7月1日より、公益財団法人ロータリー日本財団へ振込まれる寄付金は、すべて税制上の優遇措置の対象となります。

59 地区財団活動資金（DDF） District Designated Fund

年次基金寄付と恒久基金収益の50%が地区財団活動資金（DDF）となります。地区が用途決定に発言権を持っています。



60 地区補助金委員会 (DGSC) District Grant Subcommittee

地区の補助金委員会は次の役割と責務を持っています。

- クラブが新補助金への参加資格を取得できるよう監督する。
- 地区内でロータリー財団のすべての補助金に関する専門家となり、情報や支援を提供する。
- 全補助金についてロータリー財団に報告を行うことを含め、適切な資金管理が行われるよう確認する。
- クラブと地区への、補助金資金の配分についてまとめた地区方針を作り、これが順守されるようにする。
- 地区補助金Spending Planに地区が翌年授与予定のプロジェクト（奨学金、職業研修チームを含む）を記入し、財団に提出する。
- DDFの配分について意見や助言を提供する。
- 補助金関連の活動で、資金乱用や不正行為が疑われる場合は、それをロータリー財団に報告し、資金乱用の報告を受けた場合に、まず地元での調査を行う。
- 奨学金とロータリー平和フェローシップ、そして職業研修チーム派遣の事業管理の責任を持つ。

61 地区ロータリー財団委員会 (DRFC) District Rotary Foundation Committee

四つの小委員会（補助金、資金推進、ポリオ・プラス、財団資金管理）によって構成されます。四つの小委員会の委員長は、地区ロータリー財団委員会の委員となります。

地区ロータリー財団委員長は3年の任期を全うしなければなりません。地区ガバナーは、地区ロータリー財団委員会の職権上の委員となります。

地区ロータリー財団委員会は、地区ガバナーやガバナー・エレクトと協議してシェアの配分と用途を決定し、地区内ロータリアンに対し、財団プログラムへの参加を奨励すると同時に、寄付増進に努めます。

62 地区ロータリー財団セミナー District Rotary Foundation Seminar

地区ロータリー財団セミナーの目標は、ロータリー財団プログラムへの参加と財政的支援を増やすことにあります。セミナーは、教育的であると同時に意欲を高めるものでなければなりません。

このセミナーには3つの目的があります。

- ロータリー財団についてロータリアンを教育する。
- ロータリー財団が自分たちの財団であるという自覚と責任感を一人ひとりが持つようにする。
- ロータリー財団に対する誇りを培う。

63 提携クレジット・カード Affinity Credit Cards

RIは、前もってRI理事会の許可を受けることなしに、「ロータリー」「ロータリアン」「国際ロータリー」「ロータリー地区」などの文字または徽章などのRIの標章を使用したクレジット・カードの使用を許可しない。

64 特定非営利活動法人ロータリー日本財団 NPO Rotary Foundation Japan

2008年9月10日をもって解散しました。

65 認証 Recognition

寄付者に、感謝のしるしとして、ポール・ハリス・フェローやベネファクターのピン、認証状を贈ること。認証と寄付実績は同じではありません。

66 認証ポイント Recognition Point

既にポール・ハリス・フェローになっている人が、年次基金寄付または使途指定寄付をすると、その額がポイントとなり、自分がマルチプル・ポール・ハリス・フェローになったり、他の人にポイントを譲ることができます。認証ポイントに移譲出来るのは、寄付者本人だけです。

認証ポイントの移譲は、ミニマムは1ポイントです。

認証ポイントは、期限無く有効です。ただし、寄付者の死亡後、認証ポイントは失効します。例えば、個人で年次基金やポリオ・プラスに寄付した場合、ポール・ハリス・フェローになるための1,000ドルを上回った金額から認証ポイントがつきます。

累計5,000ドルに達した場合ですと、認証ポイントは4,000ポイントとなります。

67 年金 Charitable Gift Annuity

恒久基金の一種で、米貨1万ドル以上を寄付し、一定額の年金を受け取るというものです。年金の受取人は、寄付者の指名する1人または2人ですが、日本の場合、寄付者本人を受取人とします。

国際ロータリーのロータリー財団は、年金受取人（50歳以上に限定）の生存中、毎年、一定の金額を支払っています。その金額は年金受取人の年齢によって異なります。

68 年次基金 Annual Fund

財団に毎年行う使途を指定しない寄付のこと。

69 年次基金アドバイザー Annual Fund Strategic Advisor

2009年7月1日より、RRFC補佐と役職名が変更になりました。

70 年次報告 Annual Report

ロータリー財団の会計報告。寄付金がどのように使われたかを知るのによい資料です。毎年1月に直前年度の年次報告が出版され、各クラブに送付されます。また、日本事務局に注文することもできます。国際ロータリーの年次報告とロータリー財団の年次報告が別々にあります。

71 パイロット地区 Pilot district

2013-14年度からロータリー財団の新補助金制度が全世界で完全実施される予定ですが、それに先がけて、2010-11年度から3年間、新補助金制度を試行する地区をパイロット地区と言います。

世界で100地区がパイロット地区に選ばれました。

その内、日本では次の6地区がパイロット地区になりました。

第1ゾーン：第2830地区、第2770地区

第2ゾーン：第2580地区、第2760地区

第3ゾーン：第2650地区、第2690地区

72 パッケージ・グラント Packaged Grants

財団の重点とする六つの分野に関するプロジェクトをロータリー財団が立案し、戦略パートナーと合同で長期的で大規模なプロジェクトを実施するもので、戦略パートナーとの協力の下、ロータリアンがプロジェクトの実施にあたります。

WF、財団の収益、戦略パートナーからの寄付等によって資金が提供されます。

地区は、DDFを使って、スポンサーとなることができます。

73 一人当たりの寄付 Per Capita Giving

1997年10月の管理委員会決定で、一人当たりの寄付の算出方法を寄付総額を会員数で割る方式から年次基金寄付額を会員数で割る方式に変更した。一人当たり100ドルが目標とされている。

74 100パーセント財団の友クラブ 100% RFSM Club

クラブ会員全員が年次基金寄付を100ドル以上寄付したクラブ。毎年度終了後（8月）にバナーが贈られる。申請する必要はなく、自動的に認証される。

75 100パーセント・ポール・ハリス・フェロー・クラブ 100% Paul Harris Fellow Club

全会員がポール・ハリス・フェローになったクラブで、特別のバナーが贈られる。

76 プライマリー・クラブ／地区 Primary Club/District

グローバル補助金においては、2カ国以上の地区またはクラブが参加し、奉仕プロジェクトを実施します。

プロジェクトを実施する国側の代表となるクラブや地区、そのプロジェクトを海外から支援する援助国側の代表となるクラブや地区のことを言います。

このクラブや地区は補助金プロジェクトの全責任を負います。

77 ベネファクター Benefactor

金額を問わず、ロータリー財団恒久基金へ寄付する旨を遺書または資産計画に書きしるしたことを財団に通知した人。

または米貨1,000ドル以上を恒久基金に無条件寄付した人をベネファクターという。シェア・システムの対象とならない。

78 法人のマッチング・ギフト Corporate Matched Gift

会社が、従業員・定年退職者・役員・及びその配偶者たちによる人道的目的のための寄付に対しそれと同額の(あるいは上回る額)を寄付するプログラム。これは、地域内の会社にロータリー財団を紹介し、今後ロータリー財団への支援を深めてもらう素晴らしい方法である。寄付金額は、クラブのロータリー財団寄付額に加えられ、PHFとSMの対象ともなる。使途指定でなければ地区のシェア・システムの対象となる。日本の会社で参加しているものはまだない。

79 補助金授与計画 Spending Plan

地区が、翌年の地区補助金授与予定のプロジェクト(奨学金、職業研修チームを含む)を列記するものです。

地区補助金では地区の裁量が大きくなるため、奨学金や職業研修チームの補助金も、補助金授与計画に列記するだけで授与できます。

80 ホスト・パートナー HOST PARTNER

グローバル補助金においては、2カ国以上の地区またはクラブが参加し、奉仕プロジェクトを実施します。

2カ国の内、一つはプロジェクトを実施する国(援助受領国)にあり、これをホスト・パートナーと言います。

81 ポリオ・プラス Polio Plus (PP)

ロータリーは1979年に初めてポリオのプロジェクトに加わり、1980年代初めに、史上最も意欲的なプログラムを計画した。世界中の児童にポリオの予防接種をしようというプログラムである。1985年にポリオ・プラス・プログラムを設けた。ポリオと共にハシカ、ジフテリア、結核、百日咳、破傷風の五つをプラスして、同時追放を目的としているためポリオ・プラスと呼んでいたが、この「プラス」は最初の頃と意味が変わって現在は、世界的なポリオ撲滅運動がもたらした遺産のことを指している。

82 ポリオ・プラス基金 Polio Plus Fund

ポリオ・プラス・プログラムとその目標を支援して授与される補助金すべてを支払うものである。

83 ポリオ・プラス・パートナー (PPP) Polio Plus Partners

ワクチン以外の用途に対する寄付で、これはポリオ・プラス寄付と異なり、基金としてプールせず、すぐ使います。
ロータリー財団はオープン・プロジェクト一覧表（援助を待っているプロジェクトの一覧表）を作成し、寄付者が何に使いたいのか具体的プロジェクトを選べるようにしています。

84 ポリオ・プラス・プログラム Polio Plus Program

ポリオ（小児マヒ）を西暦2000年までに地球上から追放する目的のロータリー財団の事業。プラスとは、ポリオのほかハシカ、ジフテリア、結核、破傷風、百日咳の五つの主要伝染病をプラスして同時追放を目的としているという意味。
この事業はWHOやユニセフと提携して推進中。

85 ポリオ撲滅 Polio Eradication

世界保健機関、世界証明委員会、ロータリーは、ポリオ撲滅という言葉で、野生株のポリオ・ウイルスの伝播をとめるという意味で用いています。
2007年の規定審議会で、ポリオの撲滅を国際ロータリーの最優先の目標とすることが承認、確認された。

86 ポール・ハリス・ソサエティ Paul Harris Society

ロータリー財団に毎年1,000ドル以上寄付する人が、ポール・ハリス・ソサエティの会員資格を有する。

87 ポール・ハリス・フェロー (PHF) Paul Harris Fellow

ロータリー財団に年次基金寄付または使途指定寄付、あるいはその合計で1,000ドル以上寄付した人。

88 毎年あなたも100ドルを Every Rotarian, Every Year (EREY)

ロータリアンひとりひとりに毎年100ドルの年次基金寄付を。
このためのニュースレターが毎月発行されている。

89 マルチプル・ポール・ハリス・フェロー Multiple Paul Harris Fellow

年次基金寄付または使途指定寄付、あるいはその合計で1,000ドル以上寄付した人は、その後1,000ドル寄付するごとにマルチプル・ポール・ハリス・フェローになります。
2,000ドルから9,000ドルまで8段階あります。
大口寄付者と異なり、現金を寄付せず、認証ポイントを受け取っても、現金と認証ポイントの総額でマルチプル・ポール・ハリス・フェローになることができます。

90 メモリアル・コントリビューター Memorial Contributor

亡くなった人を記念して、金額を問わず寄付した個人またはクラブである。この証書は故人あるいは寄付をした個人またはクラブの名前で発行される。

91 利害の対立、衝突 Conflict of Interest

ロータリアンやローター従業員の親族が、奨学生や職業研修チーム・メンバーになれないこと。
また、ロータリアンが地区補助金やグローバル補助金の受益者になれないこと。

92 ロータリー・カード

2002-03年度より、日本でもロータリー・カードが発行されました。
2007年9月末に5,000人を上回りました。
2007年10月からカード購入額の0.3%がロイヤリティーとして日本事務局に振り込まれています。
また、ゴールドカードについては、年1人3,000円が振り込まれています。
カードで買物をしますと、ポイントがつきます。
そのポイントを貯めて1,000ポイント(5,000円分)になりますと、そのポイントをロータリー財団に寄付できます。
現金ですので、買物をした個人の年次基金寄付として実績に加算されます。

93 ロータリー財団 The Rotary Foundation (TRF)

ロータリー財団の正式名称は、「国際ロータリーのロータリー財団」である。ロータリー財団は、1917年、米国ジョージア州アトランタで開催された国際大会において、アーチC.クランプが「全世界的な規模で慈善・教育・その他社会奉仕の分野でよりよきことをするために基金をつくろう」と提案したことに始まり、1928年に国際大会でロータリー財団と名付けられ、1931年に信託組織となり、1983年に米国イリノイ州法の法令の下に非営利財団法人となった。

94 ロータリー財団管理委員会 Trustees of The Rotary Foundation

RI会長が推薦し、RI理事会が選出した15人のロータリー財団管理委員会。ロータリー財団の管理理事会。財団のすべての業務は管理委員会により運営され、ロータリー財団の法人設立に関する定款に記載されている財団法人としての目的の推進がその責務である。

95 ロータリー財団グローバル補助金 Rotary Foundation Global Grants

補助金制度において補助金は地区補助金、グローバル補助金、パッケージ・グラントの3種類に分けられます。グローバル補助金は、六つの重点分野を支援します。
2カ国以上のクラブ・地区が6つの重点分野に関するプロジェクトを協同提唱し、立案実施する国際プロジェクトに授与されます。
(補助金の下限\$15,000.~上限\$200,000.)

96 ロータリー財団月間 The Rotary Foundation Month

1964-'65年度RI理事会と管理委員会は、毎年11月15日を含む1週間をロータリー財団週間とすることに定めた。
その後1983-'84年度に、11月をロータリー財団月間と定めた。
財団の奨学金事業及び人道的諸事業についての知識と理解を深め、財団の推進に役立つプログラムを実施する月間である。
RI理事会指定の8つの月間の1つ。

97 ロータリー財団事務総長 General Secretary of The Rotary Foundation

財団事務総長は、RI理事会によって選ばれた同一歴年度のRI事務総長と同一人とする。
事務総長は管理委員会と委員長の指示の下にロータリー財団の管理と財務を担当する最高責任者とする。また、管理委員会の方針を実行し、財団の全般的運営と管理の責任を負う。

98 ロータリー財団地区補助金 (DG) Rotary Foundation District Grant

補助金制度において補助金は地区補助金、グローバル補助金、パッケージ・グラントの3種類に分けられます。地区補助金は、DDFの50%以内を使って、地区が財団に一括申請します。

補助金は、財団より地区に一括交付されます。

クラブは、地区に個別プロジェクトを申請し、地区より補助金を受領します。

地区の裁量で、人道的、教育的、社会奉仕的プロジェクト等に活用出来ます。

国内の事業にも国際レベルの事業にも使用出来ます。

補助金額にミニマムの規定はありません。

99 ロータリー財団章典 Code of Policies, The Rotary Foundation

ロータリー財団管理委員会の一般のおよび永続的な方針のすべてが含まれた総括的な文章。

100 ロータリー財団地域コーディネーター Regional Rotary Foundation Coordinator (RRFC)

ロータリー財団管理委員長が全世界各地域に任命する。RI理事、財団管理委員会、ガバナー、ガバナー・エレクト、各地区財団委員会にとって、財団関係事項、プログラム、財務の顧問的な役割を果たす。財団セミナーやガバナー・ノミネーのための特別企画研究会議を運営、各地区の財団目標達成を支援する。

101 ロータリー財団地域コーディネーター補佐 Assistant RRFC

2009-10年度から大口寄付アドバイザーと年次基金アドバイザーの役職を統合してRRFC補佐に一本化しました。

その役割は、従来のように、大口寄付者を探し、「毎年あなたも100ドルを」を推進するだけではありません。

RRFC補佐は、RRFCがロータリー財団の補助金プログラムと寄付の機会についてロータリアンを研修するのを支援し、また、担当地区の地区指導者に協力し、要請されれば、担当地区についてRRFCとロータリー財団に報告します。

さらに、ロータリー財団プログラムについて、担当地区の相談に乗ります。

102 ロータリー財団地区奉仕賞 The Rotary Foundation District Service Award

ロータリー財団に特に貢献した人にガバナーから授与される賞状である。

103 ロータリー財団特別功労賞 The Rotary Foundation Distinguished Service Award

功労表彰状を受賞した後丸4年が経過してから、ロータリアンは特別功労賞を受ける資格を得る。これは奉仕に対する財団最高の表彰である。財団への模範的な奉仕は、地区の範囲を超え、長期にわたるものでなければならない。

104 ロータリー・センター・ホスト・エリア・コーディネーター Rotary Center Host Area Coordinator

日本の場合、ロータリー・センターは国際基督教大学で、ホスト・エリアは第2750地区、第2580地区、第2590地区、第2780地区、第2770地区、第2790地区の6地区です。フェロー、クラブ、地区、カウンセラー、大学間の連絡、オリエンテーションの主催などの任務を負います。2006年2月の管理委員会で、世界平和フェローを受け入れる場合、ホスト・エリア・コーディネーターが、ホスト・エリアの地区ガバナーと地区ロータリー世界平和フェローシップ委員長と協議のうえ、フェロー1名に正副2名のホスト・カウンセラーを任命することになりました。フェローが日本に来て最初の3ヶ月間にホスト・エリアの主要行事に単独で、またはグループで出席できるよう配慮するのも、ホスト・エリア・コーディネーターの責務です。

105 ロータリー財団の使命 Mission of the Rotary Foundation

ロータリー財団の使命は「ロータリアンが、人々の健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすること」です。

106 ロータリー財団への寄付 Contribution to The Rotary Foundation

ロータリー財団への寄付には次のようなものがあります。

- 年次基金寄付
- 恒久基金寄付
- 使途指定寄付

恒久基金寄付には、無条件の現金寄付、遺贈、冠名奨学金基金、冠名基金、慈善年金、世界平和冠名フェローシップ基金等があります。

使途指定寄付には、冠名奨学金、提唱者寄付金、ポリオ・プラス、ポリオ・プラス・パートナー、ロータリー・センター・プログラム寄付等があります。

107 ロータリー財団への義務的寄付の禁止 Prohibition of Mandatory Contributions to The Rotary Foundation

ロータリー財団は、自発的寄付を原則として開発されたものである。会員資格として財団への寄付を言及する文、あるいはこのような会員資格を包含するような文が、会員申込用紙に記載されるべきではない。財団への寄付を会員資格とするようないかなる細則も禁じられている。会員証にこのような寄付について言及することは、一切認められない。

108 ロータリー平和センター Rotary Peace Center

正式名称は、「紛争の解決と平和における国際問題研究のためのロータリー平和センター」で、世界6カ所のセンター7大学で、世界平和と紛争解決に関する2年の研究課程を設けています。(15ヶ月、16ヶ月、21ヶ月、22ヶ月コースもあります。)

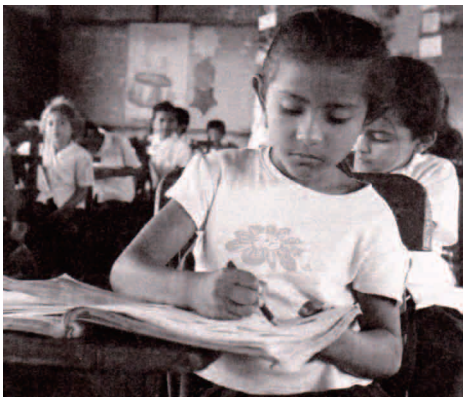
2009年10月の管理委員会で、通称を「ロータリー平和センター」とすることになりました。毎年、「修士号取得プログラム」に50名が選ばれてICU、クイーンズランド大学、ブラッドフォード大学、ウプサラ大学、「ノースカロライナ大学チャペルヒル校とデューク大学」の6大学で学びます。

又、毎年「修了証プログラム」に50名が選ばれて、チュラロンコーン大学の博士課程で3ヶ月間学びます。

109 ロータリー平和フェローシップ Rotary Peace Fellowship

2002—04年度に世界平和奨学金が発足しましたが、2005年2月の管理委員会決定により、世界平和奨学金 (World Peace Scholarship) の名称を世界平和フェローシップ (World Peace Fellowship) に改正し、その後、2009年10月の管理委員会で、「ロータリー平和フェローシップ」と名称を改正しました。奨学生 (Scholar) は、フェロー (Fellow) となります。

過去の世界平和奨学生についても遡ってロータリー平和フェローと呼びます。



識字率向上プロジェクト





——— ローターリー財団への 熱きおもい ———

国際ロータリー・第2650地区 2012-13年度 ガバナー
河本 英典

ロータリー財団は、私達ロータリアンに多くの出逢いと感動をもたらします。

私達ロータリアンは、「世界でよいことをしよう」という標語を掲げ、人々の健康状態の改善、教育への支援、貧困の救済を通じて、世界理解、親善、平和を達成しようと活動を続けております。

一人一人のロータリアンの意欲と善意が集まって、地域社会が幸福になり、世界が平和になっていく大きな力となることをロータリアンは確信しています。

ロータリアン全員の神聖なる善意信託である財団資金は、毎日着実に、世界中の困っている人々の生きる力、夢ある人生を支援し続けております。

ロータリアンの皆さまが深い真心と溢れんばかりの熱きおもいをもって、財団プログラムに積極的に参加し、多くの出逢いと沢山の感動を味わって下さることを願っています。



——— 奉仕の感動 を分かち合いましょう ———

国際ロータリー・日本第3ゾーン・ARRFC
国際ロータリー・第2650地区2011-12年度ガバナー 今西 信裕

「未来の夢計画」財団パイロット地区3年目にあたる年度に「わかりやすい財団テキスト」が発刊されることは、大変素晴らしいことです。RI 2650地区は、過去2年間、日本で世界でも「未来の夢計画」のモデルになるような輝かしい実績をパイロット地区として残しました。グローバル補助金、新地区補助金をフルに活用して、クラブでの奉仕事業を広げ、充実することで、会員の財団寄付に対する理解と推進が深まり、より良いプラスの循環になって好結果を出しております。

奉仕には感動が求められます。奉仕をさせていただけることに感謝し、相手の喜びの笑顔やありがとうの言葉に、感動し、元気を逆にもらうとともに、心が癒されます。奉仕をしてよかったと実感します。サモア独立国でのポリオワクチン投与参加者全員が、子供達のつぶらな瞳と笑顔に、奉仕の感動を分かち合いました。

ロータリー財団と国際ロータリーは車の両輪です。財団は分かりにくいと良く言われますが、よりシンプルに標準化され、誰でも勉強すればすぐ理解でき、活用でき、世界で良いことができます。このテキストに大いに期待いたしております。



ロータリー財団の夢

ロータリー財団元地域コーディネーター
国際ロータリー第2650地区パストガバナー
国際ロータリー第2650地区ロータリー財団委員長 **宮崎 茂和**

ロータリー財団の夢はロータリーの夢であり、私達ロータリアンがそれを実現させる主役であります。

ロータリーの理念を内に秘めたロータリアンが行う質の高いプロジェクトは、ロータリーの綱領に向かって常にアグレッシブなものであり、素晴らしい地域社会の構築、そして世界の平和実現に一步でも二歩でも近づくものでなくてはならないと思います。

財団は、旧来の陋習から脱却すべく、2010年～11年度から「未来の夢計画」を提唱し、それを形にして強力に推進し、確固たる財団の実現に向かって大きな転換をしました。これは私達ロータリーの未来の運命をかけた大決断でもあります。私達は幸運に恵まれてパイロット地区としてこれに参加することが出来ましたが、財団に対する今迄の実績が評価されたことでもあり、先輩各位の実績に感謝し、現在の私達はこれを更に増強をしていくという自覚を持ちたいと思います。このような背景から、財団に属する小委員会の活躍は素晴らしく、目を見張るものがあり、会員に対する研修なども強化しました。2650地区会員お1人、お1人に財団の存在価値と重要性を認識し、活用していただくことでRCが活性化し寄付も増進されてくるというサイクルにまで進みつつあります。

財団の夢計画もいよいよファイナルステージに入りますが、今や2650地区はパイロット地区の中でもその活躍は注目されています。私達は更に努力を重ね、地域や世界で私達の奉仕を待っている人々が少しでもより向上した生活が出来るように、そして私達の綱領や財団の使命に更に近づくことが出来るロータリーライフを送りたいと思います。そして、3年間のその実績をもとに苦勞して作ったのがこの財団テキストであり、この中には地区財団委員会の汗の結晶が光っています。さあ！皆さんと共にService above Selfの花を見事に咲かせようではありませんか。

わたしたちのロータリー財団▶わかりやすい財団テキスト◀

お問い合わせ先	〒600-8216 京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町614番地 京都センタービル5階 520号室 国際ロータリー第2650地区 ガバナー事務所 TEL:075-343-2650 FAX:075-343-2651 Eメール:gov2012-13@rid2650.gr.jp
ホームページ	国際ロータリー第2650地区のホームページにアップされています。ダウンロード可。 http://rid2650.gr.jp/
監 修	ロータリー財団元地域コーディネーター 国際ロータリー第2650地区パストガバナー 国際ロータリー第2650地区ロータリー財団委員長 宮崎 茂和
編集・発行	国際ロータリー第2650地区 ロータリー財団委員会 マニュアル編集委員会
発行日	2012年11月1日

